

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回つくば市特別職報酬等審議会		
開催日時		令和3年(2021年)6月21日 開会14:00 閉会16:05		
開催場所		つくば市役所2階 職員研修室1・2		
事務局(担当課)		総務部人事課		
出席者	委員	白井 哲哉委員(会長)、飯田 哲雄委員、内田 智宏委員、大久保 京子委員、松信 利彦委員、山田 昌典委員(会長職務代理者)、山本 さおり委員、湯澤 夏樹委員		
	その他			
	事務局	総務部長 篠塚 英司、総務部次長 中泉 繁美、人事課長 松本 光由、人事課長補佐鈴木 尚、人事課係長 平野 亮、人事課主査 菊地 由紀、人事課主事 石井 利根、議会事務局議会総務課長 町井 浩美、議会総務課長補佐 大坪 哲也		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市の議員報酬等の見直しについて		
会議録署名人		確定年月日		令和3年7月20日
会議次第	1 委員任命 2 市長挨拶 3 委員紹介 4 会長選任 5 開会			

6	議事
7	その他
8	閉会

< 3 委員紹介 >

事務局：では委員の皆様のご紹介から始めさせていただきたいと思
います。五十音順で失礼いたします。

区会連合会会長、飯田哲雄様です。

飯田委員：よろしくお願いいたします。

事務局：市民公募より内田智宏様です。

内田委員：はい。よろしくお願いいたします。

事務局：同じく市民公募より大久保京子様です。

大久保委員：よろしくお願ひします。

事務局：筑波大学教授、白井哲哉様です。

白井委員：よろしくお願ひします。

事務局：つくば市商工会事務局長、松信利彦様です。

松信委員：昨年の4月から事務局長となりました。よろしくお願ひします。

事務局：つくば法律事務所、弁護士、山田昌典様です。

山田委員：弁護士の山田です。よろしくお願ひたします。政治倫理審査会
の委員もやっておりますけれども、こちらの委員としては初めて
ですので、よろしくお願ひします。

事務局：山本社会保険労務士事務所、山本さゆり様です。

山本委員：よろしくお願ひします。

事務局：市民公募より湯澤夏樹様です。

湯澤委員：よろしくお願ひします。

事務局：以上8名の体制でご審議いただきたいと思います。なお、当審議会の事務局は総務部人事課にて対応させていただきます。また本日は議会事務局職員も参加させていただいております何卒よろしくをお願いいたします。

ここで委員の皆様にお願いがございます。これ以降、議事録をA Iで編集する関係上、マイクを通しての発言という形でお願いしたいと思います。

< 4 会長選任 >

事務局：それではまず初めに、会長の選任を行いたいと思います。

つくば市特別職報酬等審議会条例第4条に基づき、会長は委員の互選により定める、ということとなっております。皆様いかがでございますでしょうか。はい。松信委員、お願いします。

松信委員：白井委員ではいかがでしょうか。

飯田委員：お願いします。

事務局：皆様ご異議ございませんでしょうか。

(はい。の声)

事務局：それでは会長は白井委員にお願いしたいと思います。白井委員、会長席へご移動お願いいたします。ここで白井会長から一言お願いしたいと思います。

会長：ええ。ご指名で、ここにお集まりの委員の皆様からのご指名でございますので、僭越ながら、会長の職を拝命いたします、白井でございます。

先ほど、委員の皆さんには個別に申し上げましたが、私は在勤者ではありますが在住者ではございません。従ってこの委員にそもそもなるのがふさわしいのかということを最初から事務局には申し上げているのですけれども、山田委員さんと同様私もちょっと

別の市の、ある会合のメンバーになっていることもあって、あまり不義をしてはいけないということから、僭越ながら、委員になることを受けたものでございます。

つくば市自体は、私は筑波町だった頃から、若い頃から割と来ているところではあります。ご縁があって、隣の駅の、大学に勤めて、干支が一回りしたぐらいのところであります。決してこの分野の専門ではございませんので、皆様方の、いろいろなお助けをいただいて、先ほどの市長さんの、言葉に、そういうような形での議論ができればいいかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：はい、ありがとうございました。それでは以降の進行は会長にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

< 5 開会 >

会長：はい。それでは改めまして第1回つくば市特別職報酬等審議会を、進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議を始めるにあたりまして、まず、つくば市特別職報酬等審議会条例第4条第3項に基づき、この会長の事故または、欠けその職務を勤めることができなくなったという状況の時、条例では、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理するというふうになっております。従いましてこの職務を代理する委員を決める必要があるのですけれども、これにつきまして、いかがでしょうか。

もし、ご異論、私の方での指名でよろしければ、山田委員さんにこの代理をお願ひしたいと思ひますけれども。山田委員よろしうでしょうか。いかがでしょうか。

山田委員：はい。承ります。

会 長 : はい。それでは、山田委員にお願いするということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではどうぞよろしくお願いいたします。

会 長 : 続きまして、本市審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例、会議を市民、皆さんに見てもらおうと公開するという、そのための条例があるわけですが、それに基づいて、公開で行うことになっております。事務局にお伺いしますが、傍聴の希望はありましたでしょうか。

事 務 局 : はい。1名の傍聴の希望がありました。

会 長 : はい。それでは、この後は傍聴の希望があったということでその方の入室を認めたいと思いますよろしくお願ひします。大丈夫ですか。はい。よろしくお願ひします。

それから今回の会議は、委員全員の出席であります。ですから、委員の過半数の出席ということで、つくば市特別職報酬等審議会条例の第5条第2項、審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと、あるのですが、逆に、全員出席でございますので、会議が成立いたします。このまま会議を進めていきたいと思ひます。

それではお手元の資料で議事というところがありますが、こちらに入って参ります。議事の(1)、つくば市の議員報酬等の見直しについてということですが、これについて、まず、諮問内容が諮問されているということが先ほどの市長さんからのお話でもありましたから、この諮問内容について事務局から、ご説明をお願いしたいと思ひます。

事 務 局 : はい。事務局から、諮問の内容について説明させていただきます。諮問書、お手元に別紙であると思ひますけれども、つくば市市議

会議員の議員報酬見直しに関する諮問についてということで、市議会の方から「特別職報酬等審議会を開催について」という依頼が提出されたことを受けて、つくば市市議会議員の報酬及び政務活動費の額の見直しについて、つくば市特別職報酬等審議会条例の第2条の規定に基づいて、諮問いたしますという形で皆様に諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 : ありがとうございます。お手元にある、五十嵐市長から、つくば市特別職報酬等審議会会長宛のこの諮問についてというこの文書で諮問が行われていることが、示されているということですね。
はい。ありがとうございます。

< 6 議事 >

会 長 : では、具体的に、この文章に掲げられている、つくば市議会議員報酬及び政務活動費の額の見直しについてということで、この内容について改めて事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 : はい。引き続き、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料に基づき説明

資料の説明、事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

会 長 : はい、ありがとうございます。この後、今ご説明いただいた資料の話で、質問をいただいたり、あるいは、今説明いただいた資料等に基づいて様々、皆様から、ご意見を出していただいたり、またそれについての討論をしていただきいきたいと思っております。その前に、会長という職に座ってしまった私から、委員の皆様

様にちょっと、お願いがございます。一つは、ぜひ皆様から積極的なご発言をいただきたいということです。先ほど、今ご説明いただいた資料についても、実はまだ確認したいこともありますし、あるいはこの後交わされる、様々な意見交換の中で、わからないことがあったら、ぜひ率直にわからないんだけど、と言っていたいて構わないので、そのようなことでとにかく皆様方から、積極的なご発言を賜りたいというふうに思っているということです。先を争っては、お話しされなくても結構ですが、場合によっては、私の方から、いかがですかということをお伺いすることがあるかもしれませんのでその時は一言でも結構ですので、ご発言いただければ幸いです。それからもう一つ、あらかじめお願いをしておきたいことがありまして、この手の話になると、ともすれば、この不景気の中で、予算をこれだけ使うのはいかなものかの話が必要があります。出がちですね。しかしながらここで言うまでもなく、特別職の報酬というのは、この制度を維持するための、費用として認めているものですので、いたずらに削ればいいのかというものでもないと思いますし、かといって、その額が適正かっていうことは、これは検討してみなければわからないことであると。それにつきまして先ほど市長さんの、お話もありましたが、議会のあり方そのものに関わる議論になるかもしれないってことをおっしゃっておられたので、その辺この機会に、ここにお集まりの委員の皆様方には、つくば市の市議会の現状というものを、ぜひ理解をいただいて、私も含めて理解をして、その上で、諮問された内容について皆様のご意見賜り、また討論をしていきたいと思っておりますので、その辺どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの事務局から御説明いただいたことについての、確認、あるいは、ちょっとわからない、理解ができないんだけどということがあれば、そこから埋めていきたいと思います。まだ時間は、たっぷりあるので、わからないところがあれば、ぜひ、事務局の方に聞いていただきたいと思います。

資料ですが、特にこれは、資料の1から5までと、それからが概況を示すもので、それから6から9というのが、他の自治体との比較に関わる数値の話になるので、これを一旦ちょっと二つに分けたいと思います。

資料の1から5、すなわち議会概要、議会の1年間、つくば市議会議員報酬、つくば市の概況つくば市の略年表という、つくば市自体の話が、書かれている部分の資料につきまして、もし不明な点、あるいはもう少し教えてくださいというふうに事務局にお願いしたい点があれば、まずそこからお出しいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

はい。大久保委員さんお願いします。

大久保委員：資料の3ですが、いくらぐらい支払われているか分かりませんか。

会 長：この3の行政視察旅費等ってことですね。これについて、多分令和2年度は著しく少ないような予測があるのですがけれども、昨年度及び一昨年度の数字がもしあれば、多分参考になると思うので、その辺いかがでしょうか事務局からすぐ回答出るでしょうか。

事 務 局：3番は費用弁償の額ではなくて、行政視察旅費等の話でしょうか。

会 長：大久保さんそちらでよろしいですか。費用弁償で、つまり議会に来る時は2,000円として定額だけどそっちじゃないですよ。

大久保委員：3の方、金額っていうか。わかれば。

会 長 : これは私も聞いてみたいと思っていたところですが。

事 務 局 : ちょっと今お調べしているところですので、後程お答えします。

会 長 : 大急ぎで調べて、後程わかったところで、教えてください。

大久保委員さんちょっとお待ちください。他にいかがでしょうか。

こういう形で、いろいろと、先ほどの事務局からの説明を聞きながら、もうちょっと知りたいなというところがあればお出しただきたいと思いますが。はい。大久保委員さん続けて。

大久保委員 : 資料1の3の議員の報酬の金額はずっと何十年と変わってないのでしょうか。

会 長 : はい。大事な質問だと思います。これ全然変わってないんですかっていうことですよ。

事 務 局 : はい。そのとおりで、平成6年から改正はないです。

会 長 : どうぞ。はい。湯澤委員さんお願いします。

湯澤委員 : 1の報酬等で、報酬に関してなんですけれども、これがベースであると思うのですが。例えば、病気とかで、定例会1ヶ月参加できない人があると思うのですが、その場合なんかも、このベースサラリーは、ペイされるっていう

事 務 局 : 原則、その認識でございます。

会 長 : はい。公休なのですか。病気によるものは公休っていうのかな。病休というかそういう形になるか扱いはちょっとわからないですけども、いずれにしても、報酬としては、その職にある間は、決められた額が払われ続けるということですね。

湯澤委員 : この一般企業とかだと、病欠欠勤扱い。やっぱり多少満額ってよりは、いくらか引いた額を、もらう形になると思うんですけど。

会 長 : これは基本的な理解として大事なところなので、少しはっきりお答えいただきたいです。事務局お願いします。

事務局：つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例という決まりの中で、議員報酬を支給しないものとして定義されているのが、議会の議員が、任期満了、辞職、除名、死亡または解散によりその職を離れたときは、その日まで、議員報酬を支給する。ということでございまして、基本的には、任期がある中で、先ほど申し上げた任期満了とか辞職とか、そこに至るまでの間においては、支払われるもの、というような認識でよろしいかと思えます。

会長：ありがとうございます。ですから議員の身分っていうのは、非常に重要視されていて、軽率な形では、状況は変わらないというところですね。松信委員お願いします。

松信委員：法律的な話になっちゃうと思うんですけど、地方自治法の制定当時は、特別職の一般職も事務方の給与も、生活給的な考え方があったかなと思うんですが、現在どういった考えなのかっていうのを、もしわかればお聞きしたいです。

会長：なるほど、もう半世紀前の、要するに制度成立当初の考え方から、現在、何か、例えばつくば市の考え方としては変化があるだろうか、理解の変化があるだろうかってことですね。事務局いかがでしょう。

事務局：はっきりとしたことはわかりませんが、基本的な解釈、いわゆるその生活費も当然補わなければならない、ということについての基本は変わらないところにはあると思えます。

会長：ですから議会の時、議会が開かれている時は本職に勤めることができないので、その分の生活給とかそういうことになるんですね。生活給というのはつまりその間の生活費を支払うということですよ。

事務局：はい。当然副業とかされている議員さんもたくさんいらっしゃると思うんですが、やっぱり任期中、特に議会の開会中なんかは特に多忙になることが予想されますので、その副業に費やす時間が、それほど取れないということが想定されますので、そういった中においても、副業の方の収入というのは、実績に応じて払われるんでしょうけどもあくまで任期を持つ議員さんとしての生活を保障するということで、そのベースの考え方としては、そのまま踏襲されているものかなと認識しています。

会長：はい。ありがとうございます。松信委員、今の事務局からの説明でよろしいでしょうか。

松信委員：はい。例えば議員さんの中にも個人の方とか会社の役員さんとかいらっしゃると思うのですが、そういったものはもう特別に区別しないで、もう議員は議員ということになっているのですかね。

会長：ということでよろしいですか事務局。

事務局：はい。あくまでも議員活動に対する報酬という意味合いですので、よろしいかと。

松信委員：生活給として支給しているというのがベースにある。

会長：それは変わってないということです。という答えですね。ありがとうございます。他いかがでしょうか。まだいろいろあるうかと思えますが。

松信委員：すいません。

会長：はいどうぞ。松信委員さん、続けてどうぞ。

松信委員：続けて申し訳ありません。資料4の、勉強不足で大変申し訳ありませんが、当初予算のグラフで、うち議会費が0のところに移してあるんですが、資料4の四つあるうちの左上ですね。当初予算のグラフの方ですね、グラフの黄色の議会費等がゼロなんです

けども。これはどういう意味かと。議会費ゼロから始まったのかっていう。

会 長 : はい。お願いします。

事 務 局 : すいません、グラフの下限が不適切だったかもしれないですけども、裏面の表で、うち議会という数字にはございますので、正確にはそちらの数字ということで、1,000円単位なので平成15年が5億8000万円、最近ですと、4億円前後かなというところなんです。ですので、そのゼロに近いところで推移しているように見えるんですけども正確な数字は裏面に書いてあるということになります。

会 長 : 1センチ以下のグラフを作ったら、限りなくゼロに近いところについちゃったけど0ではないという、わかりました。

いや、大事な話ですので、そういうことでも理解のために必要なことですので、他の委員さんも、ぜひそういうわからないところを出していただきたいと思います。

すいません。私からなんですが、今更ながらで恐縮ですけども。先ほども出ていた資料3のトップ1の報酬等の報酬というのはこれ、月額ということですか。この報酬の単位ですけどちょっと確認させてください。お願いします。

事 務 局 : 月額報酬です。

会 長 : 月額報酬ですね。ですから、4年間の任期の間は月額これが、ここの額が払われるということですね。はい。わかりました。

いろいろお出しいたしましたが、最初の大久保委員さんからのご質問に対するお答えはどうなりましたか。

事 務 局 : 今、市の決算書の方も確認したんですけども、細かい内訳をちょっと確認しないと、実際の視察に使ったお金が幾らかというの

は出ませんので、議会事務局の方にも確認をしまして、次回までにそろえさせていただくような形でよろしいでしょうか。

会 長 : なるほど次回まで、ここではちょっとまだ難しいという話ですね。
大久保委員さん、よろしいですか。

大久保委員 : はい。わかりました。

会 長 : では、ぜひ、必ずお願いいたします。

資料1から資料5のところまでの、ご質問やご確認のお話をいただきましたが、ここまで、他にございますでしょうか。

山田委員さんお願いします。

山田委員 : 先ほどの松信委員のご質問に関連するのですが、事務局がおっしゃったご回答と生活保障の意味のご説明があったんですが、昭和62年からつくば市特別職報酬等審議会条例があるようなので、従前のこういう審議会が開かれたことがあるのであれば従前の審議経過の確認できれば、その過去の議論がどうであって、その積み重ねの中に我々がどういうふうに位置付けられているのかというのを確認するという意味もあると思うので、そういう過去の審議の、議事録等があれば次回で構いませんので、拝見したいかなと思っておるんですが、もしかして、これ1度も開催されていないでしょうか。

会 長 : 大事な話なので事務局お願いします。

事 務 局 : 直近で開催したこの報酬審議会ですが、平成13年度、14年の2月ごろに開催したという記録が残っているんですが、その中身がどういう議論か、ということで、そこまで細かいデータがちょっと残っておりませんし、記録も残ってない状態なので、私どももぜひそこを参考にしたかったのですが、ちょっと今参考にできる状況にはないということで、申し訳ございません。

会 長 : これは公文書管理の問題ですけれども、山田委員さん、今のいかがでしょうか。

山田委員 : わかりました。はい。次の質問なのですが、資料3の期末手当6月12月1.675月分というふうに記載されていますが、これは議員さんが当選して、任期につき始めてすぐ6月が来たりすぐ12月が来た場合でも、すべて1.675月分出るのかどうかというのが一つ確認したいです。

それと資料の4の議会費というのは、どこまでを含んでいるのか。議員さんに対する報酬関係の合算額なのかそれともその議会運営のための事務局さんの、給料とかそういったものも含まれているのかとか、どこまでが含まれているのかをちょっと伺いたい。以上です。

会 長 : まず二つご質問ありましたが、一つは月額報酬の月の数え方、ということですか。

山田委員 : 例えば5月末や、6月の頭。5月末に、議会が始まるとしたとしても、6月に1.675月分出るのかということ、どこから任用されたとしても必ず、減ることなくこの月分でやるのかってというのが一つですね。

会 長 : もう一つは議会費の主な内訳というかそこに入っているものがある費用は何なのかってことですね。

山田委員 : はい。

会 長 : 基本的なことになるので、事務局お願いします。

事務局 : 期末手当の報酬についてちょっと今確認中でございまして、後段の方のご質問、先に答えさせていただきますが、議会費の中には、議会の運営に関することですね、要は議員報酬以外の部分も含まれております。例えば、細かいことで言うと、例えば音響の改修

ですとか、その議場の改修ですとか、あるいは、議事録の委託費
ですとかそういったものも含まれて、総額で議会費と呼ばれる、
目的別で支払われるもの総額と認識いただきたいと思います。

会 長 : 議会の運営とか議場の改修という、すべて全部が議会費の中に含
まれてからでも人件費だけではないという話ですね。

山田委員さんこれでよいでしょうか。

山田委員 : わかりました。

会 長 : はい。それではこの後はまだいろいろあるかと思いますが、後
段の資料6から資料9という、かなり細かい数値というよりは、
県内の自治体及びつくば市と同程度の他都道府県の自治体との比
較において、つくば市の議会関係の費用がどのぐらいの位置にあ
るのかというのを示してくださっている表になろうかと思いま
す。

こちらを含めて、表の見方がわからないということがあればそれ
も含めて、ご質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
先ほどの、委員側からの質問に対するご回答ですね、先にそちら
お願いします。

事 務 局 : すぐに回答できなくて申し訳ございません。

先ほど山田委員の期末手当への支給に関してですが、議員の期末
手当についてもつくば市の職員と同じ例に基づくことになってお
りまして、期末手当を支給する基準日というものが6月期12月期
にそれぞれあります。

その基準日、例えば6月期であれば、6月1日が期末手当の支給
の基準日になるわけですが、それより6月前まで12月2日か
ら6月1日までの期間に、どれぐらい在籍していたか。

例えば、6ヶ月間フルでいれば100分の100支給になりますし、

5ヶ月以上6月未満であれば100分の80の支給率になります。
同じく3ヶ月以上5ヶ月未満であれば100分の60、3月未満です
と、100分の30というように、期間率という率が支給額にかけ合
わされまして、いた分だけ多くなる、短くなれば少なくなるとい
うような仕組みになっております。以上です。

会 長 : それは議員としての任期の問題。

事 務 局 : そうですね。

会 長 : はい。

事 務 局 : 議員さんとしていた期間になります。

会 長 : 山田委員さん、いかがでしょうか。

山 田 委 員 : 理解しました。

会 長 : ちょっとお待たせいたしましたの内田委員さんお願いします。

内 田 委 員 : はい。ありがとうございます。

資料8の方を見せていただいているのですが、こちら拝見す
ると全自治体の方で、やっぱり議長副議長議員で報酬に差異が、
発生しているということになっているのですけれどもこれは基本
的には業務量の違いでこの差異が発生しているという理解によ
るのでしょうか。

会 長 : 資料の8のこの、他の自治体との差。

内 田 委 員 : ということで、つくば市を含め役職で、金額が変わっているの
ですけれども。その金額の差異の発生の理由と伺いますか。

会 長 : それは、私が理解できてないのですが、他の自治体との比較で金
額の差が出るのは、日数の問題かってことですか。

内 田 委 員 : 何となく、議長副議長、議員さんで、それぞれの市町村でも報
酬額に差が発生しているのが、その理由をというのが、多分それ
ぞれの役職に応じて業務量に差異があるのかなって感じです

けれども。

会 長 : 資料3の方で議長副議長議員の報酬の額がそもそも違うということとは別ということですか。

内田委員 : そちらもあります。

会 長 : そもそもこの金額の差が、何に基づくのかというそういう。

内田委員 : 全市がそのように差を設けているので。

会 長 : なるほど、差が出る根拠があれば、ということですね。

内田委員 : はい。

会 長 : はい。事務局お願いします。

事務局 : はい。お答えします。まさに内田委員さんおっしゃるように、業務量とか公務の量がまず違うかと思えます。議長は議長として議長名が出るものが他の議員さんに比べると、多いのかなと。また、市議会の議長というのは、議会関係の任命権者ということにもなっていますので、そういった意味でも、議長名では発出する文書であるとか、その確認であるとか、公務として、いろんなところに顔を出す機会っていうのも、他の議員さんに比べると、多いです。それに準ずる副議長で、議員さんというような形になるのかなと思えます。

会 長 : 内田さん今の回答でよろしいでしょうか。はい。他に、今のように、資料6以降の細かい数字比較ですけれども、この辺も含めて、はい、松信委員さんお願いします。

松信委員 : はい。平成6年から変わっていないという冒頭のお話でしたが、これはつくば市に限ってで、表の例えば県の方で下の欄のところでもいいのですが、他市町村の方は、どの程度の審議会を開催されて、見直しですかね、されているのか、もしわかれば教えてほしいです。

会 長 : はい。他は変わってないのかという話ですね、他の特に県内ですね。

松信委員 : はい。

会 長 : はい。事務局お願いします。

事 務 局 : はい。ありがとうございます。お答えします。

この特別職報酬等審議会については、ほぼ全自治体で条例を同じように持っていて、その開催頻度もまちまちでございます。つくば市と同じように、例えば自治体名を挙げてしまうと恐縮ですが、日立市では、平成8年度に開催して以来、開催していません。一方で、つくばみらい市では、1年に1回程度を開催するようにしていたり、水戸市だと手元のデータでは平成9年に開催して以降開催がなかったりということで、定期的を開催しているところもあれば、今申し上げたように、長い期間開催しないところもそれなりの数あるのかなと思います。

こちらの手元にあるのが10市程度のデータになってしまうのですけれども、調べたところはそういう結果になっております。

会 長 : この資料、例えば資料8にあがっているこの比較対象になっている、つくば市以外の9の自治体については、最終改正、年度というのわかるんでしょうか。

事 務 局 : 開催年度で申しますと、すみません比較市全体ではちょっとあがってないですが、手元にあるもので水戸市が先ほど申したように、平成9年の12月、守谷市が平成30年の7月。日立市が平成8年1月、古河市が平成19年の1月。つくばみらい市は令和元年度に開催しております。その他ですと、ひたちなか市が平成10年の2月。筑西市が平成29年の10月、調べて調査回答いただいているものとしては以上になります。補足ですけれどもこの開催状況を調

べたのが、直近今年度ではなくて、一昨年、このような調査をかけさせていただいた時に、開催状況の調べをしているところでございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。平成の大合併を経ているところはそうだろうという気はしますが、土浦と取手がわからないのはちょっと残念なのですが、松信委員さん今の事務局の回答に対して、ご発言あればお願いします。

松 信 委 員 : はい。つくばみらい市は新しい市ですね。ですので、多分新市制度になってからこういった、毎年、1年に1回程度ということですけども、頻繁にやられていると。よくわかりました。あとは旧会議所地区が、9年とか8年とか、大分経っているといったことは、やっぱり何か市によっても、事情があったのかどうかちょっと不明なんですけども、よくわかりました。ありがとうございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。はい。山田委員さん。

山 田 委 員 : 今の事務局のご回答少し整理したいんですけども、報酬等、特別職の報酬等審議会の審議会が開催された状況について今お話いただいているという理解でよろしいですね。つまり、審議会が開催されたんだけどその結果としてその特別職の報酬が、報酬の条例が改正されたかどうかという時点をおっしゃってるわけではなくて、その開催された時期をおっしゃってるので、そうすると開催されないものについては当然その、条例も改正、報酬変更の形で条例も改正されてないし、開催されたものについても、開催はされたけども報酬の条例は変わってないという可能性はあるということなんですね。

事 務 局 : はい。

会 長 : はい。山田委員さん整理していただきありがとうございます。
ですから、まずは、審議会が開かれてないってことはまず、改正されるきっかけもないってことであって、審議会が開かれていても、それがその額の増減に直結してるとは限らないということですね。

事 務 局 : はい。

会 長 : ありがとうございます。他に、資料全体についていかがでしょうか。もうあと少しいただいて、はい、湯澤委員さんお願いします。

湯澤委員 : 今回の資料じゃないのですが、以前郵便でいただいた資料からなるのですが、平成14年に1回審議会をやっているっていうことだと思うんですけど、その際は審議をただけで、内容としては変わってないかっていうのが一つの質問とあと今回のつくば市議会から議員報酬について審議して欲しいという旨から、この審議会ができていると思うのですが、具体的につくば市議会の方から上げて欲しいって声がどの程度上がっているのかっていうのと、あとは、どの程度上げて欲しい、という声があれば教えてほしいです。

会 長 : はい。三つありまして、まずは20年前、審議会ではどんな議論になったかという結論がわかるかどうかということで、あとの二つは、事務局から説明がなかったかと思いますが資料一覧の前にある。市議会の議長から、市長に対する、この依頼の話になると思うので、多分ちゃんとまだ説明をいただいてないように思うのでそれを含めて、事務局からお願いできますでしょうか。はい。お願いします。

事 務 局 : まず、平成14年開催の時の議題と条例改正についてですけども、平成14年2月に開催した審議会では、議員の政務活動調査費、

議論されてるようでした。実際はその当ても今回出させてもらってる、3万円っていうところで、変更がなく、条例改正にまでは至っていないという結論になっております。その他、市長の給料の額、当時、副市長ではないんですけども当時の助役収入役の給料の額。ということで、議論されておまして、当時、財政状況、社会情勢非常に厳しい中で、その給料の減額する期間を別途定めて、市長、助役収入役については、平成14年の4月1日から、平成15年の3月31日、つまり平成14年度の1年間と給料を減額するということが諮問をされていて、それについての答申ですけれども減額とその減額する期間については諮問の通りで、異議のないことを答申というような形で出ますので、そういう期間で減額されたということになっております。

会 長 : ちよっとお待ちください。話は別ですので、湯澤委員さん今のお話で、20年近く前の市の審議会では、限定的な年度内の給与の減額、特別職の給与減額について審議されてその時限的な話が理解、決められたというところまでいっております。これは先ほどの山田委員さんのご質問に対するある部分のお答えでもあるかなというふうに思います。ではそこの理解をした上で、あと湯澤委員さんのもう一つ、残りのご質問に対して、お願いします。

事 務 局 : はい。事務局から説明が少し漏れていた部分があったかなと思うんですけども、皆様に配布の、つくば市議会議長、小久保議長からのつくば市長への依頼文として、つくば市特別職報酬等審議会の開催について、という依頼文が、資料一覧の前に挟み込んであったかなと思います。こちらの内容を受けて、今回、開催に至ったわけなのでですけども、そこではですね、これだけ増額とか減額も含めてとかいうところの議論はなく最後の文末になります

けれども、定期的に審議会を開催し、ですとか、平成6年から改定が行われてないという、この現在に至るまで25年間、こういった見直しがされていないということ自体を、一つの問題提起という形で、市長に依頼をしたというふうに受け取っておりますので、どのくらいとかっていう話は今のところございません。以上です。

会 長 : ありがとうございます。湯澤委員さん、いかがでしょうか。

湯澤委員 : はい。

会 長 : 今の事務局からのご説明は、この後、そろそろ始めようと、皆さんからお伺いしようと思ってる今回のこの、市長からの諮問に対するご意見にあたっての、要は市議会からの、その具体的な依頼の内容の整理になっていたかと思えます。

今のお話を含めまして、この後も、事務局からお出しいただいた各種資料に対するご質問はいただきながらも、今、整理していただいた市議会から市長への依頼、そして、先ほどらいの市長から、この委員会への諮問内容というところに、関わっての皆様方のご意見等もいろいろといただきたいと思えます。

少しずつで結構ですので、その辺のご発言も賜りたいと思えます。

引き続き、委員の皆さんいかがでしょうか。

はい。山本委員さんお願いします。

山本委員 : 資料3でお伺いしたいんですけれども、つくば市も、それ以降の資料を見ますとおそらく他の市町村も経験年数であったりとか、どれだけのその議員さんとしての成果を上げているかっていうのは全く関係なくその金額が一律で支払われるという理解でよろしいんですね。

会 長 : はい。年功給ではないってということですよ。それ確認として。

事 務 局 : その通りです。

会 長 : はい。いかがでしょうか他に。データ全体、このお出しいただいた資料全体についての感想からでも始めてくださって結構です。

はい。飯田委員さんお願いします。

飯田委員 : はい。資料9ですが、議会のですね、活動状況なのですけれども。水戸市日立市なんかには比べてつくば市の開催日っていうのは少ないと思うのですよね。数字だけ見ましても、この辺のところの議員さんのですね、意識の仕方っていうか認識度ですね。多分自分たちだけが活動している中で、満足されちゃうのか、それともやはりその活発に、議会活動がなされているような、市町村のですね、実態と比べて自分たちがどうだよね、なんてそういうすごいレベルの低い質問かもわかりませんがそのようなところ議員さん自身のですね、議会活動に対する認識、っていうのはいかがなものなんでしょうかね。というのは議会に行きましても、真剣に取り組まれている議員さんもいらっしゃると思うのですが、中には居眠りしているような議員さんも見受けるのですよね、傍聴していて。その辺のところのやはり自覚を、どのように持ってらっしゃるのか、その真剣度ですよね我々から見ますと、その辺のところをちょっとお聞きできればなと思います。

会 長 : 飯田委員さんのご質問の直接のポイントは、この資料9の、県内の自治体の比較の表で、例えば、議会関係の総会議日数が、水戸市やひたちなか市と比べて、かなり少ない部分が見えると。これの所以といたしまししょうか、それとそのことに対する、議員さんの自覚とか意識というものが、もし、伝わってくるようなところがあれば、教えてもらいたいというそういうことでよろしいですか。

飯田委員 : はい。

会 長 : 事務局お願いします。

事務局：事務局です。その前にすみません会長内田委員の方からですね。
事前に所用があるということでお伺いしております、中座、もしよろしければ、内田委員、いかがでしょうか。

内田委員：はい。すみません。

会長：事前に存じ上げていればもう少し配慮できたかもしれませんが。

事務局：今の飯田委員の方の説明をご質問についてなんですけれども、資料9の後段、県内市との比較というところだと思いますので、一概には、この数字から言えないというお話は冒頭説明をさせていただいたところではございます。

会長：ちょっとすみません。この後、説明いただくとと思いますが、内田委員さん何か一言。ご感想なりあれば、最後に一言だけ言っていただければ。特にないでよろしいですか。

内田委員：はい。

会長：次回でいいですか。わかりました。はいすみません。ご説明続けてください。

事務局：会期の日数であるとか会議の日数、それがそもそも議員さんの活動の密度に直結しているかっていうと、なかなかそこは比較が難しいところだとは思いますが。資料9後段右側の、市長提出議案、議員提出議案、というところがあるかと思えます。これが実際に議会の中で審議されて、議決になるか否決になるかっていうことをご議論いただくような内容になっているのですけれども、この中で水戸市が、突出した数字が出ているかと思えます。ちょっと補足させていただきたいのですけれども、水戸市の方は、令和2年4月1日から、中核市の位置付けになっております。その影響を受けて、令和2年3月議会で非常にその中核市移行に伴う各種条例改正の本数が、例年と比較して、かなり多くなったというこ

とでこの 266 という数字が出ているというお話を聞いていました。冒頭説明すればよかったですけれども、そういったことで、水戸市をちょっと抜きに考えると大体 150 前後で県内市とつくば市の方で、それほど大きな議案に対する議論というのは、そんなに差異はないのかなというふうに事務局としては認識しております。議員提出議案の方もこれもやはり水戸市の方が少し突出して数字が多いのですけれども、これも水戸市に聞いたところ、極端なことちょっとわからないってということなんですけれどもどうも水戸市では、国に対する意見書であるとか、県に対する意見書であるとか、多分県庁所在地であるという特性も含めて、そういう活動が、議員さんの中で多いのかなというような印象で回答を得ております。なので、その他の市と比べる水戸市、これも除くと、つくば市の数字自体そのものは、極端に低いわけではないのかなというのが事務局の認識でございます。以上です。

会 長 : 特に資料 9 の右下の、議員提出議案で言うならば、決して少ない方ではないというようなお話かと思いますが、飯田委員さん今の踏まえて、さらに何かを、お感じになったことがあれば、ご発言いただいてよろしいかと思えます。

飯田委員 : わかりました。ありがとうございます。他に、はい、大久保委員さんお願いします。

大久保委員 : 資料 9 なのですけれども。議員活動で、定例会とか臨時会とかって、書いてありますよね。臨時会っていうのはどういう時に開くのかっていうことと、臨時会っていうのも、費用弁償が出るのかっていうのが、お教えいただきたいです。

会 長 : はい、事務局お願いします。

事 務 局 : まず、二つ目の質問からですね費用弁償については発生します。

きちんと議会を開催して議員さんに出席の要請がいきますので、当然それに伴う費用弁償っていうのは公式なものとして、お支払いするというような形になります。それで、臨時会の開催、どういった時に開催するのかということなのですけれども、例えば、令和2年の例をとりますと、そうですね、資料2を手元にお出しただいて、令和2年というのは、先ほどの説明の通り、コロナの影響がありまして、臨時会が数多く他の年に比べてあったかなと思います。5月、2ページ目をご覧ください。一番上2ページの上ですけれども、三つ目の黒丸のところにあります。通常の定例会以外で、どうしても予算の確保が必要になった案件が出たような場合には議会を開催して、そこで予算について審議していただくような形になります。

5月を一つ例にとりますと、新型コロナウイルス対策関連の補正予算ということで、各企業さん向けのお金を改めて確保したりとかですね、ここに例示してあるのは、テイクアウト推進給付金ということで、お店に行かなくても、食べ物なんかをテイクアウトするための、予算確保であったりってということになります。その他、新型コロナウイルス関連補正予算ということで、この影響で、雇用がなくなってしまった人に対する雇用促進事業であったり、学校関連で休校も相次ぎましたので、自宅学習用のパソコンを整備するような事業費なんかを確保するといったように、通常の定例会でやっていたは間に合わない、即時性の高いものを議論するっていうのが基本的な臨時会の位置付けになるかなと思います。以上です。

会 長 : はい、ありがとうございます。大久保委員、よろしいですか。

大久保委員 : はい。

会 長 : その他、湯澤委員さんお願いします。

湯澤委員 : 資料の、6、7と4に絡んでくると思うのですが、多分一番4を見ればいいと思いますが、だいたい予算と人口等、財政力指数っていうのはだいたい右肩方上がりになっていると思うのですが、その隣の、ラスパイレス指数が横ばいないし少し、下がっている年もあるかと思うんですけど、例えばラスパイレス指数っていうのは、財政力指数にどう連動するかとか、そういうところがちょっとよく分からないのですが。

会 長 : はい。

湯澤委員 : 例えば水戸なんかを見ると、その中核市っていう理由があるのかもしれないのですが、財政力指数はそこまで、0.86に対し高い数字。

会 長 : はい。これは、ラスパイレス指数と財政力指数の関係というのはあるらしいとか、そうですね。基本的なところを含めて、ちょっとご回答いただけますでしょうか。

事務局 : はい。ありがとうございます。率直に言うとあまり関係ないというのが、実際でして、財政力指数っていうのは仮想の収入、財政需要、に対するものですね。ラスパイレス指数っていうのは、その職員、例えば水戸の市役所の職員の給与水準と、国家公務員の給与水準との比較ということになります。もしかすると民間とかですと、その財政状況に合わせて当然給料も連動するんだっていう考え方がきっとあるかもしれないんですが、実はそうではなくて逆に職員の給与はそこまで変動しないものになっているので、影響は基本的に出てこないっていうのが、実際です。ただ各市の給与体系あるいは年齢の構成とかによってちょっと変わってくるのですけれども、給与体系として、自治体同士を比較したときに、

参考になる数字というぐらいでとらえていただくとちょうどいいのかなと思います。以上です。

会 長 : 基本的には連動はしないということでありました。はい。これも今更ながらの確認で私の方からですけども、ラスパイレス指数は皆さんのような、つくば市の行政職の一般職の方の給与の、基本的な比較の数字ですよ。

事 務 局 : その通りでございます。

会 長 : ですからこれは、今回諮問されている特別職の報酬の、要するに比較の数字ではなくて、あくまでつくば市全体、市の行政職の給与水準というものがどうなってるかということの比較の数字というだけですよね。

事 務 局 : その通りです。

会 長 : 改めて聞きますが、その議員さんの報酬の比較の数字は、表のどこでしたっけ。資料8、ということですね。はい。わかりました。ラスパイレスの話があったので、それとの整理ということで、改めて、質問しました。他に。はい。飯田委員さんお願いします。

飯 田 委 員 : 例えば職員のですよね、給与水準、他市町村との比較で、なされていますけれども、例えば正職員と、それ以外の職員の方の構成とかそういったものによっても、若干変わってくるんじゃないかなと思うんですがその辺のところの関連はどうなんでしょうか。

事 務 局 : このラスパイレス指数というものに関しては、基本的に正規の職員の給与の水準ですので、非正規であるかどうか或いはその人数構成とかによって、変わるものではないと考えて結構です。

飯 田 委 員 : 総職員の数値ではないということですね。わかりました。

会 長 : はい。ありがとうございます。はい。松信委員さんお願いします。

松 信 委 員 : ちょっと先走った話になると思うんですけども、この審議会の最

終目的とですね。あと今後のスケジュールも合わせて、本日どの程度までのお話し合いをするのか、もしわかれば参考にお聞きしたいのですが。

会 長 : この会議は3回開かれる予定だというふうに伺っていますが事務局よろしいですね。3回目は、おそらく、答申内容の案が出てきて、それを検討して修正を加え、答申の文を確定すると。いう作業に多分なるのだろうと。一般的な3回だとすると、そういう流れになると思います。そうしますと、答申に盛り込まれるべき内容は、第2回の、次回のこの会議で相当具体的な話をする必要があると思います。そう考えると、残りあと30分程度ですけれども、今ここまで、1時間半ほど、皆様と事務局との間で様々な事実確認や質問をやりとりして委員の皆さんの中でも、大分このお出しいただいた表とかデータの、理解が進んでいると思いますが、これに対する皆さんの最初のイメージを作っていただくと同時に、これからの具体的な議論を、次回行うにあたって事務局に用意してもらうべきデータがあればそれを、ここで要求することになります。すでに大久保委員さんの方から一つ出ていて、また先ほどどなたかの、これは松信委員さんでしたか、山田委員さんですか、すいませんちょっとごちゃごちゃになっていますが、資料8の県内市の、審議会の状況でまだ全部わかってないところがありますから、これはちょっと確認をいただきたいと私個人的には思いますけれども、そのような、次回の具体的な議論をするためのデータをそろえてもらうものがあればそれを要求する。事務局をお願いをするとあわせて、次回への議論への橋渡しとして皆様のご感想等あれば、今日のうちにお出しいただけるものは、お出しいただけるとありがたいというふうに考えております。こ

れで、松信委員さんのご質問に対する私の回答になりますでしょうか。

松信委員：答申っていか客観的なデータに基づいて、審議していくということで、基本よろしいですね。わかりました

会 長：はい。という進め方でいきたいというふうに、今、皆さんからのお話を聞きながら、改めて頭の中を整理していたところなのですけれども。今のことについて、あるいは、今の私の方からの整理を踏まえて、さらに委員の皆さんからの、ご発言、或いは事務局への質問等あればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。はい。大久保さんお願いします。

大久保委員：議員さんの報酬なのですけれどもこれが、この議長が 54 万 7000 円って書いてありますがこれが基本額ですか。

会 長：資料の 3 の話ですね。

大久保委員：この額を元に考えるということですか。

事務局：はい。

会 長：ありがとうございます。私の理解では、資料 3 に報酬等々、酬期末手当費用弁償と政務活動費があって、先ほど宿題になっている行政視察旅費等というのがありますけれども、これ全部ひくくめて、というふうに私自身は理解をしていて、特にその数字が示されているものについては、もし、減額増額等の意見があれば、そのことをまず委員の皆さんから、それを巡る、増減を含む、この資料 3 に示されている報酬等の状況の妥当性等々、あるいはそれに対するご意見を出していただいた上で、ではじゃあこういう意見が多く出ているとしたらどうしたらいいのだろうっていう、これが適正なら適正、不適正ならその適正なものっていうのはどういふのだろうというそういうふうに、議論を進めていくものか

などというふうに理解をしております。

ですから、大久保委員さんのおっしゃった通り、これが具体的な検討の出発点ということになるかと思えます。なので、最初にも、私の方から申し上げたことですが、このご時世だからこんなに高いのはいかなものかという感情論ではなく、実際にこれだけの活動をしているとか、これだけの費用がかかっているとか、ということはある程度、委員の皆さんの中でご理解を共有した上で、その妥当性についての皆さんのご感想からでも結構ですが、ご意見をいただきたいというところであります。

予定されている時刻が徐々に少なくなってきましたが、先ほど申し上げました通り、次回、具体的に突っ込んだ話にしなければならぬので、残りの時間の中で先ほど私の方で申し上げました通り、ここまでの事務局の諮問された内容に関する状況へのご感想もいただきたいと思えますし、またさらに考えていく上で、もうちょっと知りたいことがあるということであればそれを、さらに、事務局の方にお願ひするということにしたいと思うので、この二つあたりで皆様からさらにご発言をいただければありがたいですがいかがでしょうか。はい、飯田委員さんお願いします。

飯田委員：資料3のですね、2番目にある政務活動費ですけれども。これ会派に支給されるわけですね。その使用状況というのは会派の中で個人差っていうかそういったものも当然出てくるのかなと思うのですが。その辺のところは。これ一度支給されると、活動内容に関係なく、出たままなのですか。それとも活動が不十分で、残った分は戻されるとかその辺のところはどうなっているのでしょうか。

会長：はい、ありがとうございます。これは政務活動費の支出の状況と

か、具体的にどう使われているのかとか、誰が使っているのかってということが、会派単位で支給されるとそういう個別のところまでわかるのか。ということにかかるかと思いますが、はい、事務局からはいかがでしょうか。お願いします。

事務局：何もないから3万円そのまま支給っていうわけではなくて当然、活動に応じて支給されたもので、該当になるものについてはその3万円のうち、例えば2万5,000円しか使わなかった残りの5,000分は余りになりますので、それは戻されるような形になりますので、政務活動費として、妥当なものとして使われたものだけ、支給するというような形で、使っていないものについては、戻すような形になります。先ほどおっしゃっていた、会派に支給になるのですけれども基本的には、1人当たり3万円というのは決まっています。詳しく議会事務局の職員の方からでよろしいでしょうか。

会長：はい。お願いします。

事務局：失礼します。議会総務課です、よろしく願いいたします。政務活動費は1人当たり3万円です。会派に支給されるものでございます。会派への支給なので、会派で使うことが前提となっております。会派の中で、例えば調査費ですとか、例えば広報紙を会派として、議会議員、会派活動として発行するですとか、あとその中で例えば会派の中で、ある特定の議員さんが、こういった調査をしたいという場合は、会派の代表に申し入れて、その報告書まで、すべて報告をするというようなことになります。支給は会派ですので、あくまでも会派内で使うものとなっております。余れば会派として報告をして支給は年に2回の支給になります。報告は、年度末に報告をいただいて、それもホームページの方で公表をしているような状況になります。

会 長 : はい。ありがとうございます。飯田委員さん、よろしいですか。
政務活動費って一般にいろいろと問題にされることが多い話かと思
いますけれども、今のお話を聞いていると、まず、政務活動費
月額3万円は半期に1回払われると、それは会派に対して、議員、
所属する議員さんの分だけ、半期に1回6ヶ月単位で払われると。
そしてそれはその会派の中での会計処理が行われるということ
ですね。そうしますと、会派単位で行われた会計処理の結果とい
うのは、会派からその支出の結果について報告がされるということ。
事 務 局 : そうですね、はい。領収書をつけまして、すべて円単位まで載
る領収書をつけて報告をいただくことになっております。
会 長 : だから、今のお話だと、その会派の、例えば広報費等にそれは充
てられることもあると。個人の議員さんが使うことがあると。
事 務 局 : はい。その中で、調査研究がすべて、例えば7人の会派でしたら、
7人で調査研究に調査研修費を使う場合もございます。ただその
中で、議員が興味がある、会派の中での調査研究になりますので、
会派内で共有をするということで、例えば、会派の中の2人ぐ
らいが、こういった調査旅費を使って、こういった視察もあるので
すけれどもこういった研修に参加したいとか、そういった場合も、
会派の代表の許可を得まして、そちらの方で、調査研修の方に行
くことも可能にはなります。
会 長 : はい。ですから、個人の議員個々の支出ではあくまでもないと。
事 務 局 : そうですね。あくまでも会派として使用するものです。項目とし
ましては、例えば研究研修費、あとは調査旅費、あと資料作成費、
資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費などが挙げられ
ております。
飯 田 委 員 : そうしますと、例えば会派で広報紙出す方と、それから個人で出

している方がいらっしゃいますよね。個人のやつは会派内で認められれば会派の方に支給されるのですか。

事務局：会派の中で、1人会派とつくば市議会は3人以上が公式会派にはなるのですが、2人と3人も、会派という所属になります。その中で例えば1人会派の方が1人で、広報を出すのは、可能となっております。

飯田委員：ですから4人とか5人いらっしゃる中で、その中で、個人で出す方もいらっしゃいますよね。

事務局：それは政務活動費は使用してないです。

飯田委員：それは個人で負担されているということで、そういう認識でよろしいのですね。

事務局：そうですね。はい。

飯田委員：わかりました。

会長：はい。ありがとうございます。はい。山田委員さんお願いします。

山田委員：すいません。ちょっと知識不足で恐縮なのですが、特例市についての比較表をいただいているのですが、特例市ってのいうはこの記載していただいている長岡市から佐賀市まで、これだけの市町村が今日本全国ですべてだということによろしいのですかね。

会長：はい。お願いします。

事務局：はい。その通りです。

山田委員：これ、特例市というくくりで表を作ってみたということなのですが、例えば、人口規模を20万から30万の範囲内で表を作るとか、そういったことは特に考えられなかったのか、考えなかったとすれば、なぜなのかというのを教えてください。

会長：はい。事務局からお願いします。

事務局：慣例的にというところもあるのですがけれども、類似の団体の比較

ということで、特例市であるかそうでないかっていう部分については、人口要件がそもそもあって、そこで、人口要件において特例市であったところ、そういったところが抽出されるのでほぼ人口の規模が同じぐらいであるという自治体になります。これ以外に、例えば20万人を超えている市とかがあるかというところの調査はしてないのですけれど人口規模については特例市への調査でカバーできているかなというところで、抽出をしました。

山田委員：例えば水戸市は27万人で、県庁所在地で違いますけども、人口で見た場合の表っていうのは、また変わってくるのじゃないかというふうには思って、ちょっと、これ、他の委員さんも思ってらっしゃるかもしれませんが、私の違和感ですが、委員になりましたということで、事前資料が来て、また市町村との比較をしましょうということで話が進んでいて、次回で答申をまとめましょう。ということだとすると、基本的にこの表ベースで、決めるということになってしまうと、もう結論が見えているというか、その他市町村との比較でやるのであれば、つくば市は下位なわけだからちょっと上げてもいいのじゃないですかっていうことになるんじゃないかと思うのですね。そうすると、もともとのこの表の、これで議論することの妥当性であるとか、それから、他の指標は何があるのか、そういったことが、活発に議論されるべきだとは思いますが、ちょっと時間も大分押しているんで、それらが議論できるのかなというふうに思っていて、私としてはその、そもそもその議員についての活動のあり方であるとかそれに対する報酬の出し方のところから議論した上で、どういう指標で比較をするのかというところの議論を進めていくべきだと思うんですけども、時間がちょっとないので、私が他の指標を検討するとすればです

けど、一つは議員報酬を下げれば、下げるほどいいわけではないと。

それは、下げることによって、有益な人材が入ってこなくなると。有益な人材に対しては、それなりのフィーを払うべきだと。当然だと思うのですが、そうするとここから先議論だと思いますけど、資本主義社会においては通常の民間企業であれば、フィーの提示があってそれに応じた能力の方々の応募があると。需給バランスによって決まっているわけでも、そうすると、市議会議員として立候補されている方が何人いて、それで定数が何人なのか。例えばその3倍の人たちが応募しておるということは、今のフィーでも魅力を感じて申し込んでいらっしゃる方々がいるわけだから、需給バランスからすると別に下げなくていいんじゃないという議論も成り立つのかなと。そうすると、例えばどの市町村と比較するかという議論が常につきまとうとは思いますが、立候補者が何人で、そのうち、定数は書いてありますから、何人当選しているのかで、一体そのこの報酬で人が集まらない状況になっているのかそうじゃないのかで、報酬額が低い団体について、その応募者がほとんどいない状況が生じているのか、その辺りのところであるとか、賃金の上昇率であるとか、物価の上昇率、これらも検討すべき材料じゃないかなと思っています。以上です。

会 長 : はい。ありがとうございます。今大変大事な話を幾つも山田委員さんから出していただきましたが、まず重要なことは、特例市だけのデータでいいのかっていうのは確かにそうでありまして、どうすればその特例市が同じような自治体の規模だって話ですけども、水戸市はそこにはないじゃないかっていうのは、それは中核市だけだったらあるんですけども、中核市とか特例市とかをとっぱ

らって、つくば市と同規模の自治体として集めてみた場合どういうことになるのかってのは、これやはり別の視点ということをいただく必要があるので、山田委員さんのご提言、ですけれども、これについての別のデータを、いくつか参考の形でも複数のつくば市と同規模の自治体のデータを入れて、この中に入れ込まなくてもいいですから、お出しいただくことは可能でしょうか。

事務局：はい。調査させていただきたいと思います。事務局としても皆さんに有益な資料としては提供したいんですけども、同規模というところはやはり人口というところでよろしいでしょうか。

会長：山田委員のイメージとしては、まずは人口でよろしいでしょうか。

山田委員：私のイメージはそうなのですが、そこは皆さん議論いただきたいところだと思っていて、あとは資料をたくさん作るのは大変なので、私の感想として資料6と7はあまり有益な情報ではないのではないかと思っていて、もし今後作るのであれば8と9あたりだと思っんですね。というのも、その資料6の財政力指数は、市にお金がありますよっていう指標でしょうし、議会費も先ほどの話からすると人件費以外の部分も含んでいるんでしょうし、それから資料7のラスパイレス指数は行政職の方々の給料の国家公務員との比較なので、これらの指標はいらんんじゃないと思います。時間もないでしょうからね。私は人口で、20万から30万、もしくは10万台の後半あたりから30万あたりでみたらどうかなと思いますけど、そこは皆さん議論だと。

会長：あと、山田委員さんが先ほどおっしゃられたことのもう一つは、議会の規模の問題をおっしゃられたかと思いますが、これは議員数と、あるいは倍率の話がちょっと妥当かどうかはわかりませんが、山田委員さんがおっしゃった通り、要するに成り手が

いなくて成立しない市町村議会が存在するっていうのは紛れもない事実ですけれども。そういうことが起きているか起きてないかぐらいのあれでしょうか。目安というところでしょうか。そうですね。

山田委員：民間企業のような需給バランスで物事を見るのであればその、候補者が何人いて、何人当選しているというところは一つの指標かと思うので、立候補者と定員、立候補者数ということですね。それはちょっと、どう人口規模や中核市等でちょっと比較してみるのも一つかなと。

会 長：はい。これも参考のデータとなりますが、これはそれほど難しくはないと思うので、それを同規模、中核市でも、特例市でも構わない、先ほどの規模の自治体のそれぞれについて、一応直近のデータでそろえていただくということをお願いするかというところですが、それはよろしいでしょうか。

事務局：はい。用意させていただきます。

会 長：では、この二つは次回の具体的な議論を進める上での、事務局が当初用意してくださったデータの、検討するための別の指標としてお出しいただくということで、ぜひご用意をお願いいたします。それから先ほどの飯田委員さんのお話に関わってですか。

山田委員：あと、先ほど申し上げた平成6年以降の物価の上昇率であるとか賃金の上昇。他にも多分公的なところで出ていると思って、これそんな大変じゃないと思います。もし、上がっているとすればその上がる根拠設計の一つに、もし変わっていないということであれば、変えないという。

会 長：はい。そちらも、一般、全国的な動向でよろしいわけですね

山田委員：それでいいと思います。はい。その辺も参考データとしてお願い

します。

事務局：承知しました。

会長：で、ちょっと言いかけたのは飯田委員さんの先ほどのお話で、政務活動費の、先ほど、内訳というか支出費目の話をされたかと思いますが、それについての、どういう使う時、実際どういう使われ方をしているかっていうことは、公開されているデータでしょうか。

事務局：市のホームページに各年度の政務活動費の決算額というか、幾ら使ったというのが会派ごとに表になっているものがありますので、それも資料として次回提出させていただきます。

会長：お願いいたします。その政務活動費の妥当性を考えるとすれば、多分、飯田委員さんのお話もあって必要かと思えますはい。その他、これはちょっと次には知っておきたいというお話があれば、お出しいただきたいと思えます。山田委員さん続けてお願いします。

山田委員：先ほどの湯澤委員さんのお話で、私も確かにおやっと思っていたのですがおそらく市民感覚からすると、議員になった後に1度も委員会にも出席しないし、定例会とかにも参加しないという場合にも必ず議員報酬が支給されるというのはいかがなものかというふうに思うというのは、私は法律家だからあまりそう思ってこなかったんですけどもおっしゃる通りだなと思っていて、そういう、今皆さんきちんと活動してらっしゃると思うんですが、脱法的に当選したはいいけれど数は一切活動しないよっていう人が現れていいのかと。いうところ等々も考えると、一定の基本額を定めた上で、例えば、委員会に出席したとか、本会議に出席したとかいうことについての1回幾らみたいな形での従量報酬制のような部

分を一つ取り入れる方が妥当ではないだろうか。

それが結局時間拘束に対するフィーというところにも合致するのではないかというふうには思うんですが、ただ、今回それをまとめ切るのは難しいんでしょうけれど望まれる方向としては、そういうものもあるのかなというふうに思って聞いておりました。以上です。

会 長 : はい。ありがとうございます。これは先ほどの湯澤委員さんのご発言で、気にはなっていた話でありまして、私も議員の地位というのはいささか軽々にいじってはいけないという、ある種の思い込みなのかもしれませんが、そういう理解があったものですから、そのような話で、私自身が発言をしてしまったのですけども、議員の方々の出席状況と違って別に名前はいらないのですが、データとしてはあるものなのではないでしょうか。

事 務 局 : はい。出欠の状況っていうのはあります。誰がっていうのは難しいかもしれませんが、平均してどれぐらいとかっていうことはお伝えできるかなと思います。

会 長 : それは冒頭で市長さんがお話になった、議会のあり方をちゃんと我々が理解をした上で、そのあり方を考えて欲しいということに関わるかと思っておりますので、公開されてるデータで結構ですので、その辺も参考にそろえていただければありがたいです。湯澤委員さんよろしいですか。山田委員さんよろしいですかね。

山 田 委 員 : はい。

会 長 : はい。最後になっていろいろと事務局に対してお願い事が積み重なっていますが、全部次回の議論を豊かにするためのもののご理解いただきたいと思います。その他、いかがでしょうか。山本委員さん、ここまでのところで何かお感じになっていること含めて

何かあれば、ご発言いただければありがたいですが。

山本委員：見てみたいなっていう認識なのですが、資料2の令和2年度の実績、大変な業務をやっていらっしゃるのかなと思います、令和2年度ってちょっと特別なのかなと思って。

会長：はい。すいません。ちょっと今聞き取れなかったのですが。

山本委員：令和2年度以外の実績を見てみたいなど。

会長：1年間の、そうすると要するにコロナウイルス感染症感染拡大状況が起きる前の。

山本委員：そうですね。今回もし改定があれば、それが何年も何年も続いていくことをかもしれないので、もし見られればと思いました。

会長：はい。これは大丈夫かと思いますが、事務局お願いします。

事務局：そうですね。同じような形で作成することは可能だと思います。補足的にちょっとお話をさせていただくと、確かに臨時会という意味では、令和2年っていうのは少し特殊な部分があって、その回数っていうのは、例年にないものだったのかなと思います。逆にコロナの影響で、例えば、大久保委員からもあったような行政視察みたいなのが、他市に行って、現場を見て、向こうの議員さんなり、向こうの行政職員との議論っていうことができなくなっているという実情もあるので全体的に見てどうなるかってのをちょっと作ってみたいとわかりませんが、やってみたいと思います。

会長：今事務局からのお話もあった通り、また大久保委員さんから最初にあった通り、議員さんの活動っていうと割と遠隔地視察というのが少なからずあるという印象は私個人的に持っているところがあるので、それが全く反映されていない。前年度のデータは、ある意味、イレギュラーだろうというふうには思いますし、山本委

員さんのおっしゃる通りでありまして、一昨年か3年前でも結構ですから、その辺がよく、要するにコロナで揺らいでないあたり
のものを、おそらく数年だったら、あまり変わらないでしょうから。場合によっては、3年、2、3年前の、どこか1年間分で、
これが1年間なのか1年か1ヵ年度なのか、ちょっとこれは、ど
ちらがいいのかちょっとわからないんですが、予算的にはね、年
度かなという気はしますが、それは議会の開かれ方にもよります
から、そのあたりを反映できるデータで、これと比較するため
には、1月から12月でしょうからそれでそろえていただいて結構か
と思いますがいずれしてもそのデータもちょっとおつくりいただ
けますでしょうか。

事務局：はい。

会長：ありがとうございます。大分宿題5、6個でたような気がしまし
て。ただ、委員の皆さんの疑問、小さな疑問でもそれを解決でき
る、この議論をするためのベースとなる知識が共有されるために
必要なものが全部いろいろ今出てきたと思いますので、申し訳あ
りませんがよろしくお願いします。その他、何か、そろそろ時間
も迫ってきましたが、御発言のある委員さんおられましたらぜひ
この機会にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろし
いでしょうか。それでしたら、ここまで大分いろいろな議論が出
て、ご意見それから事務局への要望出て参りました。全体として
は、議員さんの現状の、現在の活動の状況をちゃんと確認したい
ということ、それから事務局がお出しいただいた比較の視点とは
また異なるものでいくつかが、指標を出してもらいたいというこ
とがあったと思います。両者を合わせて、次回、この委員会にお
いて、大久保委員さんが確認くださった通り資料3にあるこのデ

一々の、妥当性というもの、また、現状のつくば市の議会、議員さんたちの活動を踏まえた、報酬等のあり方の議論というものに具体的に組み込んでいきたいと思ひます。ぜひよろしくお願ひ、はい、山田委員お願ひします。

山田委員：議員の活動の実態を、日にちこの日にこれがあつたつていうのはいただいているのですが時間である程度把握できないのかなというのがありまして、開催されているのだけれどその2時間で終わったのか、丸1日かかっているのかとか、市民にはちょっとわかりづらいところがあるので、可能な限りちょっと時間がわかるように、かつ、エクセルの表みたいな形の方が見やすいのかなと思ひます。

会 長：はい。それは例えば資料2でいただいているもので、例えば2月に全員協議会2月4日とあつたら、何時から何時までとかそうですね。

山田委員：あと、出席者数、定足数が、全人員数が何人のところに何人出席して、わかる範囲で、そういうのがあつるとどの程度皆さん参加しているものが何時間やつてらつしやるのかつていうのももう少し可視的になつてくるかなと。

会 長：これデータはございますかね。はい、事務局お願ひします。

事務局：やはり議会のホームページの方に、ここに挙げたようなものつて大体、公開されているものがほとんどですけれども公開されているものについては時間と、出席議員数と出ているかと思ひますので、拾える限りになつてしまいますけれども、調整して少しわかりやすい資料を作成させていただきたいなど。事務局から1点、山田委員の方にも確認させていただきたいんですけれども、先ほど山本委員の方からあつたように、2、3年前の実績に依つて、

今山田委員が追加でおっしゃったことを、作成すればいいのか、それとも比較するために、令和2年度の、今回お示しました令和2年の実績についても同じような、括りで比較表を作った方がよろしいでしょうか。これはちょっと事務局からの確認ですが。

山田委員：ご負担をかけて恐縮なのですが、二つあった方がかつ時間がないとやはり我々も判別しがたいところがあるので、いいのではないかと思います。ちょっとそれは他の委員さんのご意見も聞いてみたいところです。

会長：はい。松信委員さんお願いします。

松信委員：私もそれは賛成です。あと一つ追加して欲しいのが、資料9の、やはり議員さんというのは市民の代表じゃないですか、選ばれてそうするとやっぱり地域の何かこう、請願とかですね、そういった、あとは陳情ですか。これたまたま見ると、2年度はつくば市の陳情受理件数は0ってなっているのですがこれが特殊なのかどうかとか、前年、前々年がどうだったのかとか、そういった市民の代表として、議員になられた方の活動のバロメーターにもなるんじゃないかと思うので。何々議員は、こういったものを行っていますよとかいうのがもしわかればいいんですけども、個人情報があるということで、無理でしたらば何らかの方法でできればなと思う。

会長：はい。ありがとうございます。山田委員さんからの話は、できれば、2ヵ年分の1年間の活動の時間と人数が入ってちょっと見やすくして、見やすくなる表を作っていただきたいというのが一つ。それから、松信委員さんからは、請願・陳情というのは紹介議員が必要なはずですから、その請願・陳情自体がどのぐらい、つくば市議会にあるのかというお話ですよ。

松信委員：ホームページには出ているんですけど、委員の中でパッと見てわかるような感じで

会長：ですからそれほど大きいデータでなくてもいいからという形でそれを、要するに全員でその状況を共有できるような資料を出して欲しいということですね。

松信委員：はい。これもそれほど大きい作業ではないと思いますのでお願いします。

会長：はい。4時を回り始めたので、まだおありになるかと思いますが、ここまでのところは、7、8、資料の提供ということになりましたが、これがすべて次回の議論の充実化に資するものになりますので事務局には申しわけございませんが、準備の方、お願いいたします。これで議事は終わりにしたいと思います。

< 7 その他 >

会長：その他とありますが、事務局の方から、あればよろしくお願いたします。

事務局：はい。その他になります。皆様のご議論ありがとうございました。次回の日程、第2回目の日程ですけれども、こちらの都合で大変恐縮ですが、8月6日金曜日の午後2時に本日と同じ時間ですね。同じ場所、研修室で、2時間程度と考えております。ご都合いかがでしょうか。現時点ですが。

会長：はい。委員さん、ここにおいででの委員の皆様よろしいでしょうか。はい。特にご異議ないようなので、かつ、次回、第2回の委員会は8月6日の金曜日の14時からということで、開催をすることといたします。お忙しいところ、委員の皆様には大変恐縮ですが、都合つけていただきまして、次回かなり重要な議論となりますので、ご参加の方よろしくお願いたします。なおもし、この委員

会これで終わりとなりますが、そのあとで、もしお気づきの点等あれば、これは事務局の方に直接ご連絡するということによろしいでしょうか。

事務局：はい。承りますので、何かあればご自由にください。

会長：はい。追加の宿題とかお願いがあれば、事務局に受けてもらいたいので、どうぞよろしく願いいたします。

< 8 閉会 >

会長：それでは、これをもちまして第1回つくば市特別職報酬等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

令和3年度第1回つくば市特別職報酬等審議会

日時：令和3年6月21日

午後2時～

場所：つくば市役所職員研修室

次 第

- 1 委員任命
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長選任
- 5 開会
- 6 議事
 - (1) つくば市の議員報酬等の見直しについて
- 7 その他
- 8 閉会



供
覧

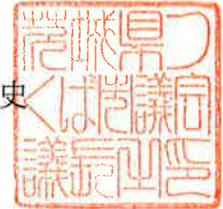
市長	副市長	部長	次長	課長	文書管理主任	課長補佐	係長		

議第435号

令和3年(2021年)1月15日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市議会議長 小久保 貴史



つくば市特別職報酬等審議会の開催について (依頼)

日頃から、議会運営に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、議員は、地方分権が進む中、市民の多様な意見を把握し、公平性、公正性、透明性及び信頼性のある議会運営及び議会活動を行うため、つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき議員報酬等が支給されています。

また、議員の調査研究その他の活動に資するため、つくば市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき政務活動費が交付されているところです。

しかしながら、議員報酬においては、平成6年度に改定が行われ、現在の報酬額が決定してから現在に至るまで25年間に渡り、また、政務活動費においても条例が施行された平成13年から現在に至るまでの間、つくば市特別報酬等審議会において審議が行われておりません。

そこで是非、当審議会を定期的に審議会を開催し、議員報酬及び政務活動費について適切であるか検証を行っていただきたく、ここにお願いをするものです。

令和3年度第1回つくば市特別職報酬等審議会 資料一覧

資料1 議会概要

資料2 議会の1年間

資料3 つくば市議会議員報酬

資料4 つくば市の概況（経年比較）

資料5 つくば市の略年表

資料6 市の概況（他自治体比較）

資料7 職員の状況（他自治体比較）

資料8 議員の状況（他自治体比較）

資料9 議員活動（令和2年実績）の状況（他自治体比較）

つくば市議会概要

1 議会構成

- (1) 議員数 条例定数 28 人（平成 22 年 6 月改正 改正前 33 人）
現員数 28 人
- (2) 任期 令和 2 年 11 月 30 日～令和 6 年 11 月 29 日
- (3) 会派数 10 会派
- (4) 年齢構成（令和 3 年 4 月 1 日現在）

年 齢	20～39	40～49	50～59	60～69	70～79
人 数	3	7	10	4	4

平均年齢 54.7 歳 最年長 76 歳 最年少 27 歳

2 本会議スケジュール

定例会 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月）

- (1) 初日 開会、議案上程・説明
- (2) 2～5 日目 休会
(議員：執行部からの取材対応、意見交換)
(執行部：一般質問、議案質疑の答弁調整)
- (3) 6～8 日目 一般質問、議案質疑、委員会付託
- (4) 9～10 日目 各常任委員会開催
- (5) 11～12 日目 休会
- (6) 最終日 各常任委員長報告、採決、閉会

3 委員会

委員会は原則公開として運営し、傍聴することが可能。当初予算・決算の審査については、それぞれ予算決算委員会を設置し、各常任委員会単位の分科会で所

管分を審査している。

(1) 議会運営委員会（任期2年／委員8人）

- ・開催日 定例会は招集日の2日前、臨時会は当日

(2) 常任委員会（任期2年） ※議長は所属しない

- ・総務委員会 6人
- ・文教福祉委員会 7人
- ・市民経済委員会 7人
- ・都市建設委員会 7人

(3) 広報公聴委員会（任期2年／委員8人）

- ・議会だよりの編集など

(4) 特別委員会

- ・つくば市中心市街地まちづくり調査特別委員会 27人（議長を除く全議員）
- ・高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会 27人（議長を除く全議員）
- ・ジオパーク推進特別委員会 9人

4 その他

(1) 議会だより

- ・定例会4回分(5/1、8/1、11/1、2/1)と新春号（元日発行）の年5回
- ・各定例会終了後50日位で発行
- ・タブロイド版10～12ページを基本
- ・ポスティングにより配布

(2) 議会インターネット中継

- ・会議の生中継 議会本会議を中継（平成23年12月定例会から）
- ・録画配信 ビデオ・オン・デマンド方式により配信

（平成23年9月定例会から）

月	令和2年実績
1	<ul style="list-style-type: none"> ●特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・観光開発推進特別委員会（1/27～28） 行政視察：青梅市（青梅ブルーの取組）、足利市（観光振興対策） ・道路・公共交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会（1/20～21） 行政視察：蓮田市（防災機能を持つSA）、甲府市（公共交通） ・スポーツ対策特別委員会（1/22～23） 行政視察：墨田区（フクシ・エンタープライズ墨田フィールド） 前橋市（コーエイ前橋フットボールセンター） ・中心市街地まちづくり調査特別委員会（1/24） 勉強会 中心市街地のまちづくり戦略案について執行部から説明 ●議会報編集委員会(1/8) ●議会活性化推進特別委員会(1/15) <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会、議会改革に関する検討事項について
2	<ul style="list-style-type: none"> ●全員協議会(2/4) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度各会計予算案について ●議会運営委員会(2/12,27) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月定例会の会期、同定例会における議案等の委員会付託など ・予算特別委員会の運営に関する申合せの改正について ●会派代表者会議(2/5,14) ●予算特別委員会(2/14) <ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選など ●議員勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・高エネ研南側未利用地について（2/9） 当該土地の利活用の早期解決に向けたワークショップ（多様な価値観の見える化） ・つくば市未来構想について（2/19）
3	<ul style="list-style-type: none"> ●3月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議（会派代表質問、一般質問、議案質疑など） 7日間 ・各常任委員会 2日間 ●議会運営委員会(3/13,19朝,19休憩中) <ul style="list-style-type: none"> ・議案、本会議の議事など ●会派代表者会議(3/3,12) ●予算特別委員会(3/3,16) ●特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・つくば中心市街地まちづくり調査特別委員会（3/3,16） 中心市街地のまちづくり戦略案についての意見交換、提言内容について → 3/19 市長に対し、今後のつくば中心市街地まちづくりについての提言 ・高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会（3/19） 勉強会内容の市議会だよりへの掲載について ●議員勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・高エネ研南側未利用地について（3/16） 2月の勉強会で出た見える化した価値観の論点整理
4	<ul style="list-style-type: none"> ●全員協議会(4/8,20) <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市における新型コロナウイルス感染対策等について ・緊急経済対策（令和2年度補正予算）について ●議会運営委員会(4/8,28) <ul style="list-style-type: none"> ・商工会からの「新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営支援に関する緊急要望書」について ・令和2年第1回臨時議会及び6月定例会の運営について など ●議会報編集委員会(4/8) ●会派代表者会議(4/13,24) ●議会活性化推進特別委員会(4/22) <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴の在り方、令和元年度議会報告会のまとめ

月	令和2年実績
5	<ul style="list-style-type: none"> ●議会運営委員会(5/1,11,26) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第2回つくば市議会臨時会の運営について ●全員協議会(5/21) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度つくば市一般会計補正予算（新型コロナウイルス関係）について ●臨時会 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策関連補正予算：テイクアウト推進給付金など（5/1） ・//：雇用促進事業、自宅学習用PC整備事業など（5/28） ●会派代表者会議(5/11,21,21全協後) ●議会活性化推進特別委員会(5/19) <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度議会報告会のまとめ、議長から依頼事項（予算決算特別委員会の在り方） ●つくば中心市街地まちづくり調査特別委員会(5/1) <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり戦略についての勉強会 ●勉強会(5/28) <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの地区学校建設について
6	<ul style="list-style-type: none"> ●6月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議（一般質問、議案質疑など） 5日間 ・各常任委員会 1日間 ●議会運営委員会(6/5,9,26) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月定例会の会期、定例会における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について、行政視察等の経費 など ●議会報編集委員会(6/18) ●会派代表者会議(6/1) ●議会活性化推進特別委員会(6/9,26) <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算委員会の在り方について
7	<ul style="list-style-type: none"> ●全員協議会(7/14) <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算（地方創生臨時交付金第二次交付分等）について ●臨時会(7/21) <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策関連補正予算：学校への消毒液等配布事業など ・各常任委員会 ●文教福祉委員会(7/14) <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例に関する勉強会 ●議会運営委員会(7/10,17) <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット等の導入について ・7/21開催予定の令和2年第3回つくば市議会臨時会について ●議会報編集委員会(7/7) ●会派代表者会議(7/7,14) ●つくば中心市街地まちづくり調査特別委員会(7/17) <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会
8	<ul style="list-style-type: none"> ●議会運営委員会(8/25) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月つくば市議会定例会の会期、同定例会における議案等の委員会付託など ●決算特別委員会(8/27) <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会の実施 ●文教福祉委員会(8/19) <ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会の委員会運営について ●道路・公共交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会(8/17) <ul style="list-style-type: none"> ・圏央道4車線化及び国道6号バイパス国道125号バイパスの進捗状況 ・TX沿線開発地区の令和2年度事業概要 など ●会派代表者会議(8/19) ●つくば中心市街地まちづくり調査特別委員会(8/27) <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告について ●高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会(8/27) <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告について

月	令和2年実績
9	<ul style="list-style-type: none"> ●9月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議（一般質問、議案質疑など） 5日間 ・各常任委員会 文教福祉のみ2日間 その他1日間 ・決算特別委員会（9/7,15） 令和元年度一般会計歳入歳出決算認定などを審査 ●議会運営委員会(9/7,18) <ul style="list-style-type: none"> ・議案等審査付託表資料の訂正、追加議案等の委員会付託省略について ●議会報編集委員会(9/4)
10	<ul style="list-style-type: none"> ●議会報編集委員会(10/7)
11	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時会(11/25) <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事院勧告によるもの） ●議会運営委員会(11/20,25) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年第4回つくば市議会臨時会の会期、追加議案等の委員会付託省略について ●会派代表者会議(11/18,25,30) ●議員説明会(11/30) <ul style="list-style-type: none"> ・改選に伴う説明会
12	<ul style="list-style-type: none"> ●12月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議（一般質問、議案質疑など） 6日間 ・各常任委員会 2日間 ・予算決算委員会（12/3,15,23） ・予算決算委員会理事会（12/15） ●全員協議会(12/4,25) ●議会運営委員会(12/3,3本会議終了後,14,15,25) <ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会の運営について ・一般質問における答弁の発言場所について ・議案の委員会付託及び議案（副市長の選任）の委員会付託省略について など ●広報広聴委員会(12/14,25) ●ジオパーク推進特別委員会(12/25) <ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選など ●つくば中心市街地まちづくり調査特別委員会(12/25) <ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選など ●高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会(12/25) <ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選など ●会派代表者会議(12/23)

つくば市議会議員報酬等

1 報酬等

(1) 報酬（平成6年4月1日改正） ※他市との比較は別添資料を参照

・議長	547,000円	【参考】	・市長	927,000円
・副議長	480,000円		・副市長	762,000円
・議員	447,000円		・教育長	680,000円

(2) 期末手当

- ・6月 1.675月分
- ・12月 1.675月分

【算出方法】 期末手当 = (月額報酬 + 月額報酬 × 加算率 0.15) × 1.675

(3) 費用弁償

定例会や各種委員会に出席した際の交通費等として支給する。

任意の勉強会等の際は支給されない。

- ・2,000円

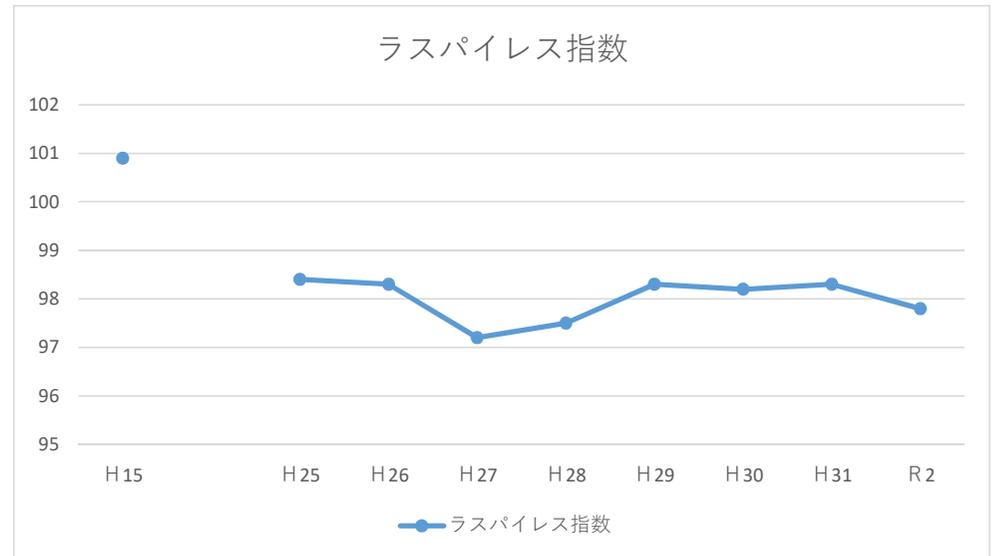
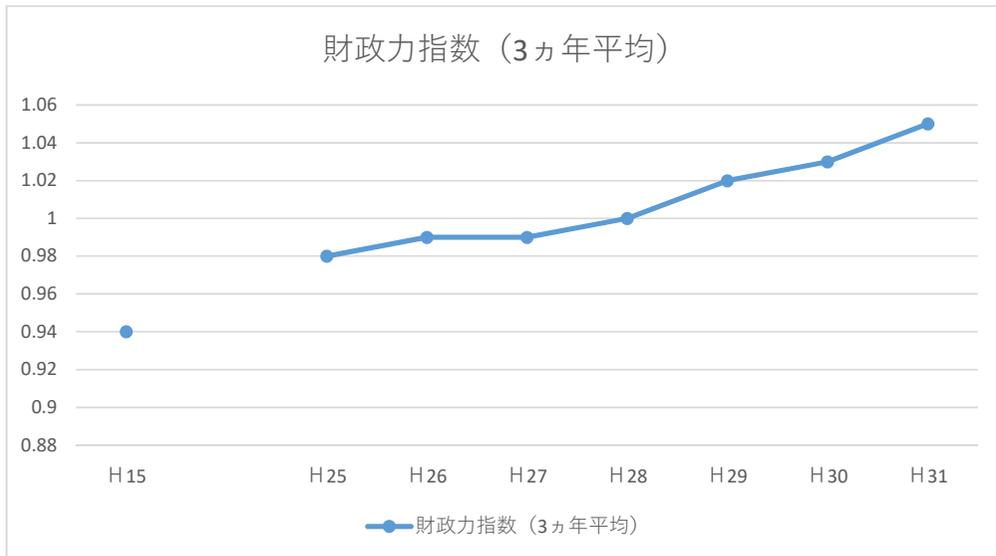
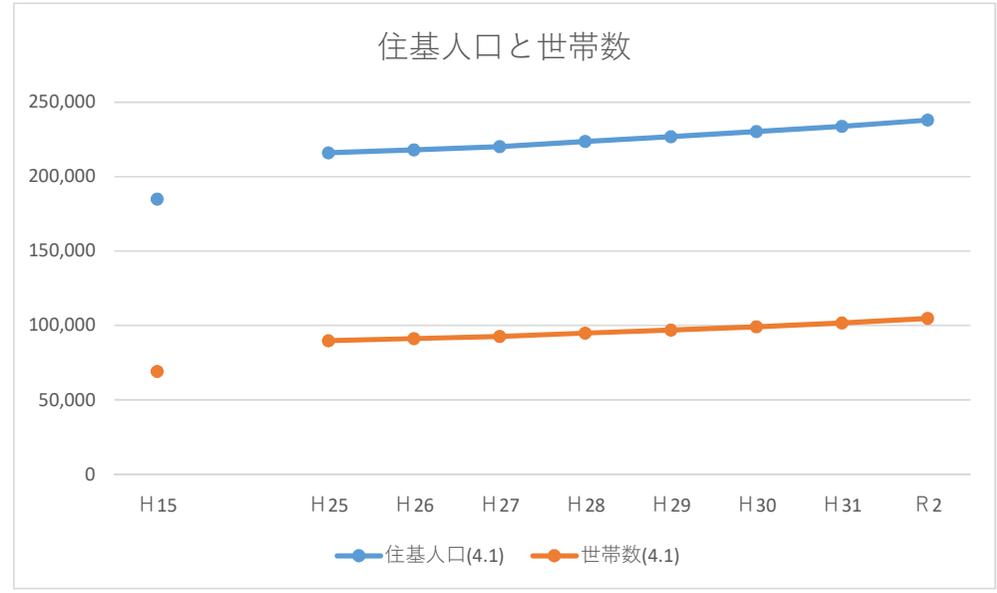
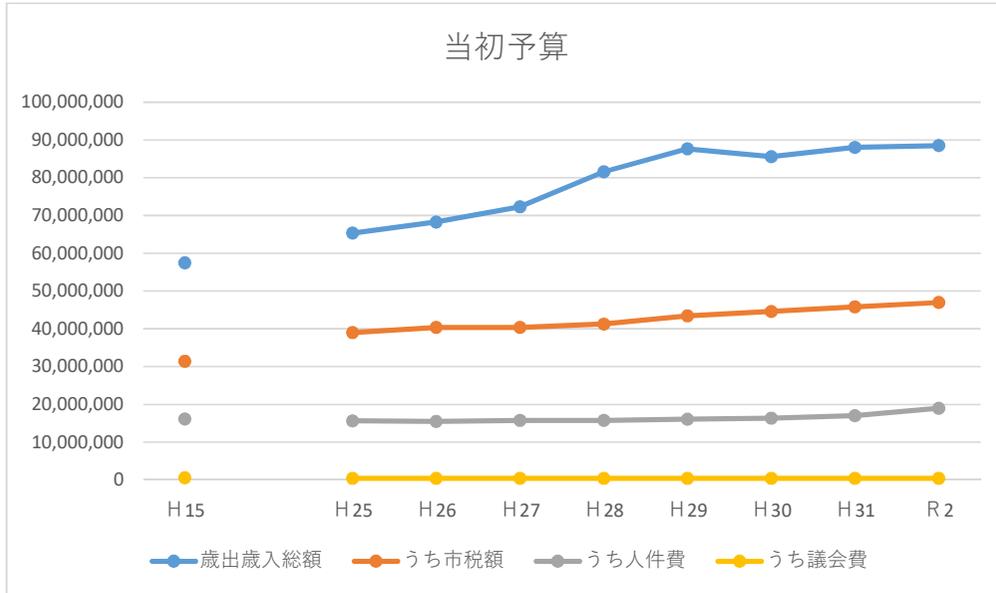
2 政務活動費

- ・1人当たり月額 30,000円（平成13年4月改正）
- ・支給条件 会派に支給

3 行政視察旅費等

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、広報公聴委員会が行政視察を行う際は、議員1人当たり、「つくば市職員旅費条例」に規定される特別職に準じて相当額を支給する。

つくば市の概況（経年比較）



	H15	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
歳出歳入総額 (千円)	57,507,000	65,358,000	68,270,000	72,366,050	81,614,000	87,672,000	85,617,000	88,040,000	88,525,000
うち市税額 (千円)	31,415,922	38,993,113	40,366,205	40,426,100	41,263,829	43,432,973	44,589,901	45,848,182	46,961,090
うち人件費 (千円)	16,100,789	15,620,633	15,499,369	15,756,105	15,767,603	16,034,315	16,348,917	16,987,985	18,944,769
うち議会費 (千円)	584,285	426,387	415,680	418,739	397,175	399,205	398,899	400,335	431,523
財政力指数 (3ヵ年平均)	0.94	0.98	0.99	0.99	1.00	1.02	1.03	1.05	1.06
ラスパイレス指数	100.9	98.4	98.3	97.2	97.5	98.3	98.2	98.3	97.8
住基人口(4.1)	184,876	216,064	218,109	220,166	223,771	226,781	230,310	233,868	238,014
世帯数(4.1)	69,265	89,816	91,186	92,786	94,903	97,017	99,161	101,706	104,782
全職員数	1,980	1,743	1,738	1,734	1,731	1,755	1,861	1,926	1,936

財政力指数とは 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

(総務省：「財政状況資料集の説明」より)

ラスパイレス指数とは 全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国
(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(総務省：「令和2年地方公務員給与実態調査結果等の概要」より)

つくば市略年表

西暦	年号	事項
1985	昭和60年	国際科学技術博覧会（つくば万博）開催
1987	昭和62年	つくば市 市制施行・市役所開所
1988	昭和63年	つくば市、筑波町を編入合併
2002	平成14年	つくば市、荃崎町を編入合併
2005	平成17年	つくばエクスプレス開業
2007	平成19年	特例市へ移行
2011	平成23年	東日本大震災発生（つくば市 震度6弱）
2012	平成24年	竜巻発生（筑波地区・大穂地区に甚大な被害）
2016	平成28年	「G7茨城・つくば科学技術技術大臣会合」開催
2019	令和元年	「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」開催

市の概況（他自治体比較）

施行時特例市

自治体名	R3.4.1人口 (住民基本台帳)	順位	自治体名	R3.4.1世帯数 (世帯)	順位	自治体名	R3当初予算 歳出総額	順位	自治体名	歳入のうち 市税総額	順位	自治体名	歳出のうち 人件費	順位	自治体名	歳出のうち 議会費	順位	自治体名	R2 財政力指数 (3か年平均)	順位
所沢市	344,014	1	所沢市	164,287	1	長岡市	130,188,000	1	四日市市	68,531,001	1	四日市市	22,901,279	1	四日市市	661,546	1	厚木市	1.26	1
四日市市	310,610	2	四日市市	141,978	2	四日市市	121,160,000	2	所沢市	51,819,887	2	長岡市	21,516,063	2	所沢市	572,242	2	四日市市	1.22	2
春日井市	310,317	3	春日井市	138,755	3	春日井市	109,400,000	3	春日井市	48,820,000	3	所沢市	20,008,825	3	長岡市	537,701	3	つくば市	1.06	3
長岡市	265,171	4	加古川市	116,764	4	所沢市	107,440,000	4	つくば市	45,943,845	4	つくば市	18,643,747	4	加古川市	527,214	4	富士市	1.01	4
加古川市	262,349	5	平塚市	114,174	5	上越市	93,473,631	5	富士市	45,933,100	5	春日井市	17,999,296	5	宝塚市	497,682	5	太田市	0.99	5
平塚市	257,189	6	大和市	111,845	6	加古川市	92,340,000	6	厚木市	40,805,198	6	富士市	17,511,891	6	富士市	486,349	6	平塚市	0.98	6
富士市	251,616	7	長岡市	108,951	7	平塚市	90,240,000	7	平塚市	40,242,936	7	平塚市	17,217,872	7	伊勢崎市	480,265	7	春日井市	0.98	7
茅ヶ崎市	244,377	8	春日部市	108,779	8	つくば市	89,713,000	8	加古川市	38,090,600	8	厚木市	17,152,281	8	春日井市	469,809	8	所沢市	0.97	8
つくば市	242,866	9	富士市	108,586	9	厚木市	87,200,000	9	長岡市	35,120,000	9	宝塚市	16,908,884	9	厚木市	468,427	9	大和市	0.97	8
大和市	240,301	10	つくば市	108,194	10	富士市	85,300,000	10	大和市	34,558,000	10	加古川市	16,889,224	10	沼津市	461,199	10	小田原市	0.97	8
春日部市	233,145	11	宝塚市	105,954	11	太田市	84,200,000	11	宝塚市	34,387,232	11	上越市	16,437,163	11	小田原市	455,370	11	沼津市	0.96	11
宝塚市	232,854	12	茅ヶ崎市	104,870	12	大和市	83,120,000	12	太田市	34,053,455	12	茅ヶ崎市	14,801,291	12	太田市	452,645	12	茅ヶ崎市	0.95	12
太田市	224,001	13	厚木市	101,903	13	宝塚市	81,510,000	13	茅ヶ崎市	33,822,003	13	太田市	14,783,697	13	上越市	444,458	13	熊谷市	0.89	13
厚木市	223,762	14	太田市	98,919	14	岸和田市	78,094,662	14	沼津市	31,800,000	14	大和市	13,598,293	14	平塚市	444,419	14	宝塚市	0.89	13
伊勢崎市	212,946	15	沼津市	92,835	15	春日部市	76,550,000	15	小田原市	31,002,000	15	伊勢崎市	13,109,992	15	熊谷市	443,944	15	伊勢崎市	0.85	15
熊谷市	194,542	16	伊勢崎市	92,487	16	伊勢崎市	74,530,000	16	伊勢崎市	29,217,031	16	熊谷市	12,991,042	16	春日部市	425,861	16	春日部市	0.76	16
沼津市	192,644	17	岸和田市	88,561	17	茅ヶ崎市	72,990,000	17	上越市	28,887,601	17	岸和田市	12,970,775	17	岸和田市	415,509	17	長岡市	0.62	17
岸和田市	192,160	18	熊谷市	87,758	18	沼津市	71,100,000	18	熊谷市	27,681,770	18	春日部市	12,369,045	18	茅ヶ崎市	411,449	18	岸和田市	0.62	17
小田原市	188,533	19	小田原市	82,899	19	小田原市	69,400,000	19	春日部市	27,221,058	19	沼津市	11,624,854	19	つくば市	409,457	19	上越市	0.62	19
上越市	188,382	20	上越市	76,546	20	熊谷市	66,300,000	20	岸和田市	22,965,523	20	小田原市	11,582,376	20	大和市	402,237	20	加古川市	0.00	20
草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-
茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-
佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-

県内市（10万人以上）

自治体名	R3.4.1人口（人） (住民基本台帳)	順位	自治体名	R3.4.1世帯数 (世帯)	順位	自治体名	R3当初予算 歳出総額	順位	自治体名	歳入のうち 市税総額	順位	自治体名	歳出のうち 人件費	順位	自治体名	歳出のうち 議会費	順位	自治体名	R2 財政力指数 (3か年平均)	順位
水戸市	271,018	1	水戸市	128,171	1	水戸市	118,510,000	1	つくば市	45,943,845	1	つくば市	18,643,747	1	水戸市	555,516	1	つくば市	1.06	1
つくば市	242,866	2	つくば市	108,194	2	つくば市	89,713,000	2	水戸市	40,173,055	2	水戸市	18,231,022	2	日立市	454,553	2	守谷市	1.00	2
日立市	174,408	3	日立市	82,712	3	日立市	72,705,000	3	日立市	25,340,691	3	日立市	14,160,657	3	つくば市	409,457	3	ひたちなか市	0.97	3
ひたちなか市	157,672	4	ひたちなか市	70,152	4	ひたちなか市	54,450,000	4	ひたちなか市	23,382,600	4	土浦市	8,715,583	4	ひたちなか市	351,665	4	土浦市	0.88	4
古河市	141,986	5	土浦市	67,936	5	土浦市	49,720,000	5	土浦市	21,556,275	5	ひたちなか市	8,371,143	5	筑西市	279,289	5	水戸市	0.86	5
土浦市	141,119	6	古河市	62,751	6	古河市	49,500,000	6	古河市	19,200,000	6	取手市	7,691,817	6	取手市	267,104	6	日立市	0.83	6
取手市	106,293	7	取手市	49,298	7	筑西市	44,750,000	7	筑西市	14,014,877	7	古河市	7,443,237	7	土浦市	259,136	7	つくばみらい市	0.80	7
筑西市	102,948	8	筑西市	42,254	8	取手市	36,800,000	8	取手市	12,584,942	8	筑西市	5,961,761	8	古河市	237,356	8	古河市	0.76	8
守谷市	69,573	9	守谷市	28,865	9	守谷市	30,965,000	9	守谷市	11,356,078	9	守谷市	3,589,647	9	守谷市	217,772	9	筑西市	0.70	9
つくばみらい市	52,121	10	つくばみらい市	21,346	10	つくばみらい市	21,326,750	10	つくばみらい市	7,363,598	10	つくばみらい市	2,448,120	10	つくばみらい市	151,171	10	取手市	(未記入)	

職員の状況（他自治体比較）

施行時特例市

自治体名	R3.4.1職員数	順位	自治体名	ラスパイレス指数 H30	順位	自治体名	ラスパイレス指数 H31	順位	自治体名	ラスパイレス指数 R2	順位	自治体名	最高級の平均年間支給額 期末・勤勉含む	順位
四日市市	3,239	1	沼津市	102.7	1	沼津市	102.9	1	沼津市	103.1	1	四日市市	10,887,042	1
春日井市	2,940	2	富士市	102.4	2	富士市	102.3	2	富士市	102.2	2	茅ヶ崎市	10,815,452	2
富士市	2,782	3	四日市市	102.1	3	四日市市	102.2	3	四日市市	102.2	2	つくば市	10,747,897	3
平塚市	2,499	4	平塚市	101.7	4	熊谷市	101.5	4	熊谷市	102.0	4	宝塚市	10,727,349	4
伊勢崎市	2,423	5	熊谷市	101.6	5	春日井市	101.3	5	春日井市	101.5	5	沼津市	10,619,510	5
長岡市	2,368	6	所沢市	101.3	6	所沢市	101.2	6	所沢市	101.4	6	所沢市	10,594,718	6
宝塚市	2,284	7	春日井市	101.1	7	宝塚市	101.1	7	宝塚市	100.9	7	小田原市	10,581,342	7
小田原市	2,237	8	加古川市	101.1	7	加古川市	100.5	8	加古川市	100.7	8	平塚市	10,249,941	8
茅ヶ崎市	2,222	9	厚木市	100.4	9	厚木市	100.1	9	厚木市	100.5	9	富士市	10,203,795	9
所沢市	2,130	10	太田市	100.1	10	太田市	100.0	10	太田市	100.0	10	加古川市	10,144,240	10
岸和田市	2,014	11	茅ヶ崎市	99.8	11	茅ヶ崎市	100.0	10	小田原市	99.9	11	厚木市	10,117,704	11
春日部市	1,951	12	春日部市	99.4	12	平塚市	99.7	12	茅ヶ崎市	99.5	12	大和市	9,945,700	12
つくば市	1,937	13	伊勢崎市	99.2	13	小田原市	99.5	13	春日部市	99.4	13	春日井市	9,833,691	13
大和市	1,899	14	上越市	98.9	14	春日部市	99.1	14	上越市	98.9	14	春日部市	9,786,171	14
上越市	1,795	15	小田原市	98.9	14	伊勢崎市	99.0	15	伊勢崎市	98.8	15	伊勢崎市	9,424,407	15
加古川市	1,791	16	宝塚市	98.4	16	上越市	98.8	16	つくば市	97.8	16	太田市	9,322,803	16
沼津市	1,712	17	つくば市	98.2	17	つくば市	98.3	17	岸和田市	97.4	17	岸和田市	9,307,894	17
太田市	1,435	18	大和市	98.2	17	大和市	97.5	18	平塚市	97.0	18	長岡市	9,206,507	18
厚木市	1,387	19	岸和田市	97.7	19	岸和田市	97.3	19	長岡市	96.8	19	上越市	9,163,219	19
熊谷市	1,325	20	長岡市	96.8	20	長岡市	96.6	20	大和市	95.5	20	熊谷市	9,077,512	20
草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-
茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-
佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-

県内市（10万人以上）

自治体名	職員数	順位	自治体名	ラスパイレス指数 H30	順位	自治体名	ラスパイレス指数 H31	順位	自治体名	ラスパイレス指数 R2	順位	自治体名	最高級の平均年間支給額 期末・勤勉含む	順位
水戸市	2,056	1	水戸市	100.0	1	水戸市	99.9	1	水戸市	100.1	1	つくば市	10,747,897	1
つくば市	1,937	2	守谷市	99.3	2	筑西市	98.8	2	日立市	98.9	2	土浦市	10,718,257	2
日立市	1,446	3	ひたちなか市	98.8	3	日立市	98.5	3	ひたちなか市	98.7	3	水戸市	10,400,192	3
土浦市	990	4	日立市	98.5	4	つくば市	98.3	4	筑西市	98.5	4	日立市	10,399,990	4
ひたちなか市	935	5	筑西市	98.5	4	ひたちなか市	98.3	4	つくば市	97.8	5	取手市	9,713,562	5
古河市	850	6	つくば市	98.2	6	守谷市	98.2	6	取手市	97.8	5	守谷市	9,493,713	6
取手市	796	7	取手市	97.8	7	取手市	97.8	7	つくばみらい市	97.8	5	古河市	9,291,296	7
筑西市	460	8	つくばみらい市	97.4	8	つくばみらい市	97.8	7	守谷市	96.9	8	ひたちなか市	9,199,542	8
守谷市	417	9	古河市	96.8	9	古河市	96.1	9	古河市	95.9	9	つくばみらい市	9,170,673	9
つくばみらい市	410	10	土浦市	94.6	10	土浦市	94.9	10	土浦市	94.7	10	筑西市	8,977,026	10

議員の状況（他自治体比較）

施行時特例市

自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位	自治体名	政務活動費 (年間)	順位	政務活動費の支給先
長岡市	34	1	宝塚市	711,700	1	宝塚市	639,400	1	岸和田市	600,000	1	宝塚市	11,997,483	1	宝塚市	10,778,686	1	岸和田市	10,224,000	1	宝塚市	912,000	1	会派もしくは個人又はその両方
四日市市	34	1	四日市市	693,000	2	四日市市	631,000	2	四日市市	591,000	2	四日市市	11,682,248	2	岸和田市	10,735,200	2	四日市市	9,962,783	2	所沢市	840,000	2	個人
所沢市	33	3	加古川市	673,000	3	岸和田市	630,000	3	宝塚市	587,000	3	加古川市	11,629,440	3	四日市市	10,637,083	3	宝塚市	9,895,353	3	四日市市	840,000	2	会派
春日部市	32	4	所沢市	660,000	4	加古川市	610,000	4	加古川市	563,000	4	所沢市	11,444,400	4	加古川市	10,540,800	4	加古川市	9,728,640	4	加古川市	840,000	2	会派及び会派に属さない議員
上越市	32	4	岸和田市	660,000	4	富士市	594,000	5	所沢市	560,000	5	富士市	11,323,020	5	富士市	10,299,960	5	所沢市	9,710,400	5	厚木市	720,000	6	会派又は会派に属さない議員
富士市	32	4	富士市	653,000	6	春日井市	584,000	6	春日井市	536,000	6	岸和田市	11,246,400	6	所沢市	10,057,200	6	富士市	9,086,160	6	長岡市	720,000	6	会派（無所属議員や所属議員が1人である会派を含む）
春日井市	32	4	春日井市	646,000	7	所沢市	580,000	7	長岡市	526,000	7	春日井市	10,889,945	7	春日井市	9,844,780	7	春日井市	9,035,620	7	春日部市	600,000	8	会派
加古川市	31	8	長岡市	624,000	8	長岡市	563,000	8	富士市	524,000	8	平塚市	10,479,600	8	沼津市	9,311,580	8	平塚市	8,554,080	8	平塚市	600,000	8	個人
伊勢崎市	30	9	平塚市	615,000	9	平塚市	540,000	9	平塚市	502,000	9	沼津市	10,404,000	9	平塚市	9,201,600	9	沼津市	8,548,620	9	上越市	600,000	8	会派 @12,500円/月議員 @37,500円/月
太田市	30	9	沼津市	600,000	10	沼津市	537,000	10	沼津市	493,000	10	小田原市	10,048,435	10	長岡市	8,985,480	10	太田市	8,409,900	10	岸和田市	600,000	8	会派
熊谷市	30	9	小田原市	586,000	11	太田市	515,000	11	伊勢崎市	485,000	11	長岡市	9,959,040	11	太田市	8,930,100	11	長岡市	8,394,960	11	茅ヶ崎市	480,000	12	会派
つくば市	28	12	厚木市	566,000	12	小田原市	511,000	12	太田市	485,000	11	太田市	9,710,400	12	小田原市	8,762,373	12	伊勢崎市	8,380,800	12	沼津市	480,000	12	会派
茅ヶ崎市	28	12	太田市	560,000	13	伊勢崎市	505,000	13	小田原市	475,000	13	厚木市	9,644,640	13	伊勢崎市	8,726,400	13	熊谷市	7,803,000	14	富士市	450,000	14	会派
厚木市	28	12	茅ヶ崎市	560,000	13	厚木市	490,000	14	茅ヶ崎市	453,000	14	伊勢崎市	9,590,400	14	厚木市	8,349,600	14	春日部市	7,803,000	14	太田市	430,000	15	会派・会
大和市	28	12	伊勢崎市	555,000	15	茅ヶ崎市	484,000	15	厚木市	452,000	15	茅ヶ崎市	9,542,400	15	春日部市	8,288,520	15	茅ヶ崎市	7,719,120	16	伊勢崎市	420,000	16	会派
沼津市	28	12	大和市	549,000	16	つくば市	480,000	16	熊谷市	450,000	16	大和市	9,420,840	16	茅ヶ崎市	8,247,360	16	厚木市	7,702,080	17	大和市	420,000	16	会派又は会派に所属しない議員
小田原市	27	17	つくば市	547,000	17	春日部市	478,000	17	春日部市	450,000	16	熊谷市	9,398,280	17	熊谷市	8,149,800	17	大和市	7,533,240	18	熊谷市	370,000	18	議員個人及び会派
平塚市	26	18	熊谷市	542,000	18	熊谷市	470,000	18	つくば市	447,000	18	春日部市	9,311,580	18	大和市	7,996,560	18	つくば市	7,111,770	19	つくば市	360,000	19	会派
宝塚市	26	18	春日部市	537,000	19	上越市	468,400	19	上越市	440,800	19	つくば市	8,702,770	19	つくば市	7,636,800	19	上越市	7,035,168	20	春日井市	360,000	19	会派
岸和田市	24	20	上越市	529,400	20	大和市	466,000	20	大和市	439,000	20	上越市	8,449,224	20	上越市	7,475,664	20	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	回答なし
草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	草加市	回答なし	-	小田原市	8,145,063	-	議員個人
茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	回答なし
佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	佐賀市	回答なし	-	回答なし

県内市（10万人以上）

自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位	自治体名	政務活動費 (年間)	順位	支給先
つくば市	28	1	水戸市	700,000	1	水戸市	630,000	1	水戸市	590,000	1	水戸市	11,800,250	1	水戸市	10,620,225	1	水戸市	9,945,925	1	水戸市	1,080,000	1	会派
水戸市	28	1	日立市	615,000	2	日立市	550,000	2	日立市	510,000	2	日立市	9,852,300	2	日立市	8,811,000	2	日立市	8,170,200	2	日立市	540,000	2	会派へ交付
日立市	28	1	土浦市	570,000	3	ひたちなか市	504,000	3	ひたちなか市	470,000	3	土浦市	9,003,150	3	ひたちなか市	7,989,660	3	ひたちなか市	7,450,675	3	ひたちなか市	540,000	2	会派
ひたちなか市	25	4	つくば市	547,000	4	土浦市	500,000	4	土浦市	467,000	4	つくば市	8,702,770	4	土浦市	7,897,500	4	土浦市	7,376,265	4	つくば市	360,000	4	会派
土浦市	24	5	ひたちなか市	541,000	5	つくば市	480,000	5	つくば市	447,000	5	ひたちなか市	8,576,203	5	つくば市	7,636,800	5	つくば市	7,111,770	5	土浦市	300,000	5	会派又は議員
古河市	24	5	古河市	500,000	6	古河市	450,000	6	取手市	411,000	6	古河市	7,926,250	6	古河市	7,133,625	6	取手市	6,515,378	6	古河市	300,000	5	個人
取手市	24	5	取手市	494,000	7	取手市	444,000	7	古河市	400,000	7	取手市	7,831,135	7	取手市	7,038,510	7	古河市	6,341,000	7	筑西市	240,000	7	議員（個人）
筑西市	24	5	筑西市	449,000	8	筑西市	405,000	8	筑西市	381,000	8	筑西市	7,192,980	8	筑西市	6,488,100	8	筑西市	6,103,620	8	守谷市	120,000	8	会派
守谷市	20	9	守谷市	430,000	9	守谷市	397,000	9	守谷市	367,000	9	守谷市	6,791,850	9	守谷市	6,270,615	9	守谷市	5,796,765	9	つくばみらい市	120,000	8	議員 ※特例条例により、H19年度から休止
つくばみらい市	18	10	つくばみらい市	426,000	10	つくばみらい市	384,000	10	つくばみらい市	362,000	10	つくばみらい市	6,753,165	10	つくばみらい市	6,087,360	10	つくばみらい市	5,738,605	10	取手市	100,000	10	基準日に存する会派及び基準日に在職する無党派議員

議員活動（R2実績）の状況（他自治体比較）

自治体名	定例会		臨時会		常任委員会		議会運営委員会	特別委員会		総開催日数	順位	自治体名	市長提出議案			議員提出議案			請願受理 件数	陳情受理 件数	総合計	順位
	会期日数	開催日数	会期日数	開催日数	委員会数	開催日数	開催日数	委員会数	開催日数				可決数	否決数	修正可決数	可決数	否決数	修正可決数				
四日市市	133	30	7	4	6	96	22	0	0	152	1	宝塚市	189	0	1	34	0	0	12	3	239	1
上越市	85	27	2	2	4	62	25	3	17	133	2	上越市	206	0	0	10	0	0	6	8	230	2
所沢市	104	37	2	2	5	42	35	2	13	129	3	所沢市	180	0	1	23	0	0	2	0	206	3
茅ヶ崎市	102	28	4	4	4	50	35	2	10	127	4	茅ヶ崎市	171	0	0	8	0	0	1	23	203	4
沼津市	114	19	4	3	6	65	28	2	10	125	5	春日井市	157	0	0	4	0	0	8	13	182	5
小田原市	109	28	1	1	4	40	32	3	24	125	5	加古川市	167	0	0	4	0	0	8	0	179	6
宝塚市	151	20	3	3	3	52	23	4	23	121	7	伊勢崎市	146	0	0	9	0	0	3	18	176	7
熊谷市	84	27	0	0	4	25	30	3	27	109	8	長岡市	158	0	0	6	1	0	1	10	176	7
つくば市	99	23	4	4	5	32	25	9	20	104	9	沼津市	168	0	0	0	0	7	0	0	175	9
厚木市	※	21	※	1	5	25	32	2	21	100	10	四日市市	146	0	0	17	0	0	6	6	175	9
春日部市	94	28	2	2	4	39	18	1	12	99	11	太田市	155	0	0	5	0	0	5	9	174	11
長岡市	69	18	4	4	4	50	18	5	9	99	11	つくば市	147	1	0	10	2	0	4	0	164	12
加古川市	88	19	3	3	3	49	16	0	0	87	13	春日部市	134	0	0	12	7	0	5	6	164	12
太田市	88	21	1	1	4	17	25	5	20	84	14	小田原市	133	0	0	5	0	0	0	19	157	14
春日井市	84	20	4	2	4	43	19	0	0	84	14	富士市	142	0	0	6	0	0	1	2	151	15
富士市	99	26	5	3	6	32	17	2	5	83	16	大和市	114	0	0	12	1	0	1	9	137	16
岸和田市	72	18	5	4	3	18	21	3	22	83	16	岸和田市	114	0	3	3	0	0	0	13	133	17
平塚市	106	24	1	1	4	20	28	1	3	76	18	厚木市	104	0	0	3	0	0	2	14	123	18
伊勢崎市	97	19	2	2	4	20	18	7	16	75	19	熊谷市	94	0	0	3	0	0	0	10	107	19
大和市	109	15	2	2	4	20	24	1	4	65	20	平塚市	70	0	0	5	0	0	5	19	99	20
草加市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	-	-	草加市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	-	-
茨木市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	-	-	茨木市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	-	-
佐賀市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	-	-	佐賀市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	-	-

※ 厚木市では、地方自治法102条の2により、通年会期

県内市（10万人以上）

自治体名	定例会		臨時会		常任委員会		議会運営委員会	特別委員会		総開催日数	順位	自治体名	市長提出議案			議員提出議案			請願受理 件数	陳情受理 件数	総合計	順位
	会期日数	開催日数	会期日数	開催日数	委員会数	開催日数	開催日数	委員会数	開催日数				可決数	否決数	修正可決数	可決数	否決数	修正可決数				
水戸市	73	20	4	4	4	99	22	7	27	172	1	水戸市	266	0	0	38	11	0	4	4	323	1
ひたちなか市	81	21	4	4	6	66	26	2	13	130	2	ひたちなか市	160	0	0	4	0	0	1	13	178	2
つくば市	99	23	4	4	5	32	25	9	20	104	3	つくば市	147	1	0	10	2	0	4	0	164	3
つくばみらい市	62	19	4	4	3	31	22	4	23	99	4	守谷市	135	0	0	11	0	0	3	1	150	4
土浦市	78	16	2	2	4	46	25	1	5	94	5	日立市	129	0	0	2	0	0	6	3	140	5
取手市	51	20	3	3	3	24	23	3	20	90	6	筑西市	121	0	0	3	0	0	3	3	130	6
古河市	45	20	3	3	3	24	20	7	21	88	7	取手市	95	0	0	9	4	0	14	0	122	7
日立市	77	16	1	1	3	19	28	4	21	85	8	つくばみらい市	110	0	0	6	1	0	3	2	122	7
守谷市	364	17	1	7	3	33	18	3	9	84	9	古河市	110	0	0	6	0	0	2	3	121	9
筑西市	80	29	3	3	3	12	16	2	6	66	10	土浦市	98	0	0	0	0	0	3	5	106	10

会 議 録

会議の名称		令和3年度第2回つくば市特別職報酬等審議会		
開催日時		令和3年(2021年)11月16日 開会14:00 閉会16:00		
開催場所		つくば市役所2階 防災会議室3		
事務局(担当課)		総務部人事課		
出席者	委員	白井 哲哉委員(会長)、飯田 哲雄委員、内田 智宏委員、大久保 京子委員、松信 利彦委員、山田 昌典委員(会長職務代理者)		
	その他			
	事務局	総務部次長 中泉 繁美、人事課長 松本 光由、人事課長補佐鈴木 尚、人事課係長 平野 亮、人事課主査 菊地由紀、議会事務局議会総務課長 町井 浩美、議会総務課長補佐 大坪 哲也		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市の議員報酬等の見直しについて		
会議録署名人			確定年月日	令和3年12月16日
会議次第	1 開会 2 議事 (1) つくば市の議員報酬等の見直しについて 3 その他 4 閉会			

〈 1 開会 〉

白井会長：皆様、御無沙汰でございました。

本来であれば、第2回は夏に行われるはずだったのですが、御案内の通り、新型コロナウイルス感染対策もあり、大分伸びて延期されていたわけですが、本日、第2回を開催することができて、本当によかったなと思っております。この間にいろいろと市の内外でいろんな動きもあったかと思えます。この審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づいて、公開となっているわけですが、事務局いかがでしょうか。

事務局：はい、1名の傍聴の希望がございます。

白井会長：はい、ありがとうございます。では入室してもらってください。

白井会長：本日は、対面の参加とそれからオンライン参加の方がおられるハイブリッドの開催形式ですが、今対面で5人、それから、今オンラインで、1人おいでですが、その他はいかがでしょう。

事務局：湯澤委員さんからの欠席の連絡がありまして、今朝の時点で山本委員さんはオンラインで参加する予定ということでありました。

白井会長：わかりました。それではおいでになればそのまま参加ということで、現在6人、予定では7人参加ということで進めたいと思います。これで委員の過半数の出席が確認できましたので、つくば市特別職報酬等審議会条例の第5条第2項に基づいて、この会議は成立するということとなります。

〈 2 議事 〉

白井会長：我々に投げかけられている問題についての情報を共有するというものを、本日の会議の前半で行います。様々な情報が、この審議

会のメンバーの中で共有された上で、いよいよ今日の後半では、おさらい及び課題についての回答ということになります。事務局から、主に資料の説明、今回の追加資料の説明が中心となろうかと思いますが。

事務局：はい。事務局より説明させていただきます。まずは配布資料の確認をさせていただきます。

〈配布資料の確認〉

白井会長：はい、ありがとうございます。皆さん、それではお手元に今資料があることが確認できたかと思しますので、これにつきましては、資料1の上に配布してあります、検討課題資料ということで大きく四つのカテゴリーに分けてありますけれども、前回第1回の会議で、委員の皆さんからいろいろと出てきた質問に対する回答の資料なので、それぞれコメントを事務局から一言ぐらいずつ、この資料の中身は何であるかについて、簡単で結構ですので、時間も限られていますので、述べていただくとありがたいのですが。

事務局：はい、わかりました。資料1から順に進めさせていただきたいと思えます。

白井会長：簡潔で結構ですので、お願いします。委員の皆様におかれましては、それぞれこの資料が、前回の課題の何に対しての回答かということを含めて、御確認いただいた上で、まとめて後程、或いは途中で、確認すべきことがあれば、声を上げていただければそこで、受けたいと思えますのでよろしく願いいたします。では事務局お願いします。

事務局：はい。

〈資料に基づき説明〉

事務局：以上で資料の説明を終わらせていただきます。

白井会長：はい、ありがとうございました。資料をご用意いただきありがとうございます。説明の中でも出てきました通り、前回多くの委員さんから出されました疑問や御紹介についての回答ということで作っていただいております。

まずは皆様方の御質問、御疑問の御回答になっている部分あるかと思うので、その辺の確認や御意見等をここでまず、あるいは質問等あればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。いくつか皆様からお出しいただきたいと思いますが。大久保委員どうぞ。

大久保委員：資料1ですけど、視察の報告書が出ていると思うんですけど、これは、市民の方にもこういう報告書というのは、見せるとかホームページなんかで出しているものになりますでしょうか。

白井会長：事務局お願いします。

事務局：ホームページで公開されているものになります。

大久保委員：わかりました、ありがとうございます。

白井会長：よろしいですか。はい、山田委員さんお願いします。

山田委員：はい、2点ありまして、1点目が資料15に関してなんですけれども、つくば市においては議会の出席日数等に応じて、減額するような仕組みをとっているのか、取っていないのか。品川区と同じような制度になっているのか、なっていないのかというのが一つ。2つ目は、議員報酬の欠席問題は東京都議会で報道されている問題と軌を一に思うのですが、今新しく問題となっているの

が、国会議員の文書通信交通滞在費が、1日籍があっただけで、1ヶ月分の丸々100万円が支給されるというのが今報道されていますけど、この文書通信交通滞在費に相当するものは、地方議会では政務活動費に当たるといふふうに私は理解しておりますが、この政務活動費について、つくば市の場合はその日割りのような計算になるような制度になっているのかなっていないのか。

それから、今問題となっている文書通信交通滞在費は、領収証等の添付が必要となっているのか、支払報告はどうなっているのかというところが問題になっているので、同じように今回、つくば市の政務活動費については、領収書添付や支払報告の関係が規定ではどうなっているのかについて少し確認したいと思います。以上です。

白井会長：はい、ありがとうございます。まず、資料15に関わるつくば市における現状と、それから恐らくは、資料3にちょっと引っかかるかなという、その政務活動費の支給の仕方についての確認だと思いますが、事務局お願いいたします。

事務局：はい。では前段の御質問の議員報酬の減額になりますけれども、在籍をしていれば報酬は支払われます。例えば、任期の途中で退職をした場合、その場合は日割りで減額というのはございますが、出席如何での減額というのは、つくば市の規定にはございません。

白井会長：山田委員さん、これに関しては、今のことで確認できたということによろしいですか。

山田委員：はい、確認できました。ありがとうございました。

白井会長：はい、では次。もう一つの方の話でお願いします。政務活動費の、これはどういう支払い方なのかということですね。日割とか月割りとかそういう話ですね。

事務局：毎月1日に在籍状況に応じて支給されるということになります。

白井会長：毎月1日に在籍されている議員さんに対して、その議員さんの所属している会派に、いつ支払うのでしょうか。

事務局：基準としましては1日に在籍している議員さんに月額3万円ですが、支給につきましては1年に2回ございます。半期ごとの支給がありまして、4月と10月の支給になります。

白井会長：山田委員、聞こえましたでしょうか。

山田委員：はい、聞こえました。

白井会長：数え方は毎月、月ごとだけど、払うのは半期ごとということのようですね。

山田委員：次の質問で、これ返還されているので、使った金額を申告して余りがあれば返還する制度だというふうに推測されるのですが、どういうふうに使ったかというのを、チェックシステムとしてはその領収書の添付が必要なのかとか、支払報告というのはどういう支払事項を記載して提出しなければいけないのかといったところを知りたいです。

白井会長：領収書等で請求しているかどうかでことですね、会派が。

山田委員：請求というか、精算をするときに領収書でチェックするのか。1回支給されたものの返還の問題が生じると思うので、どういうふうに支出しているかのチェック体制が領収書等を要するようになってきているのか、自己申告のみになっているのか。

白井会長：事務局、簡単で結構です。お願いします。

事務局：年度末3月31日までが、政務活動費の使用期間となっております、4月1日以降に1円以上の領収書を添えて報告をすることになっております。その差額は返還ということになりまして、額よりも多く使用したという会派もございますが、それ以上にその活

動費として使っている会派もありまして、ここの額で見える額よりも、政務活動費として計上できないため出てこない分もあるのはあります。それだけちょっと補足したいと思います。

白井会長：はい。年度末3月31日で締めて、精算して、1円以上の領収書をつけて報告をし、そして、返還をするということですね。ただし、実態としてはそれ以上使っていることもあるし、返すこともあるというお話ですね。

山田委員：その上でまた質問なのですが、その領収書の内容を見て、内容が適切なのかという疑問が生じたときに、内容のチェック機能は誰がどういうふうに果たしているのかとか、これは政務活動費に入らないのではないかという判断、そういった仕組みや領収書についての公開はどうなっていますでしょうか。以上が質問です。

白井会長：はい。事務局お願いできますか。

事務局：はい。政務活動費の使用内容、経費の範囲につきましては、条例に基づきまして経費の範囲内で使用しているかどうかということは事務局の方で確認します。政務活動費にそぐわない場合は、その旨を申し伝えまして、除外していただくことがあります。情報公開につきましては、資料3にもございますように執行状況一覧はHPに載せておりますが、領収書につきましてはHPまでは載せておりませんで、情報公開請求で対応しております。

山田委員：はい、わかりました。ありがとうございます。

白井会長：ちなみに、監査委員会とかは議員さんのこれを対象にしているわけではないですか。はい、監査委員会の監査対象にはなっているということですね。わかりました。ありがとうございます。

他の方、飯田委員さんお願いします。

飯田委員：視察の報告書がありますけれども、資料1の①で。行政視察所感

欄がありますよね、最後のページ。その中で、今回の研修、最後の方ですけど、2行。「今回の研修において学びましたことを参考に、本市の行政運営の発展に取り組んで参りたいと思います」ということですが、これに対するフォロー、取り組みの実績とか内容とか、本当にできるかどうかというの、進捗のチェックなど、やってらっしゃるのでしょうか。

白井会長：これは議会活動で、行政視察報告書がその後どう生かされるのか、或いは議会にこの報告書の紙だけで報告されているということがあるかどうかということだと思いますが。それについては、事務局いかがでしょうか。全部がどうこうってことではないと思いますが、何かあれば。

事務局：こちらの視察内容でございますが、こちらはすべてその議員活動に直結して何か数字に残るとか、その進捗状況を調べるとか、そういうものではなくて、例えば、こちらを市政に生かされているかという点で、チェック体制としては議会の一般質問で出させていただいたり、議員さんが担当課の方に直接行かれたり、こちらではこうだったけれどもつくば市の方ではどうですかというように、活動につなげられているところかなと思っております。

飯田委員：本当に活動が十分にされているようなチェック機能みたいなものが、やっぱりあったほうがよろしいのではないかなと思うんですけどね。

事務局：この視察の内容を決めるときにも、委員会を開催しまして、例えば、市で今課題になっているところとか、これから市が行っていくものを念頭に置きながら、視察先、課題なんかも決めておりますので、なかなか数字や報告に出てこないところは確かにおっしゃる通りですが、そこら辺で市政に生かされているというような

ことで御理解いただければと思います。

飯田委員：そうしますと議会事務局の方も同行されていますので、この方たちもやっぱりその責任っていうか、その辺のところが大きくなるのかなと思うんですけれども。よろしくお願ひしたい。

白井会長：個々の議員さんの活動そのものに関わってくるかと思うので、場合によっては、個々の会派の活動そのものこれがどう関わってくるのかということになるかと思ひますね。はい。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。いろいろ確認すべきことを出していただく時間をもう少しとりたいと思ひます。松信委員さんお願ひします。

松信委員：視察の件ですけれども、これは資料1を見ますと、年度で各委員会とか、常任委員会とか、視察の回数は決められているんですか。

白井会長：はい。視察は何回行くものかってことですね。はい、これは事務局からお願ひします。

事務局：原則、各委員会、宿泊に関しては1回ずつですね。予算も当然ありますので、その予算の範囲の中でということにはなりますが。

松信委員：逆に私の方から言ひますと、視察する価値のあるところがあれば1回だけじゃなくて、何度でも行けるようなことも必要なんじゃないかなと思ひました。

白井会長：はい、例えば市政上の喫緊の課題があつて、議会等も何かをやらなくてはいけないってときは、その予算で決められた定例の1回だけでなく、対応をする必要があるということもあるのではないかってことですね。それが可能かどうかってことですが、これは可能不可能の問題で、事務局から多分お答えできるかなと。無理なら無理でいいですけど、現状においてどうかということ。

事務局：宿泊費も予算取りしておりますので、宿泊に関しては、決められ

た範囲で予算通りになるかなと思いますが、例えば、日帰り等で近場のところに、どうしてもこういう課題があって行きたいという時には、予算の許す範囲で行ったりしています。

松信委員：例えば、その政務活動費を、会派で視察に行くときなんかでも使用できるのですか。

白井会長：会派単位の、つまり、総務委員会とかそういう常設委員会じゃなくて、会派単位の視察というのは政務活動費で対応可能かどうかということですね。それはOKかということですね。

事務局：はい。会派で視察に行かれている例もございます。

白井会長：他にいかがでしょうか。内田委員さんからの御質問に対する資料もあつたかと思いますが、もし御確認の点があればお願いしたいと思いますが。あるいは、それに対するコメントなどがあれば、お願いしたいと思いますが。

内田委員：そうですね、先ほど事務局からも御説明ありましたが、やっぱりちょっと目に見えない部分のものを数値化するって、難しいのだなど。当たり前と言えは当たり前のことですが、それを改めてちょっと認識したというところがございます。

白井会長：はい。松信委員さんお願いします。

松信委員：資料8ですが、直近については意外と請願って少ないなという。それに比べて資料13の業務量の変化の①の請願・陳情については平成5年6年が大分多くて、これは市ができた頃だったのでいろいろ請願とか陳情があつたのが原因だと理解してよろしいですか。

白井会長：これは平成5年6年が多いということについての解釈ということですかね。

松信委員：市民の方からそういった要望が多くて、当時議員さんたちが…

白井会長：それに対して対応しているから、陳情とか請願が取り次がれていくってことですけど、これはかなり前の話だから答えられるか分かりませんが。

事務局：正確にお答えはできないところではあるのですが、もちろんそういう市の生い立ちの話であるとか、あるいは時には社会情勢に基づいて、それをつくば市の方でも何か対応できないかと。いろんな市民の方もしくは団体関係の方からのお話もあろうと思いますので、市の状況ですとか社会状況の変化によって、多少変わる数字ではあると思いますので、ちょっとこの程度の回答しかできなくて申し訳ないのですが、そういうことになるかと思えます。

白井会長：はい、さらにお願します。

事務局：平成5年あたりは推測ですけれども、TXの沿線開発が決まるか決まらないかの時期でもありますし、平成15年16年の頃は荃崎町、筑南広域連合も合併して、市がまた大きくなったという分岐点もあったのかなという印象ではあります。確定な情報ではないのですが。

白井会長：ありがとうございます。松信委員さんよろしいでしょうか。今松信委員さん、平成5年、6年の数字の多さを御質問されましたけど、逆に平成15、16から令和2年に至る数字、その間がわからないので何とも言えないのですが、全体としては落ち着いているのかなという感想をむしろ持つかなというふうには思います。

松信委員：行政が充実して、多分どんどん良くなったのではないかなというイメージを受けます。

白井会長：議会に持ち込まれる中、これやってくれっていうような話が少し落ち着いているっていうそういう印象を、むしろ私などもこの数

字を拝見していると持ってしまうところであります。

皆様、他にはよろしいでしょうか。山田委員さんお願いします。

山田委員：はい。私がお願いした改定率、資料7についてなんですけれども、特に質問というわけではないのですが、なぜこれが欲しかったかという、歴史的な傾向として増加傾向に他市町村があるのか、減少傾向にあるのか。それから、それが時期によって違うのかというあたりをちょっと見たかったのでお願いした資料なのですね。私なりに一応ざっと適用年月日とその改定率に着目してみると、概ね言える傾向としては、平成10年くらいまでは大きく増加しているものが多いと。適用年月日が平成3年から平成6年とか、平成4年から平成8年とかいうものに9%10%と大きく増加しているものが多い。ただ一方で、平成10年以降平成27年ごろまでは減少しているものが多い。おそらく景気等を反映しているのだと思うのですが、平成28年以降が網かけしていただいているものが多いと思いますが、それは漸減しているか、漸増しているかで少し小幅な動きをしているというような傾向があるので、最後に言えるのが、資料7の2ページ目にある県内他市町村の比較ですけれども、筑西市とつくばみらい市が大きく平成27年以降でも上げているのですが、元がこれ結構低いところからスタートしている。つまり、金額で言うと議員さんで、筑西市が34万3000円から38万1000円に増加させていて、つくばみらい市の方は33万1000円から36万2000円に増加しているので、元が低いところから他市町村並みに上げようってことで大きく上げているというようなトレンドが見られるのかな。なので、著しく元が低くない市町村については微増ないし微減あたりで留めているのが、一般的な傾向だろうというふうに思いました。以上です。

白井会長：はい、ありがとうございました。何も出なければ、私も資料7はコメントをしたいなと思っっているところですが、山田委員さんおっしゃる通りでありまして、近年を見る限りは、どちらかというところ、減額という数字も少なくない。ただ、減額一本やりでもないというところがあるかと思っます。ですから、微増または微減という山田委員さんの表現は、ある意味言い得て妙なところがありまして、つまりは据え置きかもしれないけれども、動きとしてはその状況を見て、そういうこともある。で、最後の資料7の2ページ目は、近年の周辺自治体では、特別な理由がないところは、概ね据え置きという傾向があるということは、我々の議論にとっては一つ確認をすべき、押さえておくべき内容だろうというふうな私も思っておりました。

松信委員：資料6もそうじゃないですかね。何年度の状況ですかね。

白井会長：令和2年実績が議員活動ですけれども、議員報酬等の現状について、これは何年度ですか。

事務局：現在の例規の状況各市町村に聞いたものなので、現時点、令和3年度現在ということですよ。

白井会長：資料6の上半分ですね。令和3年度現在調査ということですよ。

松信委員：つくば市は、例えば佐世保市とか大体似たような、人口とか、市があると思っますが。そんなに高くはない、かえって低いみたいな感じですよ。

白井会長：取り立てて高くはないということ、それから議員活動としても落ち着いているというところ、ただし、著しく低いわけではないというのは、先ほどからの幾つかのデータが示しているところかと思っます。

皆様よろしいでしょうか、資料の確認としては。この後、意見交

換・議論にいきたいと思いますが、その際にまた不明な点があれば出していただきたいと思います。

事務局：委員長すみません。先程松信委員からあった、資料13の陳情・請願の件ですけれども、間の空白、今回お示ししなかった空白のところを拾い上げましたので、参考にちょっとだけお話をさせていただきたいと思いますが、10年前の平成22年以降の、平均値で恐縮ですが、陳情請願件数を見ますと、平均で10件、ここ十年間では毎年大体1年あたり10件、少ないときだと4件とか6件。多いと20件程度というのは、ここ10年ぐらいの傾向になります。追加でした。ありがとうございました。

白井会長：はい、ありがとうございます。今の資料13の①の議案件、議案等件数比較のうち請願陳情のところで平成15、16年から令和2年までの、そのおおよその動き方というそういうことです。

事務局：平成22年から直近10年ぐらいのものになります。

白井会長：平均で10件程度、20件のことがあれば4件のこともあるけれども、均すとそのぐらいということです。ただ、先ほど松信委員さんの御発言や、私の方の受けとめでも、やはり落ち着いているということは同じかと思います。

では少し話を進めまして、この審議会に求められている問題にいいよ入っていききたいと思います。そのために、ここから先の委員会の議論のスタートとゴールを確認したいと思います。スタートですけれども、前回の資料の中にあったものですが、つくば市議会の議長からつくば市長に出された、「つくば市特別職報酬等審議会の開催について依頼」という文書がありました。ここでは繰り返して読みませんが、この最後のところで、「そこでぜひ、当審議会を定期的に審議会を開催し、議員報酬及び政務活動費に

ついて適切であるか検証を行っていただきたく、ここをお願いをするものです。」という文があります。これは実は、内容を2つ含んでいまして、1つは、この特別職報酬等審議会の開催を定期開催にするということについての依頼、それからもう一つは、議員報酬及び政務活動費について適切であるかの検証について、という二つの内容を含んでいると理解できます。従いまして、この2点について答申をするということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。皆様、この2点ということで。

重要なことは、そのうちの後段の方で、議員報酬及び政務活動費についての適正か否かの検証ということがあります。これがまず重要な問題としてある。それと、まさに今後の問題としての審議会の定期開催についての当否ということで、お話を進めていきたいと思えます。ゴールですけれども、先ほど事務局の説明をちょっと留め置いたもので、資料14というのがあります。山田委員さんから御提供いただいた資料で、我々はどのような答申をしたらいのか、ということが見えなかった時にこういうのがあるということで、教えていただいたものであります。埼玉県さいたま市のものです。あと港区とか幾つかのものがついておりますが、ここでは、冒頭についているさいたま市の報告というのをちょっと御覧いただきたいと思えます。

この1ページ目の、資料14の写しと令和3年3月18日いうのをめくっていただくと、別紙というのがある、本審議会は、何々と意見を求められました、それについて意見交換を行い、次のような意見が出されましたということで、10の意見が並んでいるということです。これがおそらく、この審議会において出された意見の要旨を書き、これを踏まえて、結論を書いているとい

うこととなります。

もし、委員の皆様方の御了解が得られれば、私たちも、今までの資料を踏まえて、我々の率直な意見を出して行って、それをまずは併記する形で作り、そして全体として我々はどういうところに至るか、どういう結論に至ったかという形でまとめたいと思うのですが、いかがでしょうか。

山田委員：賛成します。

(その他の委員うなずき)

白井会長：はい。ありがとうございます。それでは、このような形で進めて答申をまとめていくということで、これから皆様から意見をいただきたいと思います。もちろん、1人が1回しゃべったらそのままこうなるというわけではございませんので、少しいろいろと意見を出していただいて、それを適宜まとめて報告に結びつけていきたいと思います。今日は、この様々な意見を出すということと、それから方向性ですね、この結論に向けた方針をどうするかというのを、残された時間でやっていきたいと思います。

まずは、先ほどからも私たちが事務局に対して質問していたのは、市議会議長から依頼されているうちの後段の議員報酬及び政務活動費について適切かどうかということですね。

近年の他の自治体を見ると、先ほどの山田委員さんの御指摘の通り微増ないし微減ということがある。それからつくば市議会の活動の現状についても、様々な形で委員の皆さんから御確認いただいたところではあります。これについて、今ここでしゃべったらいきなりこの文章になると思わないで結構ですので、少し御感想

からお出しいただきたいと思いますが。

会長がいきなりしゃべるとそうなっちゃうのは嫌なので、そういうことにならない、というつもりでしゃべりますけれども、先ほどもちょっと言いかけましたがつくば市の市議会の活動は、いろんな資料を拝見していると、皆さん、着実にはなさっているのだろうなという漠然とした感想は持っております。ただ、いろいろな形でその細かいところがまだ市民に見えないという御意見も出ているわけです。

資料13の、先ほど事務局から追加で数字もいただきましたけれども、議員の業務量の変化、これがただちに議員の仕事の量のすべての指標になるとは思いませんけれども、請願或いは陳情というものが一つの表出だとするならば、それだけではないんですけれども、とりあえずは落ち着いていると。着実なもので、ここへ来て何か仕事が増えているとか激減しているという、そういう印象は今のところ見えないのではないかなというのが、まずは私の今日、前回から今回にかけての議員活動の実態をお示しいただく中での感想でありました。

こんな感じでまず始めていきたいと思いますが、委員の皆さんは、いかがでしょうか。いろいろと御感想いただきたい。或いは、その他の御意見等いただきたいと思いますが。はい、飯田委員さんお願いします。

飯田委員：いろいろ資料見比べますと、自治比較してみますと人口順で言う
と…。

白井会長：何を御覧なっていますか。もしよかったら、すいません。今日
ではなく、それは前回の資料ですか。

飯田委員：資料6とか7とかになります。それで言いますと、月額で比較す

ると確か10万円ほど少なくなっていますけれども、例えば市の財源状況とか支払い能力はどのようになっているのかなというふう
に考えております。

それから市長からの提出議案等は、比較しまして、注意して見ているのですが、議員さんの提出議案数は、あまり出てないんじゃないかというふうに思いますので、先ほどから会長初め落ち着いて活動されているのかなという発言ありましたけれども、本当にそれでいいのかなと。もう少しやっぱりつくば市はいろんな問題抱えているのではないかと思いますので、そこら辺のところではやはり自分の地域だけじゃなくて、つくば市全体を、つくば市がこれからどう歩いていくのかという方向性を議会の中で行われているのかどうか、時たま傍聴に行くのですが、あまりそういう緊張感は感じられないというのが私の感想です。

それから、市の税収の見込みが当初予算の推移で見ますと、令和3年から減っているのですが、令和5年に10数%増加するのですがこれちょっと数字だけでは。そして今後どうして増えるのかなと。コロナの後の収まった反動で増えるのかなと、そういう推測もつくのですが、これだけ増える根拠を教えてくださいなと。

それから私の個人的な感想ですけれども、さいたま市とか港区の自治体の例にもあるように、このコロナ禍ということで、市民が仕事を失うとか、収入が減っているとか、そういう悪いタイミングですよね。こういうタイミングの中で、特別職の報酬を上げていくということが果たして妥当なのかどうなのか、という感想を持ちました。

それから先ほど山田委員さんの御質問だと思いますが、議会を長

期に欠席する場合は議員報酬の様々な規定があるのかということですが、実際なかった中で、この辺のところをやっぱり明確にしていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

白井会長：ありがとうございました。今の飯田委員さんの御発言の中で、資料 10 の短期的な将来予想についての根拠は何だっているのがありましたけども、これは何かお答えできますか。

事務局：少々お時間いただいてもよろしいでしょうか。

白井会長：では、別に進めていきます。飯田委員さん率直な御意見をいただきまして、ありがとうございます。飯田委員さんのお話は、もうちょっと活動が見えてもいいのではないかと。経済状況の問題もあるけれども恐らくは、あまりにも落ち着いてしまっている議会活動というものに対してもっと活性化を促したい、あってもいいじゃないかという発言のもとに、議員報酬の増額に対しては慎重であるべきだという趣旨だったと思います。はい、他の委員さんいかがでしょうか。すいません、大久保委員さん早かったから、よろしいですか山田委員さん、はい、大久保委員さんどうぞ。

大久保委員：この委員会って 25 年間やっていなかったのですよね。初めてやって、わからないことはたくさんあって、皆さんももちろんそうでしょうけど私も全然わからなくて、その増減、議員報酬の増減もどれを根拠にしていいかちょっと難しすぎて…。普通の活動だと思うんですよ。先程会長さんがおっしゃったように、何をとっても、多分、普通だと思うんですね。そんなに目立ったものはないし、これが、増やしていいのか、減らしていいのかっていうのが、ちょっと 25 年やってなかったので前回の資料なんかがあればいいのですけども、ちょっと難しいです。個人的な意見です。

白井会長：いや結構です。それを出していただく場所ですので。大久保委員

さん、いきなり 25 年ぶりやって直ちにその増額減額の結論を出すのが、果たしてここで妥当かというお話だったかと思います。

山田委員さん、どうぞ。

山田委員：今、大久保委員さんのおっしゃった部分、全く同じ部分からスタートするのですが、私も第 1 回に参加した時に感想としてあったのは、一体どういう根拠、どういう基準に基づいて上げる、下げるというのを決めればいいのか、というところが全く疑問で、よくわからないまま着座すると、市町村との比較の例で、つくば市は他市町村よりも低い方ですよというような表が出てきて、そうすると基準というのは他市町村との比較において、高いか低いかと。つまり、横並び意識を持って、あそここのところの議員さんの方が高いからうちも高くしましょうよと、こういうような根拠でこれを進めていいのかというところが、スタート時点として疑問に思ったところですね。もちろんそういう決め方も一つの参考材料としてはあり得るのだと思いますが、より本質的に議員の報酬ってどういう基準に基づいて決めなければいけないのかというところが分かり兼ねて、内田委員もそうですけども、我々弁護士をしていますので、その一般的な何らかの基準を 1 回打ち立てて、この基準に照らしてどういうふうを考えるべきか、というような「ものさし」を持たないと、あそこと比べて高い低いだけで決めていいものかという議論になると。それで他市町村の例を調べてみようと思ひまして、資料 14 を調べてつけていただいた。資料 14 の最後に、そもそもその議員報酬を考えるにあたって、地方議会議員のあり方ってどういうものなのか。それから、議員報酬の性格ってどういうものなのかという、本質論から考えていって、その上で基準をちょっと考えていきたいと思います。

白井会長：山田委員さんちょっと待ってください。資料 14 はさっき飛ばした、さいたま市の話をした時に少し言及した資料です。大久保委員さんこれです。今山田委員さんがおっしゃったのは、一番後ろから 3 枚目あたりからです。この「議員報酬等を議論するにあたっての視点」というところを今お話しされていますね。すいません。続けてください。

山田委員：それで議員報酬を議論するにあたっての視点のレジユメの 4 ページ目にその注記っていうのが書いてありまして、大学の先生にヒアリングした結果のようなものが載っているのですが、こういうのがあると我々法律家としてありがたいなどになるのですが田中二郎教授の、⑧番ですが、「報酬の妥当な額について客観的基準を設定することはすこぶる困難だが、議員の実質的職務内容、住民の所得状況、当該団体の財政状況、地方公務員の給与の実態等を総合的に考慮して妥当な額を算出する」というような基準めいたものがここで設定されています。

白井会長：山田委員さんちょっと待ってください。委員の皆様、見えていますか。一番最後から 2 ページ目の、注記というところで、8 からずっと下記引用元ということだと 20 行くらいありますよね。その下から 14 行目あたりに⑧というのがあります。今そこのお話をされています。山田委員さんすいません、どうぞ。

山田委員：ちょっと理解度が、遠隔なので伝わりづらいので申し訳ございません。ですので、これらの基準を一つ参考にすべきだろうという御見解を示されているわけなのですが、我々もこの見解に拘束されるわけではないのですけれども、一定のその基準を、本質にさかのぼって考えた上で基準を設定して、その上で今回どうすべきかを議論するのがいいのかなと。私も心情として思うのは、この

コロナの中で非常に困っている人たちがいる中で、議員さんの報酬を上げるというのはいかがなものかというのは、率直に疑問に思う部分がありますが、ただ、その思いは一体この本質論にさかのぼったときにどこに位置付けられるのか、というところも整理して考えないとただの感情論で終わってしまいます。もし整理するのであれば、地方議会議員が住民を代表する人たちなのだから、住民とも痛みを分かち合うのだというところに帰着するのかなというふうに思っています。以上です。

白井会長：ありがとうございました。山田委員さん、今かなり重要なことおっしゃったので、あえてこの今、資料の14の後ろから2ページ目の⑧のところだけ、繰り返し読みますと、「報酬の妥当な額について客観的基準を設定することはすこぶる困難だが、職員の実質的職務内容、住民の所得状況、当該団体の財政状況、地方公務員の給与の実態を総合的に考慮して、妥当な額を算出する」という、一つの基準の提案というものがここに書かれていると。で、今、私たちも客観的基準を持っていない状況ですから、例えばこういうものを踏まえて、今ここで考えてもよいのではないかということで、先程、増額については慎重な山田委員さんの御意見をいただいたというところでもあります。ありがとうございます。

続きまして、どなたか御意見いただけますか。はいでは、内田委員さんお願いします。

内田委員：はい、ありがとうございます。僕の意見としては、今委員の皆さんがおっしゃったことの公約数的な感じになるのですけれども、やっぱり他の自治体類似の特例市ですとか人口規模の似たような、前回の資料6ですけれども、こういった資料を見る限りですと、ちょっとつくば市の議員さんの報酬水準は他自治体との比較でい

うとちょっと低いのかなと。

あとやはり物価水準は若干上がっているところがあることを考えますと、基本的には僕は増加の方向になるのかなというふうに思うのですが、ただ、やはり皆さん再三おっしゃっている通りコロナ、実際に今日いただいた資料の中でも、予算として少なくともここ1年は総額が減額されることが予想されるという中で、議員報酬だけ増額させるっていうことが市民感情に沿うのかということを考えますと、私としては、結論としては多分据え置きで、今後数年間のうちに見直しをする必要はあるのではないかなというふうにも感じました。以上です。

白井会長：ありがとうございます。端的に御意見まとめてくださったので特にここで繰り返すはいたしません。はい。絶対的な数値の問題と、それからその活動の実態とそれからつくば市役所の職員の給与体系というものも一つの参考とするならば、そこから導き出されてくるものは据え置きの方向だろう、というお話だったかと思えます。他に、松信委員さんいかがでしょうか。

松信委員：今、資料の4と5をちょっと見たのですが、他の委員さんからもお話のあった報酬の妥当な額について云々とありましたが、これについてはもう見直しの前の段階から市役所の方では整理するものだと思います。意外だと思ったのは市議会議員、議員特別職になりたい、なって市のためにいろいろ活動したいという方が、結構、倍率から見ても上位の方にいるということがあります。ですので、やはり今後の議員さんの活動、期待も含めてですね、先ほど内田委員さんも言われたように、何らかの、微増でもいいのですけども、増加っていう形でいいのではないかなというふうに思いますが、この議員制度を維持するためにはある程度の報酬は

必要なのではないかなと思います。

白井会長：はい。ありがとうございます。資料4と5というのは、前回の議論で質問が出ていたことへの回答で、成り手がいないのであったら、その給与のあり方も、もっと魅力的なものにしたほうがいいのではないかっていう御意見が、そういう考え方から質問が出てきたわけですが、この資料4と5を見ると、実はつくば市は、その意味では市民活動が活発と言うべきなのか、意識が高いというのでしょうか。立候補者が近隣の中では多いと、同じような規模の自治体の中では多いということで、松信委員さんの御意見としては、積極的なとか、活発に議員活動をしていこうという方々に対する期待を込めて、微増という考え方もできるというお話だったかと思います。ありがとうございました。

減額という御意見は今のところないようなので、その辺は議会活動に対する期待、或いは叱咤を込めて、据え置きがいいのか、もしくは微増かというそういうお話だったかと思います。

その時に、一つ押さえておかなければいけないのは、資料の15でつけていただいた件であります。つまり、今のところ性善説に立ってという申しわけないですが、議員さんはそれなりに活躍してくださっているということをデータの前提として見ていますが、他都道府県の議会の議員において、その活動が問題になっているというところでもあると。そういう方が、つくば市でも、過去にいたかどうか知りませんが、今後も出ないというのは可能性としてはゼロではないと。それで、第1回の際に、これは湯澤委員さんからこの話が出て、私と山田委員さんで、いやちょっとというふうに言ったということがあるので、議員の身分というのは、かなり守られているものなので、そこに手をつけられるのだろう

かという、私などは素朴な疑問があったのですが、ここについて、我々の中で確認のため、もし何か説明があれば事務局からいただきたいのですが。

事務局：はい。議員の身分ということで、単純に言ってしまいますと、今話題の他都道府県の議会のある議員をやめさせる方法としてどういったものがあるだろうかということ、この審議会の前に調べていくと、いわゆるリコール、解職請求という方法と、懲罰的な除名しかない。逆にその、二つの方法しかないということはそれだけその身分が保障されているというふうに解せます。ですので、極端な話、任期中の議員活動の質により、その任期中において、当然その次の選挙でどういう評価を得るかというのは当然ありますけれども、やめさせることはできないというふうに理解できます。一方で、その報酬に関しては、これも自治法の逐条解説を見てですが、一定の役務の対価として与えられる反対給付であることは間違いないと。つまり報酬は役務に対する対価であるところは解釈されておりますので、この品川区の例のように、減額について規定することも自治法上問題ないと、解されているのが一般的であり、間違いないというところではあります。以上です。

白井会長：ありがとうございました。議員の身分というのはやはり大事、歴史的にもやっぱり築き上げられてきた重要な立場ですので、それはやっぱり守られていくべきなのだろうと思いますが、しかしながら、例えばこの品川区の特例に関する条例を見ると第3条のところ、議員が自己都合、疾病またその他の事由により、区議会の会議等を長期間欠席した場合における人員報酬の額は云々ということで減じていることがあるとするという、これは条例としてでき上がってそれが機能していると、有効であるということだと

思います。昨今の社会的な状況は、それに対する問題を考えるならば、議員さんに対しても、議会に対しても、それなりの覚悟というものを、議員さん一人一人がきちんと活動するための報酬等を求めるのは気持ちとしてわかりますが、それに対する、ここでも先ほどからも意見が出ているように、その活動が議員さん自身によって担保されるようなことも、制度としてはやっぱり求めているのではないかな、というのが私の意見であります。

それで、先ほど来皆様の御意見をいただいているところで、増額に慎重という意見と、それから微増の方ということですが、会長としましては、一つの方針案をここで申し上げなければいけないのですが、まずこの審議会自体が、冒頭に申し上げたコロナに対応するというのもあって、開催が遅れて少なくとも年度末の議会には間に合わない。というのは、当初予算案の作成に間に合っていないことがあります。ですから、ここで増減を決めても、それが直ちに反映されるわけではないので、まずここでは方針を、最低限決めればいいのかというふうに思っています。これが予算編成を目の前にしていると、金額の問題までやらなければいけなかったのですが、そういう状況には我々が置かれてないので、きちっとした方針をまずは示して次につなげていくということでもいいかなと思っています。

じゃあ具体的にどうするかという話ですけども、増額に慎重な御意見の委員さんは、減額ということは明言、少なくとも言及はされてないというふうに私は理解をしておりますが、よろしゅうございますか。

内田委員さんがおっしゃった通り、物価が上がっている、ここへ来て物価が上がっているのですよね。いろいろなものが上がって

きているというのがあると。また、松信委員さんおっしゃるように、やはり期待を込めたいという考え方もあると。

一方で、この社会状況の中で、市役所の職員の給料が右肩下がり
の状況の中で、議員報酬を上げる根拠というものはむしろ必要に
なってくるだろうというふうに私は思っております。

期待値だけで上げられるかどうかは、ちょっと皆さんの御意見を
いただきたいと思いますが、一方で議会活動は落ち着いている。
落ち着いているというのは綺麗な言葉でありまして、一方で、だ
からこそもっと活性化して欲しいと、これは松信委員さんも実は
そういう期待値を込めてという話があったわけで、より一層のつ
くば市議会に対する、活動の活性化というものは期待したいとい
うことは、おそらく一様に皆様から出ていたのではないかと思
います。

そういうことを考えますと、ここで一つ提案なのですが、まず、
増加、減少、据え置きという、その三つの選択肢があると考え
るならば、そこで大久保委員さん、また山田議員さんがおっしゃ
った通り、議員報酬に対する、特につくば市の議員報酬に対する、
このような問題に着手するとした段階において、積極的に増減を
図る、ということはここではかなり難しいというふうに判断をし
まして、今回は据え置きということで委員会委員の皆様にご提案
をしたいのですけれども、いかがでしょうか。内田委員さんい
かがでしょうか。

内田委員：そうですね。今、会長がおっしゃったことはその通りだと思
います。ただ、僕の個人的な意見になるのですが、やはり言い方が
あれですけど、近い将来に僕は増額の方で見直しはしていただ
いた方が良くはないかな、というふうには思っております。

白井会長：わかりました。おっしゃる通りでありまして、つまり、現状においてこの場では据え置きというのは一つ。しかし、今後この議員報酬の現状を見れば、近い将来再検討を行って、増額を含めた見直しをする必要があるということをもう一つつける。増額に向けて、見直しをするということですね。現状を踏まえると、近い将来に見直しをするということが必要であろうということかと思いますが、山田委員さんこういう言い方だとどうでしょうか。お願いします。

山田委員：先ほどの委員から御指摘だった、税金の見通しの点なのですが、減少傾向が続いた後に一気に増加という見通しだという点がありますけれども、この通りに上がるのであれば税金も上がっているし、かつ物価の見通しとしてもその段階では上がっているであろうということを踏まえて我々今少し議論していたわけなのですが、それらの見通しが果たして2年後にその通りに実現されているのかというところがありまして、思ったよりもその2年後には物価がそんなに上がってなかったとか、もしくはそのコロナが収束すると思って税金が1割上がるというふうに見込んでいたんだけど、そうではなかったということもあり得るので、現状「増加」というふうに明記するよりは、不透明な部分、物価の動向と、その税金の見通しが、当面は減少なのだけれどその後の見通しが増加と言われても不透明なところがあるので、その時点で再度物価と税金見通しを勘案した上で、見直しを検討すべきというような表現が適切なのかなど。未来のことはちょっとわからない、というふうに思います。

白井会長：はい。ありがとうございます。私も増額と言って、やっぱりよくないなと思いました。税金見通しが当たるかどうかはちょっと、

下がることはないだろうと思いますが、上がるかどうかまだわからないので、そのような経済状況等の不透明さが残るということもあるので、その辺の動向を勘案して数年後に見直しを行うというところでしょうか。ちょっと文言は調整するとしてもこのような趣旨で、一つ方針を立てたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

松信委員：議員報酬についてはそういうのもよろしいかと思いますが、今回タイミングが悪かったですよね。コロナにより1年10ヶ月何も経済活動もできない。ただ、政務活動費についてはどのようにお考えですか。

白井会長：はい。これは皆さんの御意見を聞きたいと思いますが、ここで資料3をどう見るか、ということになるわけです。政務活動について出されたのはこれだけですよね。

松信委員：例えばの話ですけれども、1人当たり3万で、月額3万で半年に1回支給、これの支給を月を四半期ごとにすると、そうすると活動もしやすくなる。合わせまして、返還している会派もあるんですけども、逆に見ると、政務活動費を使わないってことが活動をあまり熱心にやっていらっしゃらない。これはちょっと極論かもしれませんが、逆に返還なしで、プラスになっている。要するに足が出ている。それは自分たちでも自腹を払ってでも活動しているということかもしれません。ですので、政務活動費の方はどのようなふうに持っていけばいいのでしょうか。

白井会長：これは皆さんに御意見を聞きたいと思います。松信委員さんは、ここはむしろ使い切っているところが多いので、増額の余地があるのではないかとお考えということですね。

松信委員：監査体制とか、あとは報告受理の事務局の体制とかもしっかりお

聞きしましたので。これはもう間違いなくやっているなどということ、今の意見です。

白井会長：はい。これについてはいかがでしょうか。会長ではなく個人的な意見を申し上げれば、どの道、こういうものって何かしら足が出ているというのはあるだろうとは思いますが、それはオフィシャルに使えるところに、これは使っていると。使えるものを使っているものの額だと思いますが、とはいえ、この状況を数値だけで見ると、直ちに増額を図るような数値には個人的にはあまり感じなかったのですが、他の委員さんもぜひ、御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。はい、山田委員さんお願いいたします。

山田委員：私もこの表の見方が難しいなと思っていたのですが、まず松信委員さんがおっしゃったように、つくば市民ネットワーク、公明党、日本共産党は返還をしているわけですが、これは政務活動が活発でないから、そうなっているという評価も一つあり得ると思うんですけども、活動に対して支出、こういう形で支出として経費計上することについて慎重な対応をしているだけであって、活動自体活発にやっている可能性もあるんで、あとは予算消化の関係で、ちょうどその交付額よりちょっとはみ出すぐらいで皆さん使っているんで、少しはみ出すような形で本当はちゃんとつけていけばもっと増える、という評価もできるところで、このところはどちらもあり得るのかなと思います。そうするとこれは議会の方にむしろあまり使っていない方の政党さんと、たくさん使ってもらってる政党さんとで、これ本当に必要なのいうところから含めて活発な議論をしていただいて、いやこれは返還している3党については、実際、あまり活動してないって話なのか、そ

れとも活動しているのだけれどそんなにお金がかからないとか、その辺をちょっと、実際支出している方々できちんと議論して情報がもう少し出てきた上で、増額等に関して検討するべきなのか、即断しかねるというところです。なので、私の意見としては、これはもう少し議論を促すような形で何か提言ができればなと思っています。この表だけでは少し判断しかねるのかな。この3党だけが、活動が不活発というようには、言えないかと。

白井会長：飯田委員さん、どう御覧になりますか。

飯田委員：費目だけでいいますとやっぱり内容までちょっと見えないですね。ですから各党派によって、活動内容も大分違うと思うし、今のつくば市民ネットさんとか公明党さんとか共産党さんですが、ある程度組織化されているところがあって、そっちの方とのタイアップの状況とか、そういうこともあるのではないかなって、一つ推測ですけれども。やっぱり本当に調査費といっても、どういうものを調査しているのかとか、これだけですと、本当に判断できないので、やはり先ほどおっしゃったように、多分、議員さん同士で、政務活動費の使い方についての、全員協議会じゃないですけどもそういった勉強会みたいなものもやっていただくとうようなのかなという、素人考えですけれどもそういう気がします。

白井会長：はい、ありがとうございます。他にいかがですか。感想でも結構ですが、この政務活動費の見直しについて何か御意見があればいただきたいのですが。ただ、今御発言いただいたところから出てくる問題は、議員さんはどういう活動のためにどういう費用が必要なのかということについての情報は、少なくとも私たち今この話をする時には、どうもそれは見えてないです。市民に届いてないようには思います。このような状況の中でも、それが必要だと

か、いやそうではないとかという話にはなるのではないかと思います。ですが、いかがでしょう。

もし今、私が御三方の御意見をまとめたところで言うと、これも結局、増減を判断するための資料を十分に持っていない、今私たちは持っていないという話になります。

ただ、これも先ほど内田委員さんが議員報酬においてお話になった通り、これはむしろこのような場、或いは事務局なのかな、議会の皆さん、議員の皆さんとのもう少しコミュニケーションが必要に思われてくる、すなわちこのような審議会を開いたときに、

「いやこういう実態があって、ですから…」というようなことが、議員さんからそのような声が届くような形であれば、もっと積極的な議論ができたかもしれない、できるのではないかと思うのですが、これちょっと事務局にお聞きしますけれども、そのような、日々のその議員さんの活動の中で、こういう費用が本当は必要だとか、そういう声っていうのはそちらのところに届くものなのでしょうか。

事務局：政務活動費につきましては、先ほど申しあげましたように、条例で経費の範囲が定められておりまして、例えばこういうことに使いたいだけでも政務活動費があてられないのか、というような相談は日々受けます。ですので、例えばつくば市議会の中で、こういうふうな使い方したらどうだとか、もうちょっと議会間で、議会の中で話し合いが必要ではないかというふうな意見も、今、委員さんがおっしゃってくださったような議論もございまして、そこら辺を議会事務局としてもこれからいろいろ研修とかを積んで、政務活動費の使い方を有意義にできるように、勉強していきましょうということは提案をさせていただいているのです。

が、政務活動費に非常にそういう使い道に、もうちょっと議論が必要だねっていう話はいつもされています。

白井会長：という事務局からの議会の状況を今伺ったところですが、それを踏まえ、今のお話を聞くとやはり今後の見直しということ、一つ前提に、というか先ほどの議員報酬の見直しのときにここで据え置いて数年後の見直しが必要であるというふうにした提案をしていたわけですが、同様に、政務活動費についても、ここでは判断ができない、するに至らないのでそれを据え置きということにして、ただし議員報酬と一緒に、その使い道等々の具体的なあり方を踏まえて、数年後に見直しを合わせる必要があると、いうことで答申の方向を、一つ提案をいたしますが、いかがでしょうか。松信委員さんよろしいでしょうか。

松信委員：27年間何も、お話も協議もされてなかったものをいきなりこの2日間、実質2日間でまとめて答申するというのは、なかなか皆さんやっぱり難しい。前回は据え置きだったのですよね。ちょっと他では考えられないことではないか、企業としては経済活動ですね、そういう印象を受けました。

白井会長：なるほど。今までなかったのかっていう、そういうふうに思う方が普通でしょうね。そういうことで、今、議員報酬と政務活動費についての、ここでの据え置きと数年後の見直しということ、を求めるということで、二つ方針を出して、そしてもう一つ、今の松信委員さんのお話は、私たちが依頼を受けているものの、二つのうちの前段のものを、この審議会を定期開催するということについて、これは市に求めるということを提案すると。これが毎年なのか、2年ごとなのかは、さらに検討する必要がありますが、例えばいかがでしょうか。今のところに、この経済状況の予測から

2年後と、漠然に僕らは、今私たちは言っていますけれども、2年後でいいか、いや毎年やるべきなのかっていうことについて、これはちゃんと御意見で結構ですけど、思われる何かあればぜひお願いしたいですが、内田委員さんお願いします。

内田委員：先ほどどなたかがやはり時期が悪いっていうお話があったのですが、僕はその通りだと思ひまして、やはりここ1、2年の状況っていうのは明らかに流行り病の影響が大きいのかなというふうに思っています。となると、通常であればある程度時間を置いてというのが一般的にいいのかなと思うのですが、この特殊な状況ですと、本当に例えば半年後はまた状況が著しくおそらく変わっている可能性もあるだろうということを考えますと、次、別のメンバーでやるのであれば、開催としては比較的、次年度とか、早いスパンでやったほうがいいのかと思います。

白井会長：はい。ありがとうございます。他にいかがでしょう。

飯田委員：そうですね、20数年行われてこなかったっていうのは、一つ原因も知る必要があると思うのですが、コロナの収束の予測が全くつかないような状況ですから、いつということはちょっとなかなか厳しいかと思ひます。ですから世の中の例えば経済活動とか、社会のそういう動向ですね。それに応じてというような形で3年4年先ということじゃなくて、1年とか2年、最長でも2年ぐらいと思ひます。我々も勉強を始めて取り組んでいるので、もっともっとうこういふことに対して議員さんとか、お役所だけじゃなくて、一般市民の方も納得できるような、そういう声も、集約しなきゃいけないのかなとは考えます。

白井会長：はい。ありがとうございます。山田委員さんお願いします。

山田委員：はい。2点ございまして、政務活動費についてなんですけれども、

先ほど事務局がおっしゃった条例で、どういうものの経費としてどういうものが経費として出せるか定められているというお話があったかと思うので、この政務活動費の金額を増やすとすれば、その支出できる経費の内容、もしくはその運用を、今は窮屈だからこう広げて欲しいと、広げるにあたってもっとお金がかかるようになるからそこは税金で見て欲しいと、こういう話で繋がると思います。なので、条例で今定めている経費のうち、こういったものは今認められていないのだけれども、議員活動として必要だから今後は条例で認めて欲しいということとセットにして、ゆえに、政務活動費を少し増額して欲しいと今後の増額が見込まれるということになっていただければ、こちらとしてもそれが必要なのか、そうじゃないのかとか、他に無駄がないのかとか、議論も含めて検討しやすくなるので、それらの議論をまず上げてきてから検討しましょうというような形で、今回は据え置きということにすればいいのかな。そうしないと、情報がないから据え置きますというだけだと少し無責任な感じがしますので、検討事項としてこれを検討してくださいというふうに、ちょっと具体的に特定した上で、議員の方にもう1回上げるのがいいのかなと思います。

2点目が開催時期の件ですが、せっかく、今回議論をいろいろやってきたことと、資料も結構な数の資料になっているので事務局の負担とか、もろもろも考えると、その半年後とか1年は少し早いかな。あとはコロナの動向とか、それによる税収の変動とかも、後追いで出てくるところとかも考えると、1年半か2年ぐらいでいいかなというふうに私自身は思っています。以上です。

白井会長：はい。ありがとうございました。今の山田委員さんの前半の話、

これは事務局への話になるのでしょうか。その政務活動費の使用できる範囲についての見直しというのも検討対象に入れるということで我々の答申のアイデア検討…

山田委員：いえ、条例で経費として認められる範囲について、議員さんの間で議論をして、それで議員さんたちの方から「こういう経費としてあげて欲しいものがありますよ」ということで挙げていただいて、それを我々が受けて、確かにそれらを認めるのであれば政務活動費は高くなるよね、こういうようなところかと思うので、そういう関係にあるかと思います。

白井会長：はい。ありがとうございます。すいませんちょっと勘違いいたしました。議員さんの問題を投げかけはちょっとこの後もう1回やるので、まずはこの審議会の定期開催については、次回を2年以内に行うと。ということですと皆さんの意見をすべて入れられると思いますそれがどのぐらいの時期になるかは、これは市役所の方とそれから議会の方との話し合いということもあるかもしれませんが、2年以上は延ばさないという意味において、2年以内というふうにするということであれば、1年半或いは状況が変われば1年ということもあり得るといふことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、当審議会の定例開催を求めるといふことと、次回は、この審議会は2年以内に開催されることを求めると。表現はちょっと変わるかもしれませんが、いい表現はあるかもしれませんがそのようにするということにしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

そして最後に、議員、議会の皆さんに対しての、我々からの提案と申しましょうか、投げかけとして一つは、今山田委員さんおっ

しゃっていた政務活動費の使い方が条例で決まっているので、それは議員さん自身で、それを有効活用するためにもし必要であれば政務活動費の使い方に関する条例の改正を検討してもらいたい、それが必要なのではないか、どういう言い方なのかな、ちょっとわかりませんが。

それから、今日追加で出していただいた資料 15 の、品川区の議員の報酬等の特例に関する条例にあるように、議員報酬を引き上げていく場合には、その責任を、やはり議会の方としても踏まえてもらいたいので、某他都道府県の議会で起きているようなことが起きないように措置というものも検討してもらいたいということをつけ加えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

いやちょっと言い過ぎであれば、それはそれでちょっと御意見いただきたいと思います。山田委員さんお願いします。

山田委員：増額をするのであればという条件付はいらないのかなと思います。つまり、本来的にはこの品川区の条例のような制度があっただけでしかるべきだったのに、性善説にたっていて作ってなかったということだと思うので、あらかじめそういう制度設計をしていけば、個別の議員に対する政治的な攻撃等にはならないと思いますが、もうこういう制度は、作られるべきだというふうに私自身は思います。

白井会長：内田委員さんいかがでしょうか。

内田委員：趣旨については全く異議ないのですが、それをいうのは、この審議会としては、越権になるのではないかなと。

白井会長：答申には書かなくていいのではないかという御意見ですね。

内田委員：言葉足らずですいません、もし、越権に当たらないのであればぜひ書くべきだと思いますが、もしそれがこちらの職務の範囲に含

まれてないということであれば。

白井会長：やめた方がということですね。作って欲しいと言うのではなく、そういうことも検討される必要があるのではないかと、みたいなことでしょうか。

山田委員：これ市議会から上がってきた、我々に対する職務の範囲って、どうなっていましたか、前回の資料にありますか。

白井会長：冒頭で申し上げた2行です。「そこで是非、当審議会を定期的に審議会を開催し、議員報酬及び政務活動費について適切であるか検証を行っていただきたく、ここにお願いをするものです。」

山田委員：適切であるかの検証作業が業務という理解だとすると「出席率がある程度低い場合は減額するという制度も検討されたい」ぐらいのことは書いても越権行為ではないのかなというふうには思いました。

白井会長：内田委員さんいかがですか。

内田委員：そうですね。よろしいかと思えます。ありがとうございます。

白井会長：問題として、政務活動費の使い方に関する条例の見直しということも必要ではないかということと、それから、従量制という言葉が事務局が使っていましたけど、活動に応じた、その議員報酬の、支払いの在り方の検討も必要ではないのかという趣旨を盛り込むということかと思いますが、はい、事務局お願いします。

事務局：今御議論の中で、つくば市の特別職報酬等審議会の条例がございます。そこでは、諮問の内容は、特別職の給料の額、ということになっていますので、その従量制っていうところの話を、答申に含めていただくべきなのかどうかっていうのは、ちょっと中でも検討確認させていただいて、ただ審議会の中で出た意見としては当然貴重な御意見だと思いますので、答申とは別の形で何か、事

事務局として受けさせていただいて、中で検討する一つの項目とさせていいただくとか、そのやり方については事務局でも1回、持ち帰らせていただいて、次回までにきちんとした整理をさせていただきたいなと思うのですが。

白井会長：場合によって今回は、最初、途中で申し上げた通り、さいたま市さんのようなやり方で、こういう意見が出たっていう形を書きかえてもらいたいと思いますので、その中にまぜていくっていうこともあり得るかと思しますので、答申の結論としては、ただしここで定期的を開催し、ということも求められているので、結論のところでは今後は審議会を定期的を開催し、次回は2年以内で開催されるのが望ましいと考えるというあたりは大丈夫じゃないですかね。

委員の皆様、今の整理でよろしいでしょうか。答申の結論として、内田委員さんの御懸念は多分そこにあったのではないかと思いますけど。答申の結論として、その条例に関する問題は書かないけれども、この場に出た意見であることは間違いなので、その意見として、こんな意見が出たという形で書いてもらう方向で事務局に検討していただき、結論としては、議員報酬及び政務活動の今回の据え置き及び審議会の定期開催で次回は2年以内で開催することが望ましいということにすると。このようにまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(各委員うなずき)

白井会長：はい。ありがとうございます。

これで、今回第2回の委員会の方針と答申に向けての内容がまと

められたかと思いますが、ではここで主たる議題を一旦終えたいと思います。

〈3 その他〉

白井会長：次第にはその他とあるのですが、事務局何かございますか。

事務局：事務局ですが、第3回の日程と、今回お話を進めていただいたので、その議事の大まかな内容の御相談ですけれども、まず日程ですが、1月24日の週あたりで検討させていただきたいなと思っておりますが、現時点で、ここは難しいという日付があればいただきたいです。

〈各委員と日程調整〉

事務局：あとは、今回ある程度お話をいただきましたので、会長の方から、さいたま市さんの答申を参考に、という話もありますので素案というか、そういったものは事務局で今日の議事の内容を基に作ってみまして、それを一旦委員の皆様の方には御案内して、皆様で加えるべきところ或いは削除すべきところを見ていただいた上で、3回目を迎えるのがいいのかなと思いますので、御協力いただければと思います。お願いします。

白井会長：議事要旨の他に、第3回の確定する答申の素案というものを事前に事務局から各委員にお送りいただくということですね。それを御覧いただいて、すぐに返せるものはお返しいただき、また今日御欠席の方もいるので、その方の御意見も入れたいと思いますから、最終的には第3回を経て確定ということになると思いますが、事前に御覧いただける委員さんについては、もしお時間あれば早めに御覧いただいて、いろいろと直すべきであれば事務局の方に

お伝えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
あと委員の皆様から何かございますか。よろしゅうございますか。
ありがとうございます。

ぴったり 4 時ですので、ここで終わりにしたいと思います。それ
では以上をもちまして第 2 回のつくば市特別職報酬等審議会を終
わりにしたいと思います。どうも皆様ありがとうございました。

以上

令和3年度第2回つくば市特別職報酬等審議会

日時：令和3年11月16日

午後2時～

場所：つくば市役所防災会議室3

次 第

1 開会

2 議事

(1) つくば市の議員報酬等の見直しについて

3 その他

4 閉会

第1回つくば市特別職報酬等審議会が出た検討課題・資料

○行政視察旅費

- ・議員の行政視察旅費【資料1】【資料1 参考資料①】【資料1 参考資料②】

○資料の充実 検討要素

- ・比較対象自治体の拡大【資料6】
- ・立候補者数に対する当選者(需給バランスの観点から)【資料4】【資料5】
- ・物価及び賃金の上昇【資料12】
- ・議会の1年の活動 令和元年度分(新型コロナの影響がない年度として)【資料2】
- ・議員の活動の時間単位【資料2】
- ・議員の業務量の変化【資料13】
- ・一般職行政職の毎年の給与増減推移【資料11】
- ・市民所得の平均及び中央値【資料12-2】
- ・市税の増減、令和3年の見込み額【資料10】
- ・他自治体の議員報酬額の改定率【資料7】
- ・つくば市議員の兼業収入分布【資料9】
- ・議員ごとの請願・陳情の件数【資料8】

○政務活動費の内容

- ・政務活動費の実績内訳【資料3】

○従量制の議論

- ・他自治体の例【資料15】 ※ 当日配布

議員の行政視察旅費

資料1

- ・令和元年度の決算を参考に、議員の行政視察に係る経費について下表のとおりまとめる。
- ・必要となる経費は、「つくば市職員旅費条例」に準じて支給される。
- ・費用弁償の構成：宿泊費（議員 13,000 円/泊）＋交通費 1,200 円/日）＋日当（1,200 円/日）
- ・行政視察は、例年、①議会運営委員会及び常任委員会は2泊3日、②特別委員会は1泊2日で行っている。
- ・必要に応じて、宿泊の伴わない日帰りの視察を実施する場合もある。

【令和元年度 行政視察に係る経費】

委員会名	日数・日程	参加者	行先	視察内容	要した経費（円）	
					合計金額	1人当たり
議会運営委員会 (議長含む)	2泊3日 5/15～5/17	8	①福井県坂井市 ②石川県かほく市 ③石川県加賀市	◆議会改革取組の経緯と現状 議会報告会、高等学校等と連携した取組 タブレット導入、委員会のネット中継 など	1,908,242	59,632.6
総務委員会	2泊3日 7/31～8/2	7	①新潟県上越市 ②長野県松本市 ③長野県上田市	①市民手帳、まち・ひと・しごと創生推進協議会 ②文書館 ③指定管理者モニタリング評価、政策研究センター		
文教福祉委員会	2泊3日 7/30～8/1	7	①千葉県千葉市 ②大分県大分市 ③佐賀県伊万里市	①不登校児童支援 ②障害者共同受注（優先調達）の取組 ③医療費抑制の取組		
市民経済委員会	2泊3日 7/24～7/26	4	①宮崎県綾町 ②宮崎県都農町 ③宮崎県都城市	①自然生態系農業の取組、新規就農 ②環境保全型農業、都農ワインによる農産振興 ③スマート農業の取組		
都市建設委員会	2泊3日 7/23～7/25	6	①埼玉県三郷市 ②山口県萩市 ③山口県山口市	①三郷中央区のまちづくり ②持続可能な住民主体のまちづくり ③地域住民主体のコミュニティタクシー		
道路・公共交通体系及 びTX沿線整備調査特別委員会	1泊2日 1/20～1/21	8	①埼玉県蓮田市 ②山梨県甲府市	①防災機能を持つSAと市の関わり ②甲府市の公共交通	320,217	14,555.3
スポーツ対策特別委員会	1泊2日 1/22～1/23	8	①東京都墨田区 ②群馬県前橋市	①フクシ・エンタープライズ墨田フィールド ②コーエイ前橋フットボールセンター		
観光開発推進特別委員会	1泊2日 1/27～1/28	6	①東京都青梅市 ②栃木県足利市	①OmeBlue（青梅ブルー）プロジェクトの取組 ②観光振興対策		
合計		54			2,228,459	41,267.8

市民経済委員会行政視察報告書

令和元年(2019年)9月30日

つくば市議会議長 神谷大蔵様

市民経済委員長 黒田健祐
(公印省略)

本委員会は、下記のとおり行政視察を実施したので、報告します。

記

1 視察期間

令和元年(2019年)7月24日(水)から令和元年7月26日(金)まで

2 視察先及び視察事項

(1) 宮崎県綾町

自然生態系農業の取り組み、新規就農について

(2) 宮崎県都農町

都農町の環境保全型農業、都農ワインによる農業・産業振興について

(3) 宮崎県都城市

スマート農業の取り組みについて

3 視察目的

本委員会所管に係る上記事項について調査研究し、本市市民経済行政の発展に寄与する。

4 参加者 計5名(委員4名、議会事務局(随行)2名)

委員長 黒田健祐

副委員長 皆川幸枝

委員 ヘイズジョン、浜中勝美

議会事務局 渡辺寛明、浅野公彦

5 研修内容

(1) 宮崎県綾町^{あやちよう}【7月24日(水)説明：綾町有機農業開発センター】

「自然生態系農業・新規就農について」

昭和63年に全国初となる「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、安全性に対する検査体制を敷き、農産物認証などを制度化した。平成元年には自然生態系農業の推進体制づくりが進められた。

農産物認証については、土壌消毒剤・除草剤の使用状況などに基づく過去の「農地管理状況」、化学肥料や合成化学農薬などの利用状況に基づく作物の「生産管理状況」により認定区分が決まり3段階の認証シールでランク分けしている。また、平成11年のJAS法の改正を受け、平成13年には町が単独で有機JAS登録認定機関に登録され認定を行っている。

自然生態系農業の推進体制については、有機農業推進会議は、事業推進計画の策定と推進にあたり基本的事項等を決定する。その具体的な推進機関である有機農業開発センターは、生産指導、土壌診断、自然生態系農産物認証業務、JAS認定業務を行い、推進会議と各生産者をつなぐ役割を担っている。有機農業実践振興会は、各自治公民館の生産者や地域リーダーである支部長・推進員、生産者組織等により構成され、これらの実践組織が連携を図りつつ、各地域の特性を生かした活動を展開している。

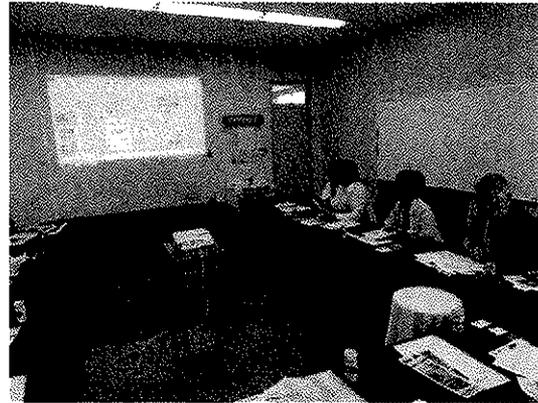
販売については、一坪農園を町内で推進し余剰農産物の販売を進めた。青空市場で販売した結果、町外消費者から高い評価を受けた。その後、生協による農産物産直販売を開始し、宮崎市内へのJAのアンテナショップの開設、町内への農産物直売所「綾手づくりほんものセンター」を開設した。県外へは生協などを通じて販売している。

自然生態系農業の農法のポイントは、①有機物施用による土づくりと施肥、②合成化学農薬を使わない病虫害対策、③除草剤を使わない雑草処理である。生ごみの堆肥化施設で回収した生ごみに牛糞を加えて発酵させ農地に還元すること、町単独で設置した施設での土壌分析(無料)により適正に施肥を行うこと、天然由来農薬などを利用すること、輪作などにより連作障害を回避すること、フィルムマルチによる土壌表面陽熱処理をすることなどにより自然生態系農業に取り組んでいる。

消費者との交流・有機農業の普及活動については、有機農業推進大会の開催やふれあい収穫体験などを行っている。

町として就農支援については、新規就農者への住宅貸出や研修のほか、町のトラクターなど30種の農業用機械の貸出(有料)などを行っている。

課題としては、①農家の高齢化・担い手不足、②周年栽培・周年出荷体制の取り組み、③6次産業化に対する取り組み、④新規就農者の研修の充実、⑤施設野菜の減農薬への取り組みがあげられる。



(2) 宮崎県都農町^{つのちよう}【7月25日(木)説明：都農町産業振興課・都農ワイン】

「環境保全型農業について」

堆肥化施設グリーンガイヤにおいて、家庭からの生ごみや農産物の廃棄物を活用し堆肥化を進めていた。肥料はよいものであり、都農ワインのぶどうづくりにも活用していたが、実用化には至らなかった。現在は、有機 JAS 認定を受けた3農家がお茶の生産に取り組んでいる。

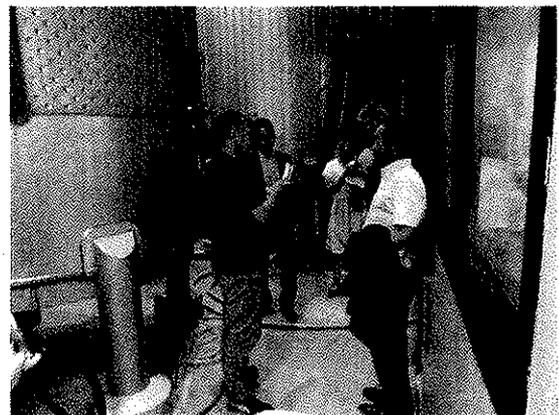
「都農ワインによる農業・産業振興について」

都農町は宮崎県一の収穫量を誇るぶどう生産地である。ワインづくりが検討された当時は、特に北海道にぶどうを出荷していたが、お盆過ぎには価格が急落していたため、ぶどうに付加価値をつけるため考えられた。ワインづくりに向け研究が始まり、当初は町営ワイナリーを目指したが、当時の国税局では酒造免許は地方自治体には出さないというスタンスであったため、平成6年に都農町、尾鈴農協、漁協、商工会、地元企業などからの出資された第三セクター有限会社都農ワインを設立した。平成7年にワイナリー建設に着手し、平成8年にワイナリーと醸造設備の整備が完了し、期限付免許だが果実酒製造免許を取得し、グランドオープンした。ロゼワイン 18,000 本、赤ワイン 13,000 本を発売したが、いずれも2カ月を待たずに完売するという好スタートを切った。平成11年には果実酒製造免許(永久免許)を取得した。平成28年には政府系ファンドからの出資により株式会社となり、町主

導から民間主導の経営へ転換された。「みんなのワイン」を企業理念とし、ぶどう栽培、ワイン醸造、ワイン販売、ワインを楽しむカフェの4つの部門で事業を推進しており、地元のぶどうの買い上げや地場産品の売り上げなどの経済的貢献、ワインまつり、サッカー大会等の開催などの文化的貢献を通して地域に貢献している。

収益は開業年を除き毎年経常利益を計上し、年間売上金額は3億円程度を維持している。ワイン生産量は30種類24万本である。ワイン以外にもリキュールなども生産しており、リキュールには梅や庭のキンカンなどを活用したものもあり、地域の農業振興にも寄与している。また、ワインの受賞については、イギリスで開催での世界最大級のインターナショナル・ワイン・チャレンジでの銀賞をはじめ、これまで国内外で様々な賞を受賞している。現在もチャレンジを忘れずワインづくりを進めている。

ワイン用ぶどう栽培技術については、台風など気候条件へ工夫して対応している。台風被害があると、収穫量は3割程度減り、売上にすると4千万円から5千万円の売上減少になってしまうため、防風林の植樹、剪定により対応している。また、宮崎県は雨が多いため、雨対策としてビニール被覆などを行っている。そのほか、排水対策として草生栽培など、高温多湿対策として肥培管理などを行っている。また、土づくりについては、毎月土壌分析を行い、変化状況をチェックしている。変化に合わせ、草刈り、施肥などを工夫している。



(3) 宮崎県都城市【7月26日(金)説明：都城市農政課】

「スマート農業の取り組みについて」

本年度の新規事業として、ロボット技術やAI・ICT等を活用して、超省力・高品質生産を実現するスマート農業促進事業を実施している。市ではスマート農業セミナーの開催とスマート農業モデル実証事業がある。

スマート農業セミナーは6月に開催した。スマート農業をめぐる情勢、中小規模農業者へのICT化の推進などのセミナーのほか、圃場環境計測・記録クラウド、GPS農業車両自動操舵、灌水施肥自動システムなどの展示がされ、参加者は140人だった。

スマート農業モデル実証事業は市内の農業者が農機メーカー等と連携し地域農業の+モデルとなるスマート農業技術モデル実証を行うものである。対象者は認定農業者(認定新規就農者)が地域の営農体系での活用が見込めるスマート農業技術実証のための農業機械や設備等の導入費用を対象とし、補助額は補助対象経費に要する額の1/2以内で補助上限1件あたり2,000千円。審査の結果2件採択されている。

今後の普及に向けての課題は、①導入ニーズに対する効果や費用など情報発信・相談窓口、②ニーズに対応した低価格化・導入補助、③中山間地域等への小区画対応の機械の開発、④スマート農業の消費者への付加価値PR、⑤ICTの知識に左右されない使いやすさがあげられる。

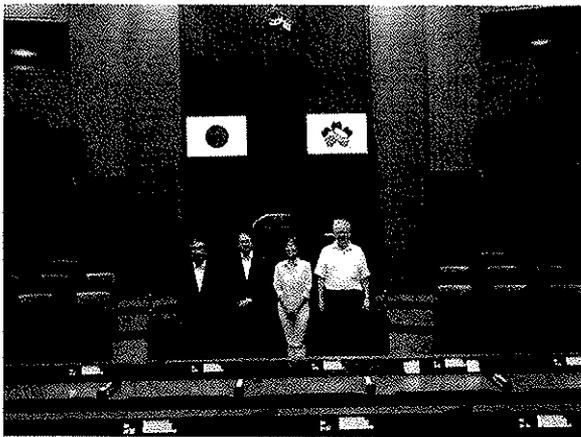
また、農研機構でスマート農業技術の開発・実証プロジェクトの公募を受け、市内の法人から3件の中から「農業法人有限会社新福青果スマート農業実証コンソーシアム」が採択された。内容は「多様な人材が集う農業法人経営による全員参加型スマート農業技術体系(大規模露地野菜複合経営)」について、農機メーカー等、県、市、大学などでコンソーシアムが構成されている。

実証応募の経緯は、食・農クラウドを活用していたが、経営分析の高度化に伴いデータも多様化し、対応が困難となったことなどデータ農業の行き詰まり、機械を操作できる熟練技術者の減少など生産現場で技術継承が難航し、生産性向上のためデータ活用と技術革新が必要であり、これまでのスマート農業の取り組みの検証し、社内体制の整備し、もう次元高いレベルでのスマート農業を実践するため応募した。

この実証で目指すスマート農業は、①経営のためのデータの使い方の追求、②農業現場に丸投げしないデータ農業の確立、③1人の熟練技術者プラス9人の農業チームを創ること、④女性や高齢者が活躍できる農業現場を生み出すこと、⑤農業法人の新しいキャリアステップを描くことである。その具体的な実証内容は、①ロボットトラクターによる全自動走行による作業、②衛星測位シ

システムを利用したガイダンス・自動操舵補助システム、③ドローンの空撮画像を活用したリモートセンシング、④女性や高齢者の負担を軽減する作業ロボット(ほ場運搬・草刈り)、⑤エクセルと地図情報の機能を連動させた営農管理システムである。

このコンソーシアムにおける市との連携・協力体制については、市内農業者への実証技術の普及展開のため、都城市スマート農業セミナーでの実証技術の紹介、モデル農場としての視察計画、コンソーシアム構成員(農機メーカー等)の有するスマート農業技術の周知、新福青果が実施する技術管理システムのデモンストレーション等の広報活動を4つの役割を市は担っている。



【行政視察所感欄】

今回は、農業関係を中心に視察を実施しました。

1日目の綾町では、自然生態系農業については、条例により制度化されている農作物の認証制度や土壌検査システムについて学び、今後のつくば市における有機農業の可能性等について考えました。また、新規就農者への支援については、新規就農者への農機具の貸し出しなど参考になる取り組みであると感じました。

2日目の都農町では、都農ワインによる農業・産業振興について視察を行いました。ワイナリーの設立までの経緯やその運営状況などの説明のほか、醸造施設を見学させていただきました。つくば市も、平成29年12月に「つくばワイン・フルーツ酒特区」の認定を受け、市内でもつくば市産ワインづくりが始動しましたので、大変参考になりました。

3日目は、都城市のスマート農業については、市の取り組み状況や市内の農業法人で実施されている実証内容などについて研修しました。AI・ICTを活用し、試行錯誤しながらも取り組んでいる状況など大変勉強になりました。

今回の研修において学び得ましたことを参考に、本市の行政運営の発展に取り組んでまいりたいと思います。

市民経済委員長 黒田 健祐

以上、市民経済委員会行政視察の報告とする。

道路・公共交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会 行政視察報告書

令和2年(2020年)3月31日

つくば市議会議長 神谷大蔵様

道路・公共交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会
委員長 木村修寿
(公印省略)

本委員会は、下記のとおり行政視察を実施したので、報告します。

記

1 視察期間

令和2年(2020年)1月20日(月)から令和2年(2020年)1月21日(火)まで

2 視察先及び視察事項

(1) 埼玉県蓮田市

「防災機能を持つSAと市の関わり」について

(2) 山梨県甲府市

「甲府市の公共交通」について

3 視察目的

本委員会所管に係る上記事項について調査研究し、道路・公共交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会所管の行政運営の発展に寄与する。

4 参加者 計10名(委員8名、議会事務局(随員)2名)

委員長 木村 修寿

副委員長 小野 泰宏

委員 小森谷 佐弥香、皆川 幸枝、五頭 泰誠、

高野 進、鈴木 富士雄、滝口 隆一

議会事務局 渡辺 寛明、浅野 公彦

5 研修内容

(1) 埼玉県蓮田市【1月20日(月)】

説明：蓮田市都市計画課・危機管理課・ネクスコ東日本】

視察事項：「防災機能を持つSAと市の関わり」について

○蓮田SA(新上り線)の整備経緯

蓮田SAは、蓮田市役所から約500m北の東北道上下線沿いに向い合い合っ
て設置されていた。首都高から東北道への最初のSAであり、東北道から首都
高への最後のSAでもあるため、立ち寄り台数が非常に多いが、駐車場の規模
が上下線ともにPA並みであり、慢性的な混雑が課題となっていた。

平成16年4月に蓮田市ではスマートIC事業の社会実験が開始され、平成
19年1月に国にこの事業について発意した。その後、国・県・ネクスコ東日
本と協議を重ねた結果、スマートICについては利用者になるべく迷惑をかけ
ない形での実施することとなった。また、ネクスコ東日本から市に対し蓮田
SAの混雑解消のため協力の打診があり、市と地権者との交渉が進められた。

その後、スマートIC事業については、平成24年2月に普通車に限定した
ハーフ型のスマートICが、上り側に入口と下り側に出口が設置された。

また、SAについては、用地買収を完了し、平成27年2月から川島地区へ
新たな上りSAの建設が開始され、令和元年(2019年)7月にオープンした。
これにより、以前の上りSAは運営を休止している。

さらに、スマートICについては、上りSAのオープンを受け、蓮田スマー
トIC(フル化)新規事業化(SA・PA接続型)に向け、令和元年(2019年)8月に
実施事業計画書と連結許可申請書を国に提出し、同年9月に許可証が交付さ
れた。

○蓮田SA(新上り線)の施設概要

- | | |
|------|--|
| 面積 | ネクスコ東日本管理下で最大級の8.2ha。 |
| 駐車場 | 利用者駐車場は小型車換算約600台、外部駐車場93台。 |
| 商業施設 | ネクセリア東日本が運営するパサールが運営。パサール蓮田の
売り上げの約1割が外部利用である。 |
| 防災機能 | 東日本大震災の際、自衛隊・消防・医療機関などが被災地に向
かう拠点となった経験と課題を踏まえ、首都直下型地震のよう
な大きな災害に対応した前線基地として整備した。
主な防災拠点機能は以下のとおりである。 |

・共同災害対策室：

商業施設内のフードコートを災害対策室として活用し、大
型モニターなどで情報共有を図る。WiFiが利用可能。

- ・ 自家発電設備：72 時間運転が可能。
- ・ 給油所：タンク容量 120KL のタンクを備える。
- ・ 井戸：断水に備え、トイレ洗浄用として整備。
- ・ 防災倉庫・ヘリ事務室：
 - 自衛隊等の進出機関と一般利用者を区別するための規制材、飲料水、非常食などを備蓄。
- ・ ヘリポートと夜間照明設備：
 - 中型機の離着陸が可能で、夜間に対応した照明機材を設置。
- ・ 携帯通知バックアップ
 - 状況に応じて通信会社が移動基地局を配備。
- ・ 緊急開口部：
 - SA と市内の行き来ができる緊急車両の出入口を確保。

○防災拠点としての蓮田 SA と市との関わり

防災拠点である SA の市としての活用については、施設管理者であるネクスト東日本から以下のとおり回答を受けている。

- ・ SA 周辺被災時に緊急開口部等を使用し、蓮田市域へのいち早い救助活動や復旧活動を展開できる。
- ・ 災害時、周辺住民が緊急避難をしてきた際には、高速道路利用者と同様に可能な範囲で対応する。

令和元年(2019年)7月のネクスト東日本が主体となった訓練には、市の消防本部・消防団も参加した。また、同年10月には、ネクスト東日本と打ち合わせを行った。今後、災害時の相互応援協定など、どのように連携ができるかも含め、検討していく。



(2) 山梨県甲府市【1月21日(火) 説明：甲府市まちづくり部交通政策課】

視察事項：「甲府市の公共交通」について

○地域公共交通網形成計画の概要

「みんなを守り育てる、まちづくりと一体になった持続可能な交通体系の実現」を基本理念とし、地域公共交通体系の将来像とそれを実現するための方針を記載した地域公共交通網形成計画を平成31年3月に策定。

- ・計画地域：市全域（隣接4自治体との連携にも配慮）
- ・計画期間：6年間 前期 2019～2021年度・後期 2022～2024年度

○各年度の利用促進策

平成29年度

- ・遠距離通勤・通学定期券購入補助金制度の創設

補助金額は、通勤の場合は定期券の金額から通勤手当等を差し引いた額（月額上限2万円）、通学の場合は定期券購入費の2分の1の額（月額上限1万円）。県外まで定期券を購入して通勤・通学する市内在住者を補助することで、市内への移住・定住を促進する。

- ・ホームページでの地域公共交通に関する記述の充実

路線バスなどの公共交通が利用されない理由として、バスの乗り方が分からない等が挙げられるため、図表を交えながら乗り方を解説する。また、乗りたいバスの時刻表と現在位置、目的地までの乗換を案内するインターネットサービス（やまなしバスコンシェルジュ）を周知する。

- ・バス事業者と連携したポスター・チラシの作成

「公共交通を未来に残そう」運動を市民に周知するため、心理学理論を応用したポスター原案を行政が作成してバス事業者に提示し、バス事業者がポスター・チラシを印刷して供給する。

- ・市職員を対象とした「こうふエコ通勤デー」制度の創設

交通弱者の足を守るために、市職員が率先して通勤手段を公共交通へと切り替える取組である「こうふエコ通勤デー（毎週金曜日）」を平成29年9月より実施。

- ・各自治会での公共交通勉強会の実施

市職員が「公共交通利用促進のための住民説明会」を開催し、公共交通を維持することの重要性を直接住民に説明し、地域の公共交通を考えるきっかけ作りを行う。

- ・サイクル・アンド・ライド駐輪場の創設

自宅からバス停までの距離が遠いという問題を解消するため、自転車で

最寄りのバス停や駅まで来て、公共交通に乗り換えるシステムを導入し、公共交通利用者の利便性向上を図る。平成 29 年度は駐輪場を設置。

- ・ 高校進学を控えた中学 3 年生に対するリーフレットの作成

高校進学に伴い通学距離が長くなると考えられる市内全中学 3 年生(私立を含む)に対し、通学に公共交通を活用することで多様な効果があることを情報発信する。

- ・ 「スタンプラリー」企画と連動して「路線バス」の利用を促進

観光客の移動手段として公共交通の分担率が低くなっていることを踏まえ、観光課主催の「スタンプラリー」のスタンプ設置箇所までの移動手段として、公共交通の時刻表(リーフレット形式)を作成して周知する。

- ・ 「第二土曜日」での公共交通利用者に対するサービスの実施

週末の最終バスが早い時間で設定されている問題に対し、まちなかの商店街と連携して公共交通利用者への早得を実施するとともに、まちなかの活性化を図る。

- ・ 商店街と一体となったバス事業者が実施する「100 円バス」の周知

平成 10 年から実施している、路線バスの区間内における 100 円運賃区間の取組についてチラシを作成し、商店街やバス事業者に配布して周知を依頼する。

平成 30 年度

- ・ バスマップの全戸配布 (平成 29 年度作成)

各地域(市内 5 つのエリア)の路線バス情報を掲載したバスマップを全戸配布し、ラジオへの出演や市ホームページへの掲載、市内窓口センター等へ設置するなど周知を行う。

- ・ 「甲府市バス・鉄道乗る乗るレンジャー」制度の創設

市の公共交通に関する施策を発信して、自家用車の利用を控えて適度に公共交通を利用する行動を普及させることを目的に、平成 30 年 6 月に公共交通保護指導員(レンジャー)制度を創設した。

- ・ 「こうふエコ通勤デー参加協力事業所」制度の創設

平成 30 年 7 月に甲府市がエコ通勤優良事業所として認証されたことに伴い、市のエコ通勤の取組の裾野を市内事業者に広めるために、「こうふエコ通勤デー参加協力事業所」制度を平成 30 年 8 月に創設した。

- ・ 「バスの乗り方動画」の制作

今までバスに乗らなかった方々にバスを身近に感じてもらうために、「バスの乗り方動画」を平成 30 年 9 月から放映。市ホームページ、本庁舎の大型ビジョン、広報紙やレンジャーの SNS、バス事業者ホームページ

- で発信する。
- ・甲府市観光バスマップの作成
市内バス事業者と連携し、バス路線沿線地域の観光地情報を含んだ「甲府市観光バスマップ」を平成30年10月に作成し、観光客が二次交通として活用することで路線沿線地域の活性化を図る。
 - ・「バスの絵」作品の募集
子どもたちにバスをより身近に感じてもらい、家族や地域全体で地域公共交通への関心を高めることを目的に、「バスの絵」を募集し、応募作品全てを路線バス車両に掲示して、「バスの絵美術館バス」として一定期間運行する。
 - ・「バス川柳」作品の募集
多くの市民にバスをより身近に感じてもらい、家族や地域全体で地域公共交通への関心を高めることを目的に、「バス川柳」を募集し、応募作品全てを路線バス車両に掲示して、「バス車両で文化祭バス」として一定期間運行する。
 - ・「バス利用お買物手形実証実験事業」
コミュニティバス運行経路内の商業施設において、バス運転手から交付されたお買物手形を商業施設に掲示すると、バス利用者が商品割引等のサービスを受けられる取組。今後は事業対象を路線バスまで拡大することを考えている。

令和元年度(2019年度)

- ・「マイバス・鉄道時刻表」の作成・提供
申請した市民や市内への観光客に対し、個人の利用ニーズに応じた専用の時刻表を配布することで、公共交通での移動を促し、市内移動の円滑化を図る。公共交通事業者の収益を安定させることにも繋がり、持続可能な公共交通を形成する一助となる。
- ・「バス縁地」制度の創設
バス停周辺の民間施設からの協力を得た上で、民間施設内のイートインスペースなどの空間を、バスの待合スペースとして提供することで、バス利用者の利便性向上を図る。
- ・「サイクル・アンド・ライド」事業の創設
自宅からバス停までの距離が遠い問題を解消するため、自転車で最寄りのバス停や駅まで来て公共交通に乗り換えるシステムを導入し、公共交通利用者の利便性向上を図る。事前申請者を対象に、平成30年2月からシステムを導入。

- ・「多言語に対応した甲府市バスマップ」の作成

平成30年10月に作成したバス路線沿線地域の観光地情報を含んだ「甲府市観光バスマップ」を、外国人観光客向けに多言語対応したバスマップを作成し、路線バスが二次交通として活用されることで路線沿線地域の活性化を図る。

- ・「交通環境学習」出前講座の実施

子どもたちが、まちづくりを通じて公共交通の在り方を学び、個人や社会・環境にとって望ましい移動手段を把握した上で、持続的な公共交通の実現に向けて自発的に働きかける能力を養うことを目的に、市内の小学校(28校)・中学校(15校)に出前講座(動画放映)を実施。

○今後の取組方針

- ・「甲府市バス・鉄道乗る乗るレンジャー」部隊の編制

一般市民からレンジャー部隊の隊員と呼ばれるインフルエンサーを集め、SNSや口コミなどにより公共交通の利用促進を発信していく。

- ・「バス乗る旅」企画・提案事業の実施

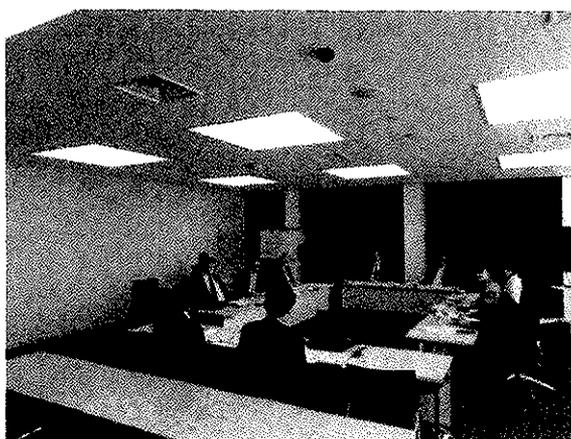
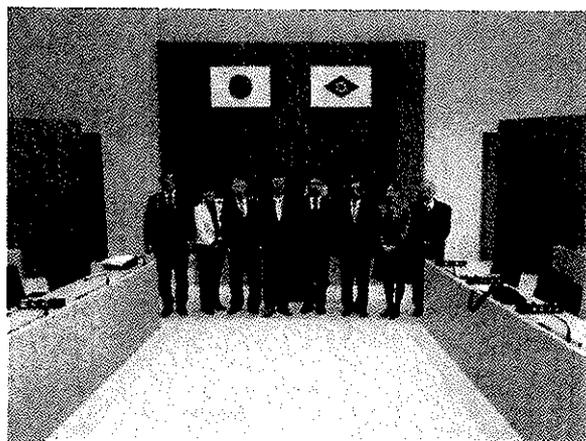
路線バスの沿線にある魅力的なスポットを紹介し、移動の「手段」としてのバスではなく、「行き先」を演出することで、バスの需要を創造する旅を企画・提案する。

- ・公共交通を利用した周遊観光ルートの作成・配布

甲府駅周辺の観光周遊エリアや、お勧めの観光周遊ルート等の情報を提供することで、公共交通を利用した周遊観光の促進を図る。

- ・バス事業者と連携し利用促進を図るポスター・チラシ(第3弾)の作成・配布

昨年度に引き続き、公共交通の利用を促すポスター・チラシの作成・配布を行う。



【行政視察感欄】

今回の視察では、防災機能を持つ SA と行政の関わりについてと、公共交通を調査・研究し、つくば市の事業の円滑な推進を図ることを目的に、蓮田市と甲府市で行政視察を実施した。

蓮田市では、整備経緯、防災機能や整備で工夫されたこと、SA と蓮田市の関わり、経済効果と今後に期待する効果等について研修を実施した。防災面での市との連携については、今後進めるということであったが、相互に協力できることを事前に協議しておくことも重要であると考えた。発電設備、フードコートの WiFi 設備、ヘリポート、緊急開口部などは、災害時の前線基地になった経験があったことから整備できた点もあるのではないかと感じた。防災機能の整備については、非常に参考になった。

SA の商業施設パサールは、SA 利用者以外の売上げが一割を占め、外部利用者の駐車場が約 90 台あるとのことだった。SA の設備では、周辺からの利用者に対する対策も必要であると感じた。

甲府市では、公共交通の概要と主な取組、市民の意見への取組、取組前後での効果等について研修を実施した。公共交通の利用の促進、持続的な利用を実現するため、様々な施策を展開している。甲府市はつくば市同様、南北に長く、車社会である点は類似している。バスの乗り方動画放映による利用促進、マイバス・鉄道時刻表の作成・提供による市内移動の円滑化、サイクル・アンド・バスライド事業創設による公共交通に乗り換える仕組みの導入、バス縁地制度創設によるバス停近隣施設と連携したバス待ち環境の改善などを行い、まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の実現を図っていると感じた。

結びに、今回の研修において学び得たことを参考に、本市の行政運営の発展に取り組んで参りたいと思う。

道路・公共交通体系及び TX 沿線整備調査特別委員長 木村 修寿

以上、道路・公共交通体系及び TX 沿線整備調査特別委員会行政視察の報告とする。

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
1	7	議会報編集委員会	—	8	87.5	-
	17	議会活性化推進特別委員会	・議会報告会	12	83.3	107
	21 22	観光開発推進特別委員会	【行政視察】 ・東京都八王子市(高尾の里整備事業) ・埼玉県川越市(観光のまちづくり)	9	66.7	-
	23 24	道路・公共交通体系 及びTX沿線整備調査特別委員会	【行政視察】 ・埼玉県本庄市(本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の概要) ・群馬県甘楽町(甘楽スマートインターチェンジの概要)	9	88.9	-
	27	議会報告会	—	28	85.7	-
	29	議員勉強会	【公契約条例(野田市)】	28	71.4	-
	31	スポーツ対策特別委員会	【行政視察】 ・千葉県浦安市(浦安市陸上競技場) ・千葉県鎌ヶ谷市(福太郎スタジアム)	9	88.9	-
2	6	議会報編集委員会 全員協議会	・平成31年度各会計予算案 ・予算特別委員会	8 28	100.0 96.4	- 57
	7	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	14	議会運営委員会	・副議長の委員会出席 ・平成31年3月定例会の会期 ・議案の審議、委員会付託、会派代表質問	8	100.0	26
		議会運営委員会	・行政視察	8	100.0	3
	18	予算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置並びに理事及び正副会長の選任	27	96.3	4
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・委員長、副委員長の互選	27	96.3	30
	27	議会活性化推進特別委員会	・平成30年度議会報告会総括 ・平成31年度議会報告会 ・議会活性化に関する会派アンケート結果	12	75.0	106
3月 定例会	[2/18]		・会期の決定 ・報告、議案(上程、説明、討論、採決)	28	96.4	410
	[2/28]		・会派代表質問(5会派)	28	100.0	323
	[3/1]		・一般質問(6名)	28	100.0	333
	[3/4]		・一般質問(5名)	28	100.0	311
	[3/5]		・一般質問(3名) ・議案の総括質疑 ・追加議案上程、質疑	28	100.0	214
	[3/20]		・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、採決 ・意見書上程、質疑、討論、採決	28	100.0	194

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
3	4	議会報編集委員会 中心市街地まちづくり調査特別委員会	— ・委員会の今後のスケジュール	8 27	100.0 88.9	- 26
	5	議会運営委員会	・追加議案の委員会付託	8	100.0	3
		予算特別委員会	・平成31年度一般会計予算 ・分科会の設置	27	96.3	58
	6	総務委員会 予算特別委員会総務分科会	・議案の審査 ・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	70
		文教福祉委員会 予算特別委員会文教福祉分科会	・議案の審査 ・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	390
	7	市民経済委員会	・議案の審査 ・一般会計予算等の委員会付託の審査	6	100.0	172
		都市建設委員会	・議案の審査 ・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	99
	8	予算特別委員会理事会	・質疑通告 ・3/15委員会の進め方	10	100.0	33
	15	文教福祉委員会 会派代表者会議	・議案の審査 —	7 9	100.0 100.0	490 -
		予算特別委員会	・分科会委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決 ・委員会審査報告	27	96.3	66
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・中心市街地ビジョン策定のプロセス ・中心市街地に関する各種データ ・公務員宿舍跡地、中心市街地の動向	27	96.3	104
	20	議会運営委員会 全員協議会	・追加議案の委員会付託省略 ・高工ネ研南側未利用地の土地利用検討状況	8 28	100.0 100.0	20 36
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・筑波都市整備(株)、クレオの動向 ・筑波大アリーナ構想、周辺市街地振興の取組の動向	27	77.8	125
	28	文教福祉委員会	・意見交換会	7	100.0	-
		議会活性化推進特別委員会	・議会報告会の質問・回答次項 ・予算特別委員会の総括 ・平成31年度実施予定の決算審査	12	100.0	98
4	4	議会報編集委員会	—	8	87.5	-
	16	総務委員会	・所管事務調査(緊急通報システムNET119、多言語コールサービス等)	7	100.0	-
	25	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・(株)日本エスコのクレオ再生に関する考え方 ・市長の中心市街地まちづくりの考え	27	92.6	93

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
5	9	議会活性化推進特別委員会	・令和元年度実施予定の決算審査 ・行政視察	12	100.0	27
		文教福祉委員会	・竹園東小学校の難聴学級	7	100.0	47
		全員協議会	・学校跡地の利活用(筑波西中跡地、陸上競技場整備に関する学校跡地調査結果)	28	92.9	34
	15 16 17	議会運営委員会	【行政視察】 ・福井県坂井市(議会改革の取組:高等学校との連携、政務活動費領収書のネット公開) ・石川県かほく市(議会による行政評価及び市長提言、委員会のネット中継) ・石川県加賀市(議会PDCAサイクル運用規定、タブレット導入、小学生への取組)	8	87.5	-
			総務委員会	・所管事務調査(藻類バイオマス・エネルギー大規模実証施設、生活支援ロボット安全検証センター)	7	100.0
	21	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・現地調査(地域冷暖房システム、立体駐車場、センタービル、図書館)	27	81.5	-
	30	議会活性化推進特別委員会	・令和元年度実施予定の決算審査 ・行政視察	12	100.0	27
全員協議会		・つくば市未来構想等改定に係る中間とりまとめ案 ・人口増加地域の児童生徒数の推計値	28	96.4	84	
6月 定例会	[6/11]	・会期の決定 ・報告、承認、議案(上程、説明)	28	96.4	12	
	[6/18]	・一般質問(7名)	28	100.0	370	
	[6/19]	・一般質問(6名)	28	96.4	336	
	[6/20]	・一般質問(7名)	28	100.0	382	
	[6/21]	・一般質問(1名) ・総括質疑(承認、議案) ・追加議案	28	96.4	53	
	[6/28]	・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、質疑、討論、採決	28	100.0	85	
6	1	議員勉強会	【中心市街地】 ・オガール紫波の概要と今後の官民連携 岩手県紫波町(岡崎代表の講演)	28	78.6	-
	3	会派代表者会議	-	9	88.9	-
	7	議会運営委員会	・令和元年6月定例会の会期 ・同定例会における議案等の委員会付託	8	100.0	30
	19	議会報編集委員会	-	8	100.0	-
	21	議会運営委員会	・令和元年6月定例会における追加議案の委員会付託	8	87.5	3
		全員協議会	・決算審査	28	96.4	22
	24	総務委員会	・議案の審査(補正予算、条例) ・請願の審査	7	100.0	37
		文教福祉委員会	・議案の審査(財産の取得、補正予算、条例)	7	100.0	101
	25	市民経済委員会	・議案の審査(補正予算、条例) ・請願の審査	6	100.0	66
		都市建設委員会	・議案の審査(補正予算、市道路線の変更・廃止・認定、工事委託契約の締結)	7	100.0	18
	28	都市建設委員会	【勉強会】	7	100.0	-
		議会運営委員会	・意見書等の委員会付託省略 ・議会活性化推進特別委員会からの依頼事項	8	100.0	5
		議会活性化推進特別委員会	・議会報告会の質問・回答次項 ・議会運営委員長からの報告	12	100.0	33
	議会運営委員会	・本会議の議事	8	100.0	2	

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
7	3	観光開発推進特別委員会	【行政視察】 ・龍ヶ崎市(牛久沼の利活用)	9	77.8	-
	8	議会報編集委員会	-	8	87.5	-
	10	文教福祉委員会	・国民健康保険保険者努力支援制度	7	100.0	75
	18	文教福祉委員会	・市内の小中学生の進学状況	7	85.7	65
	23 24 25	都市建設委員会	【行政視察】 ・埼玉県三郷市(三郷中央区のまちづくり) ・山口県萩市(持続可能な住民主体のまちづくり:地域振興計画) ・山口県山口市(地域住民主体のコミュニティタクシー)	7	85.7	-
	24 25 26	市民経済委員会	【行政視察】 ・宮崎県綾町(自然生態系農業の取組、新規就農) ・宮崎県都農町(環境保全型農業、都農ワインによる農業・産業振興) ・宮城県都城市(スマート農業の取組)	6	66.7	-
	29	議員勉強会	【中心市街地】 ・中心市街地における取組の説明 ・筑波大学藤井准教授による今後の中心市街地のまちづくりについての講義 ・ワークショップ	28	75.0	-
	30 31 1	文教福祉委員会	【行政視察】 ・千葉県千葉市(不登校児童への支援) ・大分県大分市(障害者共同受注の取組) ・佐賀県伊万里市(医療抑制の取組)	7	100.0	-
	31 1 2	総務常任委員会	【行政視察】 ・新潟県上越市(市民手帳、まち・ひと・しごと創生推進会議) ・長野県松本市(文書館) ・長野県上田市(指定管理者モニタリング評価、政策研究センター)	7	100.0	-
	8	2	市民経済委員会	・所管事務調査(市内ワイン用ブドウ生産農家の状況)	6	100.0
8		議会活性化推進特別委員会	【行政視察】 ・多摩市(予算決算の審査方法、委員会ネット中継、タブレット導入)	12	83.3	-
9		会派代表者会議	-	9	77.8	-
19		道路・公共交通体系 及びTX沿線整備調査特別委員会	・圏央道の4車線化、国道6号バイパスの整備状況 ・スマートIC ・TX沿線開発地区の令和元年度事業概要	9	88.9	143
19		全員協議会	・児童・生徒の急増する学校の対応 ・高エネ研南側未利用地 ・学校跡地の利活用	28	89.3	95
26		会派代表者会議	-	9	100.0	-
30		議会運営委員会	・令和元年9月定例会の会期 ・議案等の委員会付託 ・決算認定議案に係る質疑通告 ・陳情に係る添付資料の取扱い	8	100.0	27
30	議員勉強会	【中心市街地】 ・クレオ再生計画(日本エスコン社員による説明) ・つくばセンタービルの進捗状況 ・意見交換	28	85.7	-	

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
9月	定例会	[9/3]	・会期の決定 ・報告、認定、議案(報告、説明) ・決算特別委員会の設置	28	89.3	30
		[9/10]	・一般質問(8名)	28	96.4	438
		[9/11]	・一般質問(11名)	28	96.4	370
		[9/12]	・一般質問(4名) ・総括質疑(認定、議案) ・追加議案	28	96.4	283
		[9/27]	・決算特別委員長、常任委員長報告、討論、採決 ・追加議案、意見書の採決等 ・高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会の設置	28	100.0	116
9	3	決算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置並びに理事及び正副会長の選任	26	88.5	5
		議会活性化推進特別委員会	・令和元年度議会報告会 ・議会改革に関する検討事項	12	100.0	74
	11	議会報編集委員会	—	8	87.5	-
		議会運営委員会	・市長提出追加議案の委員会付託省略 ・議案等審査付託表の訂正 ・決算認定案等に係る討論の通告期限	8	100.0	5
	12	決算特別委員会	・決算認定に係る質疑 ・分科会の設置	26	92.3	16
		会派代表者会議	—	9	88.9	-
	17	総務委員会	・議案の審査	7	100.0	114
		決算特別委員会総務分科会	・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	396
		文教福祉委員会 決算特別委員会文教福祉分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	396
	18	市民経済委員会 決算特別委員会市民経済分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	6	100.0	146
		都市建設委員会 決算特別委員会都市建設分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	242
		24	決算特別委員会	・分科会委員長報告、討論、採決 ・決算特別委員会審査報告	26	96.2
	27	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		議会活性化推進特別委員会	・令和元年度議会報告会	12	83.3	54
		会派代表者会議	—	9	100.0	-
高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会		・正副委員長の互選	27	100.0	6	
議会運営委員会		・追加議案等の委員会付託省略 ・議案の議事	8	100.0	4	
10	8	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
		会派代表者会議	—	9	88.9	-
	10	高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	・委員会の今後のスケジュール ・高工ネ研南側未利用地に係るこれまでの経緯、事業計画	27	92.6	145
	11	議員勉強会	【中心市街地】 ・中心市街地をテーマとしたグループ討論 ・提言に向けた要点整理	28	71.4	-
	29	議会活性化推進特別委員会	・議会報告会	12	58.3	127

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
11	7	中心市街地まちづくり調査特別委員会 高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	・提言のまとめ方 ・高工ネ研南側未利用地	27 27	77.8 85.2	4 81
	21	観光開発推進特別委員会	【勉強会】 ・りんりんロード	9	88.9	-
	22	高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	・高工ネ研南側未利用地 ・委員会後に勉強会を開催(これまでの経緯等)	27	85.2	13
	25	会派代表者会議	-	9	88.9	-
	29	中心市街地まちづくり調査特別委員会 議会運営委員会	・議会提言 ・令和元年12月定例会の会期 ・議案等の委員会付託	27 8	85.2 100.0	104 15
12月 定例会	[12/3]		・会期の決定 ・報告、議案(報告、説明)	28	96.4	10
	[12/10]		・一般質問(7名)	28	100.0	277
	[12/11]		・一般質問(7名)	28	96.4	378
	[12/12]		・一般質問(7名) ・総括質疑(議案) ・追加議案	28	100.0	352
	[12/20]		・常任委員長報告、討論、質疑 ・追加議案 ・中心市街地まちづくり調査特別委員会の中間報告	28	96.4	58
12	3	全員協議会	・つくば市教育大綱(案) ・公有地の利活用 ・つくば市未来構想(改定案)及び第2期つくば市戦略プラン(案)	28	96.4	96
	10	会派代表者会議 議会報編集委員会	- -	9 8	100.0 100.0	- -
	11	スポーツ対策特別委員会	・行政視察	9	88.9	14
		道路・公共交通体系 及びTX沿線整備調査特別委員会	・行政視察	9	88.9	10
		観光開発推進特別委員会	・行政視察	9	88.9	4
	12	会派代表者会議 議会運営委員会	- ・追加議案の委員会付託	9 8	100.0 87.5	- 4
	13	中心市街地まちづくり調査特別委員会	【勉強会】 ・つくば駅周辺における事業の取組状況(まちづくり戦略、センタービルリニューアル等)	27	85.2	-
	16	総務委員会	・議案の審査	7	100.0	27
		文教福祉委員会	・議案の審査	7	100.0	80
	17	文教福祉委員会	【勉強会】	7	85.7	-
		市民経済委員会	・議案の審査	6	100.0	29
	19	都市建設委員会	・議案の審査	7	100.0	51
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・提言	27	85.2	58
		高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	【勉強会】 ・高工ネ研南側未利用地(公的利活用に向けた意見交換等)	27	88.9	-
20	全員協議会 議会運営委員会	・グルノーブル市・グルノーブル都市共同体との三者連携協定の締結 ・追加議案の委員会付託省略	28 8	96.4 87.5	4 5	

資料2(令和2年)

◆議会の1年間(令和2年1月1日~12月31日:2020年) 新型コロナウイルスの状況下におけるもの

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
1	18	議会報編集委員会	—	8	75.0	-
	15	議会活性化推進特別委員会	・議会報告会 ・議会改革に関する検討事項	12	91.7	56
	20 21	道路・公共交通体系及び TX沿線整備調査特別委員会	【行政視察】 ・埼玉県蓮田市(防災機能を持つSA) ・山梨県甲府市(公共交通)	9	88.9	-
	22 23	スポーツ対策特別委員会	【行政視察】 ・東京都墨田区(フクシ・エンタープライズ墨田フィールド) ・群馬県前橋市(コーエイ前橋フットボールセンター)	9	88.9	-
	24	中心市街地まちづくり調査特別委員会	【勉強会】 中心市街地のまちづくり戦略案(執行部から説明)	27	88.9	-
	27 28	観光開発推進特別委員会	【行政視察】 ・東京都青梅市(青梅ブルーの取組) ・栃木県足利市(観光振興対策)	9	66.7	-
2	4	全員協議会	・令和2年度各会計予算案	28	89.3	34
	5	会派代表者会議	—	9	88.9	-
	9	議員勉強会	【高エネ研南側未利用地】 ・当該土地の利活用の早期解決に向けたワークショップ(多様な価値観の見える化)	28	75.0	-
	12	議会運営委員会	・令和2年3月定例会の会期 ・同定例会における議案等の委員会付託	8	100.0	40
	14	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	14	予算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置	27	92.6	5
3月 定例会	19	議員勉強会	【つくば市未来構想】	28	82.1	-
	27	議会運営委員会	・予算特別委員会の運営に関する申合せの改正	8	100.0	3
	[2/14]		・会期の決定 ・報告、承認、議案(一括報告、一括上程説明)	28	92.9	44
	[2/27]		・会派代表質問	28	96.4	259
	[2/28]		・一般質問(5名)	28	100.0	356
	[3/2]		・一般質問(7名)	28	96.4	385
	[3/3]		・一般質問(3名) ・総括質疑(承認、議案))	28	100.0	100
[3/13]		・追加議案上程、質疑	28	96.4	49	
[3/19]		・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、質疑、討論、採決	28	100.0	244	

資料2(令和2年)

◆議会の1年間(令和2年1月1日~12月31日:2020年) 新型コロナウイルスの状況下におけるもの

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
3	3	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		予算特別委員会	・一般会計予算等の質疑 ・分科会の設置	27	96.3	14
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・中心市街地のまちづくり戦略に対する最終報告	27	100.0	82
	5	総務委員会	・議案の審査	7	100.0	80
		予算特別委員会総務分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	280
	6	文教福祉委員会	・議案の審査	7	100.0	143
		予算特別委員会文教福祉分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	123
	9	市民経済委員会	・議案の審査	6	83.3	36
		予算特別委員会市民経済分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	6	83.3	123
	12	都市建設委員会	・議案の審査	7	100.0	36
		予算特別委員会都市建設委員会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	-
	13	議会運営委員会	・予算特別委員会の運営	10	100.0	1
		会派代表者会議	—	9	100.0	3
	13	予算特別委員会文教福祉分科会	・発言の訂正	7	100.0	46
		総務委員会	・令和元年度補正予算関係部分	7	100.0	35
		文教福祉委員会	・令和元年度補正予算関係部分	6	100.0	2
		市民経済委員会	・令和元年度補正予算関係部分	7	100.0	13
		都市建設委員会	・令和元年度補正予算関係部分	7	100.0	21
	16	議会運営委員会	・議案の撤回、内容 ・本会議の議事	8	100.0	-
		中心市街地まちづくり調査特別委員会 議員勉強会	・今後の中心市街地まちづくりについての提言 【高工ネ研南側未利用地】	27 28	100.0 92.9	5
	19	議会運営委員会	・追加議案の委員会付託省略 ・選挙管理委員会委員の選挙 ・本会議の議事	8 8	100.0 100.0	3
高工ネ研南側未利用地調査特別委員会		・当委員会勉強会内容の公表	27	96.3	4	
4	8	議会運営委員会	・要望書	8	100.0	4
		全員協議会	・新型コロナウイルス感染症対策等	28	92.9	94
	議会報編集委員会	—	8	100.0	-	
	13	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		全員協議会	・緊急経済対策(令和2年度補正予算)	28	92.9	48
	22	議会活性化推進特別委員会	・広報公聴の在り方 ・令和元年度議会報告会のまとめ	12	91.7	28
	24	会派代表者会議	—	9	100.0	-
28	議会運営委員会	・議会運営 ・議会活性化推進特別委員会からの報告	8	100.0	26	

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
5	1	臨時会	・会期の決定 ・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	28	100.0	41
		議会運営委員会	・臨時会の会期、運営	8	100.0	11
		議員勉強会	【中心市街地まちづくり】 ・まちづくり戦略	27	92.6	-
	11	議会運営委員会	・6月定例会の一般質問実施方法	8	100.0	74
		会派代表者会議	—	9	100.0	-
	19	議会活性化推進特別委員会	・令和元年度議会報告会まとめ ・議長からの依頼事項(予算決算委員会の在り方)	12	91.7	77
	21	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		全員協議会	・令和2年度補正予算(コロナ関連)	28	96.4	25
	26	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		議会運営委員会	・第2回臨時会の運営	8	100.0	32
28	臨時会	・補正予算(コロナ関連) ・議案等の質疑、討論、採決	28	100.0	41	
	議員勉強会	・みどりの地区学校建設	28	92.9	-	
6月 定例会	[6/9]	・会期の決定 ・報告、議案(上程、採決)	28	100.0	13	
	[6/16]	・一般質問(4名)	28	100.0	178	
	[6/17]	・一般質問(3名)	28	100.0	163	
	[6/18]	・一般質問(2名) ・議案の総括質疑	28	96.4	107	
	[6/26]	・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、質疑、討論、採決	28	100.0	72	
6	5	議会運営委員会	・令和2年6月定例会の会期 ・同定例会における議案等の委員会付託 ・新型コロナウイルス感染者発生時の対応	8	100.0	22
	9	議会運営委員会	・議案の取扱い	8	100.0	3
		議会活性化推進特別委員会	・予算決算委員会の在り方	12	91.7	72
	18	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
	22	総務委員会	・議案の審査(補正予算、条例) ・委員会審査報告	7	100.0	9
		文教福祉委員会	・議案の審査(補正予算) ・委員会審査報告	7	100.0	45
	23	市民経済委員会	・議案の審査(補正予算) ・請願	6	100.0	90
			・委員会審査報告			
26	都市建設委員会	・議案の審査(補正予算) ・委員会審査報告	7	100.0	3	
	議会運営委員会	・追加議案等の委員会付託省略	8	100.0	4	
		議会活性化推進特別委員会	・予算決算委員会の在り方	12	100.0	6

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)	
7	7	議会報編集委員会	—	8	100.0	-	
		会派代表者会議	—	9	77.8	-	
	10	議会運営委員会	・タブレット等の導入	8	100.0	27	
		全員協議会	・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算	28	89.3	27	
	14	会派代表者会議	—	9	88.9	-	
		文教福祉委員会	【勉強会】 ・手話言語条例	7	100.0	-	
	17	議会運営委員会	・臨時会の会期 ・議会活性化推進特別委員会からの報告 ・広報広聴委員会及び予算決算委員会の設置例規整備	8	100.0	38	
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	【勉強会】 ・つくばセンタービルリニューアル ・つくば駅周辺のエリアマネジメント団体	28	85.7	-	
		臨時会	・会期の決定 ・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	28	100.0	308	
		総務委員会	・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	7	100.0	12	
	21	文教福祉委員会	・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	7	100.0	37	
		市民経済委員会	・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	6	100.0	11	
		都市建設委員会	・補正予算(コロナ関連) ・工事請負契約	7	100.0	45	
	8	17	道路・公共交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会	・圏央道4車線化及び国道6号バイパス国道125号バイパスの進捗状況 ・TX沿線開発地区の令和2年度事業概要 ・通学路の整備状況	9	77.8	95
		19	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		文教福祉委員会	・9月定例会の委員会運営について	7	85.7	-	
25		議会運営委員会	・令和2年9月定例会の会期、運営 ・同定例会における議案等の委員会付託 ・決算認定案の質疑通告 ・会議規則	8	100.0	47	
27		決算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置	28	100.0	5	
		高工ネ研南側未利用地調査特別委員会	・中間報告	27	100.0	10	
	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・中間報告	27	100.0	11		

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
9月 定例会		[8/27]	・会期の決定 ・報告、承認、認定、議案(報告、説明) ・決算特別委員会の設置	28	100.0	31
		[9/3]	・一般質問(8名)	28	100.0	391
		[9/4]	・一般質問(7名)	28	96.4	355
		[9/7]	・一般質問(6名) ・総括質疑(認定、議案)	28	100.0	312
		[9/18]	・決算特別委員長、各常任委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、採決 ・特別委員会中間報告	28	100.0	94
9	7	決算特別委員会 議会運営委員会	・決算認定に係る質疑 ・議案等審査付託表資料の訂正	28 8	100.0 100.0	24 3
	9	総務委員会 決算特別委員会総務分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	93
		文教福祉委員会 決算特別委員会文教福祉分科会	・議案、請願の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	271
	10	決算特別委員会市民経済分科会 都市建設委員会	・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査 ・議案の審査	5 7	100.0 100.0	95 172
		決算特別委員会都市建設委員会 文教福祉委員会	・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査 ・意見書	7	100.0	69
	15	決算特別委員会	・分科会委員長報告、討論、採決 ・決算特別委員会審査報告	28	100.0	48
	18	議会運営委員会	・追加議案等の委員会付託省略	8	100.0	6
10	7	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
11	18	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	20	議会運営委員会	・臨時会の会期 ・臨時会における議案等の委員会付託省略 ・通称名	8	100.0	13
	25	会派代表者会議 議会運営委員会	— ・議案の訂正	9 8	77.8 100.0	- 2
		臨時会	・会期の決定 ・報告(専決処分)、議案(条例)	28	85.7	7
	30	会派代表者会議 議員説明会	— ・改選に伴う説明会	12 -	100.0 -	- -

資料2(令和2年)

◆議会の1年間(令和2年1月1日~12月31日:2020年) 新型コロナウイルスの状況下におけるもの

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
12月 定例会		【12/3】改選後最初の議会	・議長、副議長の選挙 ・議席の指定 ・各常任委員の選定	28	100.0	262
		【12/4】	・議案(説明)	28	96.4	2
		【12/11】	・一般質問(8名)	28	100.0	394
		【12/14】	・一般質問(8名)	28	100.0	395
		【12/15】	・一般質問(6名) ・総括質疑(議案) ・追加議案(副市長の選任)	28	100.0	332
		【12/25】	・各常任委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、採決 ・特別委員会の設置及び付託	28	100.0	120
12	3	議会運営委員会	・委員長、副委員長の互選 ・12月定例会の運営	8	100.0	4
		総務委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	8	100.0	18
		文教福祉委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	6	100.0	9
		市民経済委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	7	100.0	7
		都市建設委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	7	100.0	9
		予算決算委員会	・委員長、副委員長の選任	7	100.0	5
	4	全員協議会	・陸上競技場整備基本構想の検討状況 ・中心市街地の取組状況 ・R3年度~R5年度の財政推計	27	100.0	-
	14	議会運営委員会	・一般質問における答弁の発言場所	28	96.4	136
		広報広聴委員会	—	8	87.5	1
	15	議会運営委員会	・議案の常任委員会付託及び省略 ・提案理由の説明などの発言場所	8	87.5	-
		予算決算委員会理事会	・補正予算	8	100.0	29
	23	予算決算委員会	・補正予算	10	100.0	-
		会派代表者会議	—	27	100.0	-
		予算決算委員会	・補正予算	12	100.0	-
	25	全員協議会	・陸上競技場基本構想 ・中心市街地の取組状況	27	100.0	-
		議会運営委員会	・追加議案等の委員会付託省略 ・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙 ・特別委員会の設置	27	100.0	-
		広報広聴委員会	—	28	100.0	98
		ジオパーク推進特別委員会	・委員長、副委員長の互選	8	100.0	22
中心市街地まちづくり調査特別委員会		・委員長、副委員長の互選	8	87.5	-	
高エネ研南側未利用地調査特別委員会		・委員長、副委員長の互選	9	100.0	2	
			27	100.0	7	
			27	100.0	5	

令和元年度(2019年度)分政務活動費会派別執行状況一覧

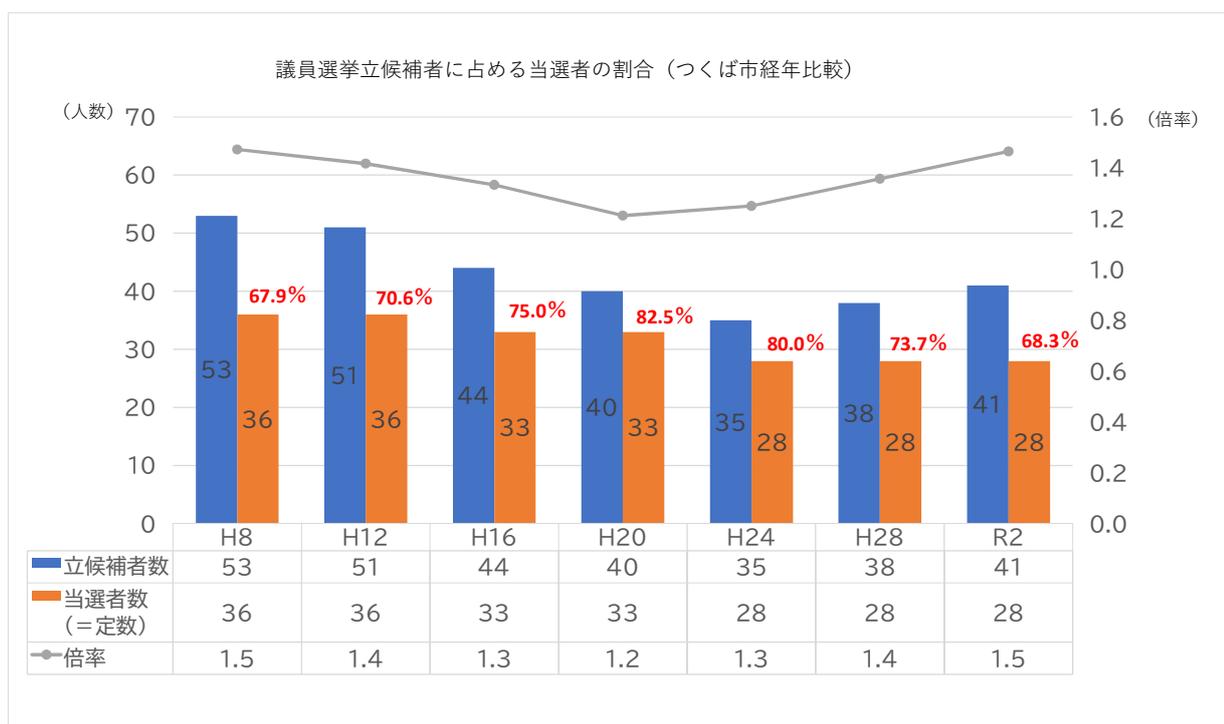
(単位 円)

会派名		自民つくばクラブ・新しい風	つくば市政クラブ	つくば・市民ネットワーク	公明党	日本共産党	つくば政清会	新社会党	山中八策の会	創生クラブはがくれ
構成人数		7人	6人	4人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
収入	交付額	2,520,000	2,160,000	1,440,000	1,080,000	1,080,000	720,000	360,000	360,000	360,000
支出	研究研修費			42,914	116,849	303,187		1,300	242,608	17,802
	調査旅費	1,649,784	608,124		20,506	23,833	618,820			
	資料作成費	292,196	1,758	212,456	6,528	12,054	20,951	27,536		
	資料購入費	240,046	394,809	228,822	357,648	390,959	107,568	194,736	169,608	53,358
	広報費	428,428	1,189,877	404,184	328,900	133,961		175,070		326,573
	広聴費					16,784				
	人件費									
	事務所費									
	支出額計	2,610,454	2,194,568	888,376	830,431	880,778	747,339	398,642	412,216	397,733
返還金				551,624	249,569	199,222				

※政務活動費は各会派に対して、各月1日における所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を交付しています。

※支出額が交付額を超えている場合、超えた金額は会派負担となっています。

議員選挙立候補者に占める当選者の割合（つくば市経年比較）



年度	立候補者数	当選者数 (=定数)	倍率	割合	有権者数	投票率	立候補者 年齢 (最小)	立候補者 年齢 (最高)	立候補者 平均年齢	当選者平 均年齢	選挙執行日
H7(補欠)	8	2	4.0	25.0	110,908	59.27	32	67	55.7	56.5	H7.12.17
H8	53	36	1.5	67.9	112,366	65.72	28	76	53.8	54	H8.11.17
H12	51	36	1.4	70.6	119,381	64.67	32	80	55.9	55	H12.11.12
H16	44	33	1.3	75.0	148,398	61.05	26	84	55.3	54.9	H16.11.14
H20	40	33	1.2	82.5	156,184	58.44	30	88	55.4	56.1	H20.10.26
H24	35	28	1.3	80.0	163,489	54.53	39	70	57.3	55.6	H24.10.28
H28	38	28	1.4	73.7	174,956	53.31	32	74	55.1	56.3	H28.11.13
R2	41	28	1.5	68.3	185,204	51.6	26	78	52.8	54.1	R2.10.25

議員選挙立候補者に占める当選者の割合（他自治体比
施行時特例市

自治体名	選挙執行日	定数	候補者数	倍率	順位
つくば市	R2.10.25	28	41	1.46	1
所沢市	H31.4.21	33	48	1.45	2
平塚市	H31.4.21	26	36	1.38	3
小田原市	H31.4.21	27	37	1.37	4
茨木市	R3.1.24	28	38	1.36	5
岸和田市	H31.4.21	24	32	1.33	6
沼津市	H31.4.21	28	36	1.29	7
春日部市	H30.4.15	32	41	1.28	8
宝塚市	H31.4.21	26	33	1.27	9
茅ヶ崎市	H31.4.21	28	35	1.25	10
大和市	H31.4.21	28	35	1.25	10
長岡市	H31.4.21	34	41	1.21	12
四日市市	H31.4.21	34	41	1.21	12
佐賀市	H29.10.15	36	43	1.19	14
太田市	H31.4.21	30	35	1.17	15
春日井市	H31.4.21	32	37	1.16	16
加古川市	H30.6.24	31	35	1.13	17
上越市	R2.4.26	32	36	1.13	18
厚木市	R1.7.7	28	31	1.11	19
草加市	H30.10.28	28	31	1.11	19
熊谷市	H31.4.21	30	33	1.10	21
伊勢崎市	R2.4.22	30	32	1.07	22
富士市	H31.4.21	32	33	1.03	23

資料5

県内市(10万人以上)

自治体名	選挙執行日	定数	候補者	倍率	順位
つくば市	R2.10.25	28	41	1.46	1
つくばみらい市	R2.2.9	18	24	1.33	2
土浦市	H31.4.21	24	31	1.29	3
取手市	R2.1.26	24	31	1.29	3
水戸市	H31.4.21	28	34	1.21	5
ひたちなか市	R1.10.27	25	30	1.20	6
守谷市	R2.2.2	20	23	1.15	7
古河市	H31.4.21	24	27	1.13	8
日立市	H31.4.21	28	31	1.11	9
筑西市	H31.4.21	24	25	1.04	10

人口23~27万人の市区町村(+流山市)

自治体名	選挙執行日	定数	候補者	倍率	順位
渋谷区	H31.4.21	34	55	1.62	1
港区	H31.4.21	34	55	1.62	1
八尾市	H31.4.21	28	39	1.39	3
松本市	H31.4.21	31	42	1.35	4
佐世保市	H31.4.21	33	44	1.33	5
徳島市	H31.4.21	30	40	1.33	5
文京区	H31.4.21	34	44	1.29	7
下関市	H31.2.3	34	44	1.29	7
つくば市	R2.10.25	32	41	1.28	9
山形市	H31.4.21	33	41	1.24	10
府中市	H31.4.21	30	37	1.23	11
函館市	H31.4.21	27	33	1.22	12
調布市	H31.4.21	28	34	1.21	13
市原市	R1.6.2	32	38	1.19	14
福井市	H31.4.21	32	36	1.13	15
流山市	H31.4.21	28	30	1.07	16

他自治体比較（追加調査分）

議員報酬等の状況（他自治体比較）

人口23～27万人の市区町村（+流山市）

資料6

自治体名	人口 (R3.4.1)	順位	自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位	自治体名	1人あたり 政務活動費 (年間)	順位	政務活動費の支給先
市原市	273,427	1	文京区	34	1	渋谷区	920,300	1	文京区	785,200	1	山形市	640,000	1	渋谷区	16,448,062	1	港区	13,830,996	1	渋谷区	10,921,885	1	渋谷区	2,400,000	1	会派（議員1人で構成される場合を含む）
八尾市	264,867	2	渋谷区	34	1	文京区	916,100	2	港区	780,200	2	福井市	630,000	2	港区	16,000,842	2	渋谷区	13,722,506	2	港区	10,826,184	2	港区	1,800,000	2	会派
府中市	260,508	3	港区	34	1	港区	902,600	3	渋谷区	767,800	3	渋谷区	611,100	3	文京区	15,310,321	3	文京区	13,122,655	3	山形市	10,742,400	3	福井市	1,800,000	2	会派又は議員
福井市	260,322	4	下関市	34	1	福井市	740,000	4	山形市	690,000	4	港区	610,700	4	山形市	12,420,900	4	山形市	11,581,650	4	福井市	10,514,700	4	文京区	1,680,000	4	会派又は議員
港区	258,821	5	山形市	33	5	山形市	740,000	4	福井市	670,000	5	八尾市	610,000	5	福井市	12,350,600	5	福井市	11,182,300	5	八尾市	10,467,600	5	山形市	1,200,000	5	各議員
下関市	256,400	6	佐世保市	33	5	徳島市	714,000	6	八尾市	650,000	6	徳島市	606,000	6	八尾市	12,012,000	6	八尾市	11,154,000	6	文京区	9,950,622	6	市原市	1,080,000	6	会派
徳島市	251,403	7	市原市	32	7	八尾市	700,000	7	徳島市	647,000	7	文京区	595,400	7	府中市	11,349,000	7	徳島市	10,248,480	7	市原市	9,745,080	7	徳島市	840,000	7	議員
函館市	250,022	8	福井市	32	7	佐世保市	662,000	8	佐世保市	602,000	8	佐世保市	563,000	8	徳島市	11,309,760	8	調布市	10,126,800	8	調布市	9,603,000	8	八尾市	840,000	7	会派又は議員
山形市	246,421	9	松本市	31	9	下関市	655,000	9	下関市	590,000	9	市原市	562,000	9	市原市	11,236,320	9	市原市	10,074,540	9	府中市	9,603,000	8	下関市	600,000	9	会派
佐世保市	243,997	10	徳島市	30	10	府中市	650,000	10	市原市	581,000	10	調布市	550,000	10	調布市	11,174,400	10	府中市	9,952,200	10	徳島市	9,599,040	10	佐世保市	600,000	9	会派
つくば市	242,866	11	府中市	30	10	市原市	648,000	11	調布市	580,000	11	府中市	550,000	10	函館市	10,924,200	11	函館市	9,710,400	11	佐世保市	8,924,958	11	府中市	540,000	11	会派（政務活動費の支給のみ、1人会派を認める）
調布市	238,087	12	つくば市	28	12	調布市	640,000	12	府中市	570,000	12	下関市	545,000	12	佐世保市	10,494,355	12	佐世保市	9,543,205	12	佐世保市	8,843,400	12	函館市	540,000	11	会派
松本市	237,484	13	調布市	28	12	函館市	630,000	13	函館市	560,000	13	函館市	510,000	13	下関市	10,281,863	13	下関市	9,261,525	13	下関市	8,555,138	13	流山市	480,000	13	会派又は会派に所属しない議員
渋谷区	230,231	14	八尾市	28	12	松本市	617,000	14	松本市	554,000	14	松本市	497,000	14	松本市	9,780,993	14	松本市	8,782,285	14	松本市	7,878,693	14	つくば市	360,000	14	会派（議員1人で構成される場合を含む）
文京区	226,653	15	流山市	28	12	流山市	547,900	15	流山市	488,100	15	流山市	458,250	15	流山市	9,369,090	15	流山市	8,346,510	15	流山市	7,836,076	15	調布市	300,000	15	会派
流山市	201,284	16	函館市	27	16	つくば市	547,000	16	つくば市	480,000	16	つくば市	447,000	16	つくば市	8,702,770	16	つくば市	7,636,800	16	つくば市	7,111,770	16	松本市	250,000	16	会派

議員活動（R2実績）の状況（他自治体比較）

人口23～27万人の市区町村+流山市

自治体名	定例会		臨時会		常任委員会		議会運営委員会	特別委員会		総開催日数	順位	自治体名	市長提出議案			議員提出議案			請願受理 件数	陳情受理 件数	総合計	順位	自治体名	審議会開催日 (直近)
	会期日数	開催日数	会期日数	開催日数	委員会数	開催日数	開催日数	委員会数	開催日数				可決数	否決数	修正可決数	可決数	否決数	修正可決数						
文京区	355	355	0	0	4	55	20	3	17	447	1	下関市	255	0	0	1	0	0	3	20	279	1	港区	R3.2.12
渋谷区	97	17	2	2	4	142	50	6	66	277	2	佐世保市	208	0	0	4	0	0	6	15	233	2	府中市	R3.2.9
港区	79	79	1	1	4	103	26	7	53	262	3	渋谷区	73	0	0	108	12	0	6	20	219	3	下関市	R2.11.20
佐世保市	63	25	3	3	4	99	19	4	22	168	4	松本市	181	0	0	15	0	0	8	9	213	4	渋谷区	R2.11.10
山形市	82	17	3	3	4	94	32	2	15	161	5	函館市	160	0	0	16	11	0	0	1	188	5	文京区	R1.11.25
八尾市	136	20	11	3	5	57	25	1	9	114	6	徳島市	158	0	0	21	3	0	2	1	185	6	調布市	R1.11.12
徳島市	64	20	2	2	4	43	20	5	22	107	7	文京区	70	0	0	12	0	0	45	47	174	7	松本市	H31.4.21
つくば市	99	23	4	4	5	32	25	9	20	104	8	流山市	129	0	0	21	11	0	2	10	173	8	八尾市	H29.1.17
松本市	80	20	4	4	4	29	30	4	19	102	9	港区	132	0	0	7	0	0	11	17	167	9	流山市	H27.10.29
調布市	86	21	1	1	4	45	20	3	10	97	10	つくば市	147	1	0	10	2	0	4	0	164	10	函館市	H26.12.16
市原市	137	24	0	0	4	34	15	3	23	96	11	市原市	134	0	0	7	0	0	2	21	164	10	山形市	H20.11.4
下関市	86	25	6	4	4	31	23	2	12	95	12	調布市	107	0	0	26	1	0	0	22	156	12	福井市	H19.2.20
府中市	95	20	2	2	4	22	13	6	30	87	13	府中市	111	0	0	6	1	0	0	22	140	13	徳島市	H15.10.29
流山市	96	20	0	0	4	22	19	4	25	86	14	山形市	110	0	0	10	1	0	7	5	133	14	市原市	H15.10.21
函館市	57	19	4	4	3	6	19	2	32	80	15	八尾市	113	0	1	10	0	0	6	1	131	15	つくば市	H13
福井市	88	19	0	0	4	20	20	4	13	72	16	福井市	117	0	0	6	0	0	5	2	130	16	佐世保市	H20.1

※ 文京区は、地方自治法102条の2により、通年会期

改定率 他自治体比較

資料7

自治体名	議長					副議長					議員(常任委員長及び議会運営委員長)					議員				
	現行			現行前		現行			現行前		現行			現行前		現行			現行前	
	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日
平均	610,719		1.76%	606,495		546,848		1.78%	541,705		458,000		-2.14%	468,000		510,610		1.81%	504,568	
つくば市	547,000	H6.4.1	9.62%	499,000	H3.1.1	480,000	H6.4.1	9.59%	438,000	H3.1.1						447,000	H6.4.1	9.83%	407,000	H3.1.1
伊勢崎市	555,000	H17.1.1				505,000	H17.1.1									485,000	H17.1.1			
太田市	560,000	H19.4.1				515,000	H19.4.1									485,000	H19.4.1			
熊谷市	542,000	H25.1.1	-2.17%	554,000	H10.10.1	470,000	H25.1.1	-2.08%	480,000	H10.10.1	458,000	H25.1.1	-2.14%	468,000	H10.10.1	450,000	H25.1.1	-2.17%	460,000	H10.10.1
所沢市	660,000	H8.4.1	10.00%	600,000	H4.10.1	580,000	H8.4.1	9.43%	530,000	H4.10.1						560,000	H8.4.1	9.80%	510,000	H4.10.1
春日部市	537,000	H22.4.1	-0.19%	538,000	H8.1.1	478,000	H22.4.1	-0.21%	479,000	H8.1.1						450,000	H22.4.1	-0.22%	451,000	H8.1.1
草加市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし
平塚市	615,000	H16.4.1	-1.13%	622,000	H15.4.1	540,000	H16.4.1	-1.10%	546,000	H15.4.1						502,000	H16.4.1	-0.99%	507,000	H15.4.1
小田原市	586,000	H16.4.1	-0.51%	589,000	H9.10.1	511,000	H16.4.1	-0.58%	514,000	H9.10.1						475,000	H16.4.1	-0.63%	478,000	H9.10.1
茅ヶ崎市	560,000	H10.7.1	1.82%	550,000	H8.4.1	484,000	H10.7.1	1.89%	475,000	H8.4.1	459,000	H10.7.1	1.77%	451,000	H8.4.1	453,000	H10.7.1	1.80%	445,000	H8.4.1
厚木市	566,000	H8.4.1	3.85%	545,000	H5.4.1	490,000	H8.4.1	3.81%	472,000	H5.4.1						452,000	H8.4.1	3.91%	435,000	H5.4.1
大和市	549,000	H22.12.1	-0.18%	550,000	H21.12.1	466,000	H22.12.1	-0.21%	467,000	H21.12.1						439,000	H22.12.1	-0.23%	440,000	H21.12.1
長岡市	624,000	H27.5.1	2.63%	608,000	H22.4.1	563,000	H27.5.1	2.93%	547,000	H22.4.1	526,000	H27.5.1	3.14%	510,000	H22.4.1	526,000	H27.5.1	3.14%	510,000	H22.4.1
上越市	529,400	H28.4.1	0.38%	527,400	H23.4.1	468,400	H28.4.1	0.43%	466,400	H23.4.1	440,800	H28.4.1	0.46%	438,800	H23.4.1	440,800	H28.4.1	0.46%	438,800	H23.4.1
沼津市	600,000	H19.4.1	-1.48%	609,000	H15.1.1	537,000	H19.4.1	-1.47%	545,000	H15.1.1						493,000	H19.4.1	-1.40%	500,000	H15.1.1
富士市	653,000	H25.4.1	-1.06%	660,000	H8.1.1	594,000	H25.4.1	-1.00%	600,000	H8.1.1						524,000	H25.4.1	-1.13%	530,000	H8.1.1
春日井市	646,000	H30.4.1	0.94%	640,000	H27.4.1	584,000	H30.4.1	0.86%	579,000	H27.4.1						536,000	H30.4.1	0.75%	532,000	H27.4.1
四日市市	693,000	H30.4.1	0.29%	691,000	H18.4.1	631,000	H30.4.1	0.32%	629,000	H18.4.1						591,000	H30.4.1	0.34%	589,000	H18.4.1
岸和田市	660,000	H6.4.1	10.92%	595,000	H3.9.1	630,000	H6.4.1	11.50%	565,000	H3.9.1						600,000	H6.4.1	11.11%	540,000	H3.9.1
茨木市	758,000	H23.4.1	-0.26%	760,000	H6.12.1	708,000	H23.4.1	-0.28%	710,000	H6.12.1	668,000	H23.4.1	-0.30%	670,000	H6.12.1	664,000	H23.4.1	0.15%	663,000	H6.12.1
加古川市	673,000	R2.4.1	0.90%	667,000	H28.1.1	610,000	R2.4.1	0.99%	604,000	H28.1.1						563,000	R2.4.1	0.90%	558,000	H28.1.1
宝塚市	711,700	H27.4.1	-1.02%	719,000	H24.4.1	639,400	H27.4.1	-1.02%	646,000	H24.4.1						587,000	H27.4.1	-1.01%	593,000	H24.4.1
佐賀市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし

人口23~27万人の市区町村(+流山市)

自治体名	議長					副議長					議員(常任委員長及び議会運営委員長)					議員				
	現行			現行前		現行			現行前		現行			現行前		現行			現行前	
	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日
平均	712,193		1.84%	736,267		634,353		1.73%	650,556		587,938		1.45%	609,675		571,910		1.75%	576,589	
文京区	916,100	R2.1.1	-0.58%	921,400	H29.12.7	785,200	R2.1.1	-0.58%	789,800	H29.12.7	644,300	R2.1.1	-0.59%	648,100	H29.12.7	595,400	R2.1.1	-0.58%	598,900	H29.12.7
調布市	640,000	H7.12.1	11.89%	572,000	H3.10.1	580,000	H7.12.1	12.40%	516,000	H3.10.1	550,000	H7.12.1	11.56%	493,000	H3.10.1	550,000	H7.12.1	11.56%	493,000	H3.10.1
渋谷区	920,300	H29.12.1	0.10%	919,400	H28.12.1	767,800	H29.12.1	0.10%	767,000	H28.12.1	644,400	H29.12.1	0.09%	643,800	H28.12.1	621,300	H29.12.1	0.10%	620,700	H28.12.1
徳島市	714,000	H11.4.1	1.85%	701,000	H8.4.1	647,000	H11.4.1	1.57%	637,000	H8.4.1						606,000	H11.4.1	1.51%	597,000	H8.4.1
港区	902,600	R2.1.1	-0.55%	907,600	H29.4.1	780,200	R2.1.1	-0.64%	785,200	H29.4.1	649,800	R2.1.1	-0.61%	653,800	H29.4.1	610,700	R2.1.1	-0.65%	614,700	H29.4.1
府中市	650,000	H7.9.1	10.17%	590,000	H4.4.1	570,000	H7.9.1	9.62%	520,000	H4.4.1	560,000	H27.4.1				550,000	H7.9.1	5.77%	520,000	H4.4.1
市原市	648,000	H16.1.1	-4.00%	675,000	H8.4.1	581,000	H16.1.1	-3.97%	605,000	H8.4.1						562,000	H16.1.1	-3.93%	585,000	H8.4.1
福井市	740,000	H13.4.1	5.71%	700,000	H5.4.1	670,000	H13.4.1	5.51%	635,000	H5.4.1						630,000	H13.4.1	5.00%	600,000	H5.4.1
八尾市	700,000	H7.7.1	9.38%	640,000	H3.10.1	650,000	H7.7.1	8.33%	600,000	H3.10.1						610,000	H7.7.1	8.93%	560,000	H3.10.1
松本市	617,000	H27.4.1	-2.06%	630,000	H23.12.1	554,000	H27.4.1	-1.95%	565,000	H23.12.1						497,000	H27.4.1	-1.97%	507,000	H23.12.1
佐世保市	662,000	H16.4.1	-1.05%	669,000	H9.1.1	602,000	H16.4.1	-0.99%	608,000	H9.1.1	573,000	H16.4.1	-1.04%	579,000	H9.1.1	593,000	H16.4.1	4.22%	569,000	H9.1.1
山形市	740,000	H27.5.1	-3.90%	770,000	H7.5.1	690,000	H27.5.1	-4.17%	720,000	H7.5.1						640,000	H27.5.1	-4.48%	670,000	H7.5.1
函館市	630,000	H9.1.1	3.28%	610,000	H7.1.1	560,000	H9.1.1	3.70%	540,000	H7.1.1	510,000	H9.1.1	4.08%	490,000	H7.1.1	510,000	H9.1.1	4.08%	490,000	H7.1.1
下関市	655,000	H25.4.1	-2.96%	675,000	H19.2.13	590,000	H25.4.1	-3.28%	610,000	H19.2.13	572,000	H25.4.1	-3.38%	592,000	H19.2.13	545,000	H25.4.1	-3.54%	565,000	H19.2.13
流山市	547,900	H28.4.1	0.30%	546,250	H23.12.1	488,100	H28.4.1	0.30%	486,650	H23.12.1						458,250	H28.4.1	0.30%	456,900	H23.12.1

……H28.4.1以降に改定しているもの

改定率 他自治体比較

資料7

県内市町村+TX沿線市

自治体名	議長					副議長					議員(常任委員長及び議会運営委員長)					議員				
	現行			現行前		現行			現行前		現行			現行前		現行			現行前	
	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日	月額(円)	適用年月日	改定率(%)	月額(円)	適用年月日
平均	525,000		4.31%	507,500		473,778		6.21%	450,000		405,500		2.49%	401,000		439,778		6.10%	420,250	
水戸市	700,000	H10.4.1	2.19%	685,000	H8.12.1	630,000	H10.4.1	1.61%	620,000	H8.12.1						590,000	H10.4.1	1.72%	580,000	H8.12.1
日立市	615,000	H8.4.1	6.03%	580,000	H6.10.1	550,000	H8.4.1	6.80%	515,000	H6.10.1						510,000	H8.4.1	6.25%	480,000	H6.10.1
ひたちなか市	541,000	H8.1.1	7.34%	504,000	H6.11.1	504,000	H8.1.1	9.80%	459,000	H6.11.1						470,000	H8.1.1	9.30%	430,000	H6.11.1
土浦市	570,000	H8.4.1	6.94%	533,000	H5.10.1	500,000	H8.4.1	9.89%	455,000	H5.10.1						467,000	H8.4.1	9.37%	427,000	H5.10.1
古河市	500,000	H19.5.1				450,000	H19.5.1				400,000	H19.5.1				400,000	H19.5.1			
取手市	494,000	H6.10.1	2.28%	483,000	H5.4.1	444,000	H6.10.1	2.30%	434,000	H5.4.1	411,000	H6.10.1	2.49%	401,000	H5.4.1	411,000	H6.10.1	2.49%	401,000	H5.4.1
筑西市	449,000	H30.4.1	11.41%	403,000	H27.7.1	405,000	H30.4.1	10.96%	365,000	H27.7.1						381,000	H30.4.1	11.08%	343,000	H27.7.1
守谷市	430,000	H15.4.1	-10.42%	480,000	H14.4.1	397,000	H15.4.1	-0.75%	400,000	H14.4.1						367,000	H15.4.1	-0.81%	370,000	H14.4.1
つくばみらい市	426,000	R2.4.1	8.67%	392,000	H27.4.1	384,000	R2.4.1	9.09%	352,000	H27.4.1						362,000	R2.4.1	9.37%	331,000	H27.4.1

……H28.4.1以降に改定しているもの

自治体名	直近近の開催	内容
水戸市	平成9年度	議員報酬について増額
日立市	最近なし	資料なし
ひたちなか市	平成9年度	議員報酬について据置
土浦市	平成16年度	助役、収入役について引下げ
古河市	平成18年度	資料なし
取手市	平成10年度	資料なし
筑西市	平成29年度	議員報酬について増額
守谷市	令和2年度(毎年度開催) 議員報酬は平成28年度	議員報酬について据置
つくばみらい市	令和元年度	議員報酬について増額

番号	件名	紹介議員
請願31第1号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を国に提出することを求める請願書	山本 美和
請願31第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書	金子 和雄 滝口 隆一
請願31第3号	「核兵器禁止条約」への参加(調印・批准)を求める意見書の提出を求める請願書	橋本 佳子 金子 和雄 北口 ひとみ
請願31第4号	春日旧消防本部棟及び消防署跡地を商工会へ貸与することに関する請願書	五頭 康誠
請願31第5号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制堅持のための政府予算にかかる意見書採択を求める請願書	木村 修寿
請願31第6号	市内の聴覚障害児への教育環境改善に関する請願書	山中 真弓
請願2第1号	女子差別撤廃条約選択議定書の速やかなに準を求める意見書を国に提出することを求める請願書	橋本 佳子 金子 和雄
請願2第2号	国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の採択、提出を求める請願書	橋本 佳子
請願2第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制堅持のための政府予算にかかる意見書採択を求める請願書	木村 修寿
請願2第4号	国の責任による少人数学級の前進を求める請願書	宇野 信子 滝口 隆一 山中 真弓



請願 31第 1 号

2019年2月12日

つくば市議会議長 神谷 大蔵 様

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を国に提出することを求める請願書

請願者 住所 茨城県つくば市 [REDACTED]

[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

紹介議員 (署名)

山本美和

○請願趣旨

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁致しました。1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから22年が経過しましたが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っておりません。

最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判では見出すことは困難とされ、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねました。しかしながら今日に至るまで議論が進まない状況にあります。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど不都合をこうむる人が一定数いることも事実です。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務であると考えます。実際つくばには研究者や医師等の資格職者が多く、夫婦別姓の選択を望む声が増えています。

以上の理由から、国の関係機関への選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書をつくば市議会として国に提出することを請願致します。

○請願事項

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を、つくば市議会から国へ提出すること

2019年 2月 12日

つくば市議会議長 神谷 大蔵様



国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

請願団体代表 [Redacted]

つくば市 [Redacted]

連絡先: [Redacted]

請願団体

土浦民主商工会 代表 [Redacted] つくば市 [Redacted]	新日本婦人の会つくば支部 代表 [Redacted] つくば市 [Redacted]
全日本年金者組合つくば支部 代表 [Redacted] つくば市 [Redacted]	つくば生活と健康を守る会 代表 [Redacted] つくば市 [Redacted]

【紹介議員】

金子 和雄
滝口 隆一

【請願趣旨】

政府は、賃金上昇などを「景気回復」の根拠にして2019年10月のからの消費税率の10%引き上げを決めましたが、最近になって「毎月勤労統計」のデータの信ぴょう性が問題となり、「景気後退」の可能性が高く増税の根拠が崩れてきています。2014年に消費税率が8%に引き上げられて以降、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。その上、社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。

税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円=1世帯当たり8万円の増税という試算が出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%に増税された時以上に景気の落込みが懸念されます。

税率引き上げと同時に導入される「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費などは10%となり増税となるなど8%と10%の線引きは複雑で分かりにくいものとなります。

さらに、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

消費税には、①所得の少ない人ほど負担が大きい、②転嫁が困難な中小業者の営業を壊す、③消費を直撃して景気を悪くするという問題点があります。

消私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

【請願事項】

- 一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと



請願 3 / 第 3 号

「核兵器禁止条約」への参加(調印・批准)を求める意見書の提出を求める請願書

2019年6月4日

つくば市議会議長 神谷 大蔵 様

請願団体 原水爆禁止筑波研究学園都市実行委員会

代表者

連絡先 茨城県つくば市

FAX 029

紹介議員

橋本 佳子
金子 和雄、北河ひとみ

<請願趣旨>

私たちは、つくば市内の各団体、個人が協力して原水爆の禁止を求めて、約40年間に渡り国民平和大行進の取り組み、原水爆禁止世界大会への代表参加、反核署名活動などを行ってきました。

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2に当たる122か国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器又は核爆発装置を配置し、設置し、又は配備することを禁止しています。2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国は70か国、批准国は23か国にひろがっています。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、2017年ノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与されました。平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決しました。

私たちは、戦争による被爆国である日本国政府が憲法の平和理念と非核三原則の厳守を世界に宣言し、核兵器のない平和な日本、世界の実現のため「核兵器禁止条約」への参加(調印・批准)することを求めます。

以上のことから、貴議会から政府・関係機関への意見提出を求め請願します。

<請願事項>

「核兵器禁止条約」に参加(調印・批准)を求める意見書を、政府・関係機関に提出すること。



請願 31 第 4 号

令和元年 6 月 5 日

つくば市議会議長 神谷 大蔵 様

春日旧消防本部棟及び消防署跡地を商工会へ貸与することに関する請願書

請願者 住所 つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階

氏名 つくば市商工会

会長 櫻井 姚

連絡先 029-879-8200

紹介議員 (署名)

五頭泰誠

○請願趣旨

商工会は、地域の商工業者の総合的な振興発展や小規模事業者の金融・税務・労務等の経営支援等を目的に、各種事業を実施する商工会法に定められた非営利法人であり、地域に密着した唯一の総合経済団体であります。県・市をはじめとして関係団体と協力して各種事業を実施し、まちづくりの一翼を担っているところです。

さて、当商工会は、業務の効率化を図るため、市の大穂庁舎 2 階に事務所を置き、事業を行っております。しかし、大穂庁舎には、研修会やセミナー、理事会等を開催できる会議室がなく、離れた桜商工会館を活用しておりますが、ここも駐車場が狭く、十分ではありません。また、大穂庁舎は、つくば市全体から見ると北部にあります。荃崎地区の会員からは遠くに位置しており、相談等をはじめ迅速な対応が難しい状況にありますし、新規事業者にとって、分かりにくい場所でもあります。さらに、商工会と関係の深い、つくば市やつくば研究支援センター等とも離れております。

そのため、今後の商工会の事業展開を考慮し、商工会事務所を中心部に移転したく考えております。現在、春日の旧消防本部棟及び消防署跡地については使用されておられませんので、跡地の有効利用も兼ねて、商工会事務所として活用したいと考えております。

以上の趣旨から、下記事項についてお願いいたします。

○請願事項

春日旧消防本部棟及び消防署跡地を、つくば市商工会に貸与すること。



請願 3 / 第 5 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

つくば市 議会議長 神谷 大蔵 様

2019年8月 19日

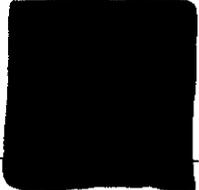
紹介議員氏名 木村 修寿

団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F

請願代表者

氏 名



ほか

678

名

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための

政府予算に係る意見書採択を求める請願

請 願 主 旨

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、教職員の定数改善を行うことにより、教職員の働き方改革もすすみます。教職員が余裕をもって学校教育にあたれるようになり、教育の質を高められます。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2020年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請 願 事 項

1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。



請願 31 第 6 号

令和元年 8 月 27 日

つくば市議会議長 神谷 大蔵様

市内の聴覚障害児への教育環境改善に関する請願書

請願者 つくば市

つくみみ会 (つくば市難聴児の親の会)

会長

紹介議員

山中 真弓

請願趣旨

聴覚障害児は、その重症度にかかわらず、発達初期から耳(聴覚)からの情報入力への制約があることにより、音声を主たるコミュニケーション手段とする社会生活において多くの困難とハンディキャップを負います。聴覚障害の早期発見や援助技術は進歩してきていますが、補聴器や人工内耳などによって障害されている聴覚を補助したとしても、日本語リテラシー(読み・書き)の発達には特徴的な未熟さや課題が残ることがわかっています。置かれている教育環境にいかにか適切かつ必要な工夫が施されるかが、聴覚障害児の良好な発達を左右する大きな課題となっています。たとえ軽度の聴覚障害であったとしても、個人の努力だけでは就学や就労を含む社会参加の制約や生活の質(QOL)の低下が生じてしまいます。特に、聴覚障害は、対人交流や情報収集スキル、ひいては人格形成にも大きな影響を与える特徴をもつ障害であり、より良い予後を得るためには、少しでも早くよりよい聞こえの環境を整え、多様性の担保された人生経験を積んでいくことが重要になります。

現在、重度の聴覚障害児には、人工内耳を装用するか、補聴器を装用するかの二つの選択肢があります。補聴器の場合、音を振動・増幅させる機能に障害がある場合(伝音性難聴)に最も効果を上げますが、音を電気信号に変えて神経や脳に伝える部分に障害がある場合(感音性難聴)、人工内耳を装用するしか聴覚を向上させる手段はありません。

人工内耳の手術を乳幼児期の早期に行うことによって、手話に頼った狭い人間関係ではない一般社会生活に開かれた人生設計が可能となります。手術は、1994年に健康保険が適応され、1998年には小児の適応基準が2歳以上となり、2014年2月には生後12か月以上とさらに適用拡大されました。これにより、現在では年間1000件以上の手術が行われるまでになり、その約5割が10歳未満の小児で、未就学児童はその中の半数ほどにまで増えています。今後も聴覚障害者のなかで人工内耳を装用する人の比率は増加の一途をたどると考えられます。

しかし、人工内耳の装用かかる経費は、手術をすれば終わりというわけにはいきません。体外装置は成長に合わせて買い替えなければならず（補足説明資料1を参照）、電子機器のため汗や雨、埃に弱く、幼児がのびのびと日常の中で遊んだ場合には容易に壊れ、そのたびに買い直さねばならず、経済的負担はかなりのものになっています。

現在、補聴器については購入費用が助成され、耐用年数により再購入の助成も認められています。しかし人工内耳は、補聴器と同様かそれ以上の機能が期待できるものでありながら、修理や再購入の費用は自己負担することになっています。小・中学校に通う子どもたちにとっては、新しい機種により良い聞こえが得られることによって、健聴児と同様の言語発達や学力向上、あるいは健常児と同様の集団交流の機会などを得ることが見込めますが、装用手術に保健が適用されるだけでは、装用児の家族の経済的負担は十分に軽減されたとはいえません。

一方、軽度・中等度の聴覚障害児には、補聴器を装用するという対処しか取り得る選択肢が用意されていません。補聴器については購入を助成する制度（軽度・中等度難聴児補聴器購入補助制度）があり、人工内耳に比べれば経済的負担は少ないとは言えるものの、現状では補聴器購入とイヤーマールド（耳型）購入の2つのみが助成対象となっているに過ぎません。

以上のように、聴覚障害児を持つ家庭は、その程度に関わらず、聴覚を補助する装具を購入するだけでかなりの経済的負担を余儀なくされている現状があります。しかしながら、補聴器も人工内耳も、静寂な環境の中での1対1での会話に対しては大きな機能を発揮しますが、教育現場のような騒がしい1対多の議論の場や雑多な環境下においてはただ装用しているだけでは十分な効果を発揮しない特徴を持っているのです。そこで必要不可欠となるのが、送信機（マイク）と受信機を備えた「補聴援助システム」です。

補聴援助システムは、話し手が送信機（マイク）を持って話すと、受信機を付けた補聴器あるいは人工内耳にダイレクトに音声が入るシステムになっています。学校などの教育環境において難聴児が集団指示や学級組織の中での教員の教示を聞き漏らさないための唯一かつ有効な手立てとなるため、補聴器や人工内耳と共に導入することが必要不可欠となります。

ところが、補聴援助システムは、個人が負担するとなると購入が難しいほど高額で（補足説明資料2を参照）、軽・中等度難聴児の家族にはシステムを購入することを諦めている人が少なくありません。身体障害者手帳を交付される重度聴覚障害児に対しては特定補装具としての申請が通れば自己負担一割での購入が可能となっていますが、軽度・中等度聴覚障害児にとっても、補聴器や人工内耳がもつ機能的限界は共通しているため、よりよい教育環境を得るためには補聴援助システムの購入が促進されることが必要です。

教育現場では教師と生徒との間の距離や周囲の雑音があるため、聴覚障害児は補聴器や人工内耳だけでは十分な聴取ができず、補聴援助システムの併用は不可欠です。以前より、聾学校などでは、赤外線式やFM式（アナログ式）補聴援助システムが使用されてきましたが、

チャンネル干渉が生じやすい欠点がありました。最近使用されるようになったデジタル無線方式の補聴援助システムは、デジタル変調方式により音質が向上し、受信機と送信機間のペアリングによりチャンネル干渉が防止できる利点があります。デジタル無線方式の補聴援助システムが重症度に関係なく広く聴覚障害児に用いられるようになった上で、難聴学級に送信機（マイク）が1つ余分にあると、例えば教員と他の生徒、あるいは支援員などの3者での会話をより正確に聞き取ることができるようになり、聴覚障害児に多いディスカッション場面への参画機会を増やすことができます。

平成26年1月に批准された障害者権利条約では、第2条で合理的配慮が定められており、さらに、平成23年に改正された障害者基本法第24条では、障害者の経済的負担の軽減について言及されています。日本で唯一の視聴覚障害者を対象とした筑波技術大学があり、「世界の明日が見える町」「誰一人取り残さない」と謳うつくば市こそが、先陣を切って、是非とも聴覚障害児に対するよりバリアフリーな施策を具体的に講じていただきたく、お願いいたします。

請願項目

前項により、私たちは、この度つくば市に以下の三点を請願いたします。

- ①重度の聴覚障害児に対する人工内耳の装着とメンテナンスに要する経済的負担軽減のための助成制度の設立
- ②軽度・中等度難聴児補聴器購入補助制度にデジタル無線方式の補聴援助システム購入（タッチスクリーンマイク1台、受信機2台、オーディオシュー2台）助成を含める方向での拡充
- ③難聴学級のある竹園東小学校および竹園中学校にデジタル無線方式の補聴援助システム送信機（パスアラウンドマイク）を最低でも各学年に1つ設置、体育館などの広い場所で利用する補聴援助システム送信機（デジマスター7000）の設置、補聴援助システム送信機の充電器（チャージングラック）の設置



請願 2 第 / 号

2020年 2月7日

つくば市議会議長 神谷大蔵様

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を
国に提出することを求める請願書

請願団体

新日本婦人の会つくば支部 支部長

つくば市

電話 029

紹介議員

橋本 佳子
金子 和雄

【請願趣旨】

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」(1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年)の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准していますが、日本はまだ批准していません。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2019」によると、日本は153カ国のうち121位と未だ低い状況です。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となります。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割りであることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としています。

以上の理由から、国の関係機関への「女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」をつくば市議会として国に提出することを請願いたします。

【請願事項】

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書をつくば市議会から国へ提出すること



請願 2 第 2 号

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を
求める意見書」の採択、提出を求める請願書

紹介議員

~~滝口隆一~~
橋本 佳子

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める請願書

【請願の趣旨】

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止、を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく請願いたします。

【請願の理由】

一たび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。

日本の再審制度のあり方は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際に再審請求が認められておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度になっています。

多くの再審事件で一段階目の請求手続きにおいて、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性（一度確定したもの）を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を開ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審法の抱える主たる問題点は2つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立つべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解され、えん罪被害者を救い、「無実の人は無罪に!」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を促していただきたく心からお願い申し上げます。

参考までに、「意見書」（案）、日本弁護士連合会の「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、「再審法改正をめざす市民の会」発行のリーフレットを添付致します。

以上のとおり請願致します。

令和2年 5月 7日

請願者（代表者）

住所 茨城県水戸市

氏名

（日本国民救援会茨城県本部会長）

電話 029

つくば市議会議長 神谷大蔵様

えん罪被害者を一刻も早く救済するために 再審法の速やかな改正を求める決議

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。当連合会は、これまで数多くの再審事件支援に取り組んでおり、近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件で、それぞれ再審無罪判決を勝ち取ってきた。また、湖東事件、日野町事件では、再審開始決定という成果を上げ、湖東事件は再審開始が確定している。

このような再審事件の動向が全国的に報道されたこともあり、再審やえん罪被害に対する市民の関心は、これまでになく高まっている。

しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。そして、それは各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題である。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法（憲法13条）の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。そのためには、再審請求手続においても、再審請求人の主体性を尊重した適正な手続の保障が必要である（憲法31条）。ところが、現行の再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定は、わずか19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていない。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であることが改めて明らかになった。

通常審における証拠開示については、当連合会が提言している全面的証拠開示こそ実現していないものの、2004年（平成16年）の刑事訴訟法改正において証拠開示制度が明文化され、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正においてこれが拡充された。しかし、再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在しない。そのため、証拠開示の基準や手続が

明確ではなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、時に「再審格差」とも呼ばれるように、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮の在り方にも大きな差が生じている。

したがって、再審請求手続においても、再審請求人に対する手続保障を図り、その活動を実効あらしめるために、通常審において必要とされているのと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければならない。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによって、更に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が長期化しており、極めて深刻な状況となっている。例えば、当連合会が支援する事件のうち、名張事件や日野町事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は92歳、袴田事件の元被告人は83歳と、相当に高齢となっている。

そもそも、再審は、えん罪被害者を救済するための「最終手段」であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要がある。

当連合会は、これまでも、現行制度の運用改善や再審法改正の必要性を指摘し、1991年（平成3年）3月には「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表している。しかし、現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく、現在に至っている。

よって、当連合会は、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に対し、

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

を含む再審法の改正を速やかに行うよう求める。

当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、在るべき再審法の改正に向けて、全力を挙げて取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2019年（令和元年）10月4日
日本弁護士連合会

再審の

ルールを作ろう

再審のために、すべての証拠を開示せよ！
 検察官の不服申立てを禁止せよ！
 再審の手続きを整備しよう！



再審法改正をめざす市民の会
 〒160-0023 新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201
 桜井司法研究所 付託
 TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798
 www.rain-saishin.org Eメール: info@rain-saishin.org

運営委員

- ◎青木恵子 冤罪犠牲者の会共同代表、東住吉国賠原告
- ◎伊賀カズミ 日本国民救援会副会長、関西冤罪事件連絡会代表
- 泉澤章 弁護士、日弁連えん罪事件原因究明第三者機関の設置に関する特別部会事務局長
- 市川寛 弁護士(元検察官)
- 井戸謙一 弁護士(元裁判官)
- 指宿信 成城大学教授
- 今井恭平 ジャーナリスト、なくせ冤罪! 市民評議会理事
- ◎宇都宮健児 弁護士(元日弁連会長)
- 海渡雄一 弁護士(元日弁連事務局長)
- ◎木谷明 弁護士(元裁判官)
- ◎客野美喜子 なくせ冤罪! 市民評議会代表
- 川崎英明 関西学院大学名誉教授
- 嶋志田祐美 弁護士(日弁連再審における証拠開示に関する特別部会会長)
- 小池振一郎 弁護士(日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副部長)
- 小竹広子 弁護士
- ◎桜井昌司 冤罪犠牲者の会、布川国賠原告
- 笹倉香奈 甲南大学教授、えん罪救済センター(Innocence Project Japan)副代表
- 里見繁 関西大学教授
- 篠田博之 月刊「創」編集長、日本ベンクラブ言論表現委員会副委員長
- 白取祐司 神奈川大学教授
- ◎周防正行 映画監督
- 瑞慶寛淳 再審・えん罪事件全国連絡会事務局長
- 豊崎七絵 九州大学教授
- 成澤審信 現代人文社代表取締役
- 新倉修 青山学院大学名誉教授
- 新田涉世 日本プロボクシング協会袴田蔵支援委員会委員長
- 西嶋勝彦 弁護士(袴田事件弁護団長)
- 水谷規男 大阪大学教授
- 水野智幸 法政大学大学院教授(元裁判官)
- ◎村井敏邦 弁護士、一橋大学名誉教授(元刑法学会理事長)

道義なき検察の再審妨害

検察が不服を申し立て、再審開始に抵抗

袴田事件(袴田巖さん)

1966年、静岡県清水市(当時)で、火災が発生。焼け跡から一家4人の他殺体が見つかった。袴田巖さんが、異常な長時間取調べで「自白」を強要され、死刑判決が確定。
 2014年静岡地裁が再審開始決定。だが東京高裁が検察の抗告を認めて取り消した。最高裁に特別抗告中。



大崎事件(原口アヤ子さん)

1979年、鹿児島県大崎町で、農家の男性が遺体で発見された。男性の義姉の原口アヤさんは否認を貫いたが、懲役10年の有罪。第1次、第3次及びその即時抗告審で3度再審開始決定。だが2019年6月、最高裁が開始決定を取り消し、40年にわたる無実の叫びを抹殺した。2020年3月第4次再審請求(予定)。



松橋事件(宮田浩喜さん)

1985年、熊本県下で起きた殺人事件。被害者の隣人、宮田浩喜さんが犯人とされ、有罪判決(懲役13年)。刑期終了後、再審請求し2016年、再審開始決定を得るが、検察が即時抗告。これが棄却されると、さらに特別抗告。2019年3月再審無罪判決まで、逮捕から34年を要した。



湖東記念病院人工呼吸器事件(西山美香さん)

2003年、滋賀県の湖東記念病院で男性入院患者が死亡。看護助手の西山美香さんが「人工呼吸器を引き抜いた」として殺人罪で懲役12年の有罪。獄中から再審請求。刑期満了後に大阪高裁が地裁判断を覆して再審開始を決定。2019年3月、最高裁で再審開始が確定。2020年3月31日再審無罪判決(予定)。



この証拠が始めから出ていれば

無罪証拠が隠され、無実の人が有罪に

布川事件(桜井昌司さん・杉山卓男さん)

1967年、茨城県利根町布川で62歳の男性が殺害され、金品が奪われた。桜井昌司さん(当時20歳)と杉山卓男さん(同21歳)が軽微な別件で逮捕され、嘘や脅しの取り調べで自白を強要される。裁判では一貫して無実を訴えるが有罪(無期懲役)が確定。仮釈放後の第二次再審請求で2005年開始決定が出たが、検察は即時抗告、特別抗告を繰り返し、再審無罪までさらに6年を要した。無罪を示す数多くの証拠が隠されていたことや証拠の改ざんなどが明らかになっている。



東電OL殺人事件(ゴビンダ・マイナリさん)

1997年、東京都渋谷区で、東京電力女性社員が殺害された。隣のビルに住んでいたネパール人、ゴビンダ・マイナリさんが、現場の鍵を持っていたなどと疑われ、逮捕される。一貫して無実を主張し、一審は無罪だったが控訴審で逆転有罪(無期懲役)となる。
 獄中から再審請求し、粘り強く請求して開示させた証拠から、真犯人のDNA型が明らかとなり、再審無罪となる。被害者の体表に付着していた唾液の血液型がゴビンダさんとは異なるという鑑定が当初から存在していたことが後に判明。



日野町事件(阪原弘さん)

1984年暮れ、滋賀県日野町で、酒店を経営していた女性店主が行方不明となり、翌年1月遺体が発見された。3年後に酒店の常連客だった阪原弘さんが逮捕され、自白を強要される。1995年、有罪判決(無期懲役)その後上告が棄却され服役を余儀なくされる。再審請求中の2011年獄中で病死。遺族が再審請求を引き継ぎ、2018年7月再審開始決定。検察が即時抗告を申し立て、現在大阪高裁で係争中。引きあたり捜査の写真の改ざんなどの証拠捏造が明らかになっている。



取り消された再審開始決定

再審開始がいったん認められながら取り消されたケースもある。しかも一審はいずれも無罪。裁判所の判断が揺れ動く経緯からも、有罪に合理的疑いがあることは明白。

名張毒ぶどう酒事件

1961年、三重県名張市で起きた5名の毒殺事件。一審無罪、控訴審逆転死刑。第7次再審請求で開始決定を得たが、検察の異議申し立てで取り消された。奥西勝さんは2015年、半世紀を超える無実の叫びが届かぬまま獄中で逝去(享年89歳)。ご家族が遺志を継ぎ、10次再審(異議審)中。



福井女子中学生殺害事件

1986年、福井市でおきた女子中学生殺害事件。一審では無罪となるが、控訴審で逆転有罪(懲役7年)。服役後、再審請求した前川彰司さんは、2011年に開始決定を得るが、検察の異議により2013年に取り消される。現在、第2次再審請求の準備中。



入会のご案内

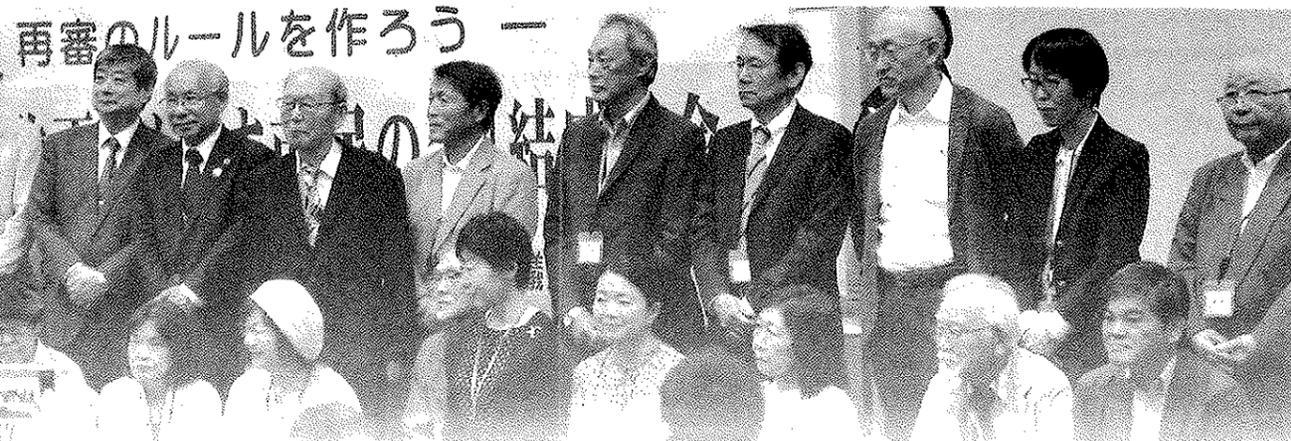
入会を希望される方はホームページをご覧ください。下記口座に入会金(101,000円)をお振込みください。

郵便振替口座 00170-0-392704
 ゆうちょ銀行 記号 10170 番号 93367581
 サイシンハウカイセイラメザスシミンノカイ

www.rain-saishin.org



再審のルールを作ろう



開始決定と棄却がせめぎ合う、再審

再審は今、歴史的な転換点を迎えています。2000年代以降、大崎、名張、布川、足利、福井、東住吉、東電OL、袴田、松橋、湖東記念病院、日野町の11事件について再審開始決定が相次ぎ、うち、足利、布川、東電OL、東住吉、松橋の5事件で、再審無罪が確定しています。しかし他方、最高裁が地裁、高裁の開始決定を取り消した大崎事件や、東京高裁が検察の即時抗告を認めた袴田事件など、再審をあくまで阻む理不尽な反動も顕在化しています。

再審のルール作りこそ急務

私たち「再審法改正をめざす市民の会」(2019年5月20日結成)は、「冤罪者を救済するための再審のルール作り」を目的とし、中心的活動課題として、「再審のための全ての証拠の開示」、「検察官の不服申立ての禁止」、「再審における手続きの整備」を掲げています。

法改正実現のためには、市民、法曹、政治家、専門家などの幅広い連携と世論の喚起が必要です。多くの力を結集し、再審法改正運動を全国的に拡大していきましょう。

二度と冤罪被害者を生まないで

1990年、栃木県足利市でおきた幼女誘拐殺人事件。菅家利和さん(当時45歳)は、自白を強要された上、被害者の衣服から検出されたDNAの型が一致したとして、有罪(無期懲役)を宣告された。重大な欠陥のあった当時のDNA鑑定に最高裁もお墨付きを与え、冤罪に手を貸した。宇都宮地裁はDNA再鑑定を認めずに再審請求を棄却。即時抗告審で、ようやく再鑑定が実現し、無実が明らかになった。



菅家利和さん(足利事件冤罪犠牲者)

警察は、朝から深夜まで「お前がやったんだろ」と「自白」を迫りました。一度決めつければ、証拠をねつ造しても、虚構を組織ぐるみで守り続ける。唯一、信じていた裁判所も、訴えに耳を傾けず、証拠の矛盾に目を閉ざし、無理やり有罪にしました。21年かけて、真っ白な無罪判決を勝ちとりましたが、このまま終われません。違法捜査を追及する国賠訴訟を起こしました。私の事件を教訓に二度と冤罪犠牲者を生んでほしくありません。



青木恵子さん(東住吉国賠原告冤罪犠牲者の会共同代表)

私たちがめざすもの

本当に無実の人が救われる再審のためには、次のようなルールが必要です。

1 再審のためのすべての証拠の開示

これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手になっています。すべての証拠を握っている検察官は、無罪方向の証拠を平気で隠したまま有罪を求め、自分に不都合な証拠は、けっして提出しようとしません。したがって検察に証拠の開示を義務づける明確な法律の規定が、どうしても必要です。

2 検察官の不服申立ての禁止

何年、ときには何十年もの困難なたたかひを経て、再審開始決定が出されても、検察官が不服申立て(即時抗告や特別抗告など)をすることができるため、再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消されたりしています。これもまた再審制度を有名無実化する元凶です。

3 再審における手続きの整備

再審請求審における審理方法のルールがないため、裁判官によっては、進行協議さえ行わず、形式的に意見書を提出させるだけで請求を棄却する手抜き裁判さえ大手を振って横行しています。事実調べや証拠の採否など、公正さを担保できる公開法廷での審理を行うべきです。

メッセージ

村木厚子さん(元厚生労働事務次官)
「郵便不正事件」で無罪判決が確定



日本の刑事司法は、大きな問題を抱えています。密室での無理な取り調べや供述調書の偏重、証拠開示の不正さ、人質司法と言われる身柄の拘束。これらについては、裁判員制度の導入や、私の逮捕がきっかけとなった一連の刑事司法制度改革の中で、通常審については一歩前進したと思います。

一方で再審請求審は、今後の課題と言われたまま放置され、冤罪を訴える人々が明確なルールもないまま、気の遠くなるような年月、公正な判決を待ち望んでいます。

身に覚えのない罪に問われることは、いわれない刑罰を受けるだけでなく、自分の人格と異なる「犯罪者」の烙印を押され、それを一生背負っていくということです。だからこそ疑いが生じた場合には、できる限り早く、裁判のやり直しを行わなければなりません。

刑事司法のあり方を変えるためには、私たち一人一人が関心を持つことが重要だと思います。私も、自分が巻き込まれるまでは、司法に関心を持っていませんでした。今ではそれを深く反省しています。

この会の活動により、再審のルールを作る法改正が一日も早く実現することを心から祈ります。

メッセージ

周防正行さん(映画監督)
再審法改正をめざす市民の会共同代表



現行の再審についての法律は、「再審できますよ」と言っているだけで、その後どういう手続きを踏むかは全く決められていません。

私は、法制審議会刑事司法制度特別部会で委員をやらせていただき、その時に「再審の証拠開示については、きちんとした法律を作るべきだ」と訴えました。しかし、結局先送りになってしまいました。ただ、証拠開示について何らかの手だてをしなればいけない義務があるとなっています。すぐ救わなければいけない人たちがたくさんいますから、その義務を素早く果たすために、「再審法改正をめざす市民の会」に参加して、引き続き訴えていくつもりです。

マスコミの皆さんには、再審というものがどういうものであるかを、多くの市民に理解していただける記事を書いていただきたいと思っています。政治家の皆さんにも、こういう不正義がまかり通っていることをきちんと理解していただいて、再審の法改正を一日も早く実現していただきたいと思っています。





請願 2 第 3 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

つくば市 議会議長 神谷大蔵 様

2020年8月 〃 日

紹介議員氏名 木村 修 寿

団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F

TEL 029 (301) 0221

請願代表者 茨城県教職員組合 執行委員長

氏 名

ほか 684 名

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための

政府予算に係る意見書採択を求める請願

請 願 主 旨

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請 願 事 項

1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。



請願 2 第 4 号

国の責任による少人数学級の前進を求める請願書

2020年 8月21日

つくば市議会議長 神谷大蔵様

請願団体

新日本婦人の会つくば支部 支部長

つくば市竹園2-10-1 第4柴原ビル103号

電話 029 (852) 4118

紹介議員

宇野 信子

滝口 隆一 山中 真弓

【請願趣旨】

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で「3密」を避けるためにクラスの1/2程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは「いつもより勉強がよくわかった」「手を上げやすかった」などの声が聞こえ、先生方からは「ゆとりをもって子どもたち一人ひとりと丁寧にかかわることができた」、保護者から「感染から子どもを守るには20人くらいがいい」などの肯定的な声が上がりました。

新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況のもと学校が再開されました。再開後は徐々に「コロナ」以前の「密な」教室(=40人学級)に戻されつつあります。

現行の小中学校の40人学級では新型コロナウイルスの感染防止は困難だとして、全国知事会・全国市長会・全国町村長会は、7月3日文科相へ「公立小中学校で少人数学級を早急に導入するよう求める」提言書を提出しました。「公立中学校の普通教室の平均面積は64平方メートルで、現在の40人学級では感染症予防のための十分な距離を確保することが困難」と指摘し、「感染症の再拡大時でも必要な教育活動を継続するには、少人数学級が是非とも必要」として、教員の確保などの環境整備を求めています。

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。茨城県では、少人数学級とチーム・ティーチングによる少人数教育を小中学校で全学年実施しています。ところが、国の責任による少人数学級は、小2で止まったまま8年連続で見送られています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って少人数学級の前進とそのため教職員定数改善を行うことがきわめて重要です。

コロナの時代に、子どもたちのいのちと健康を守り、成長と発達を保障するために、以上の趣旨に沿って、下記の請願事項について、国に対する意見書を採択してください。

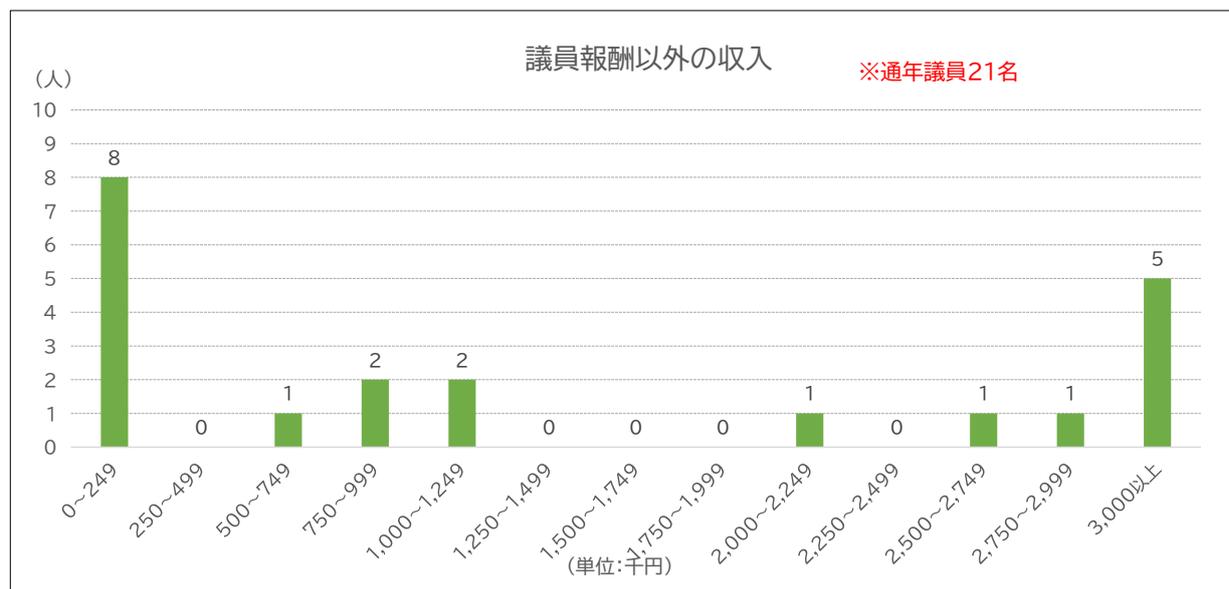
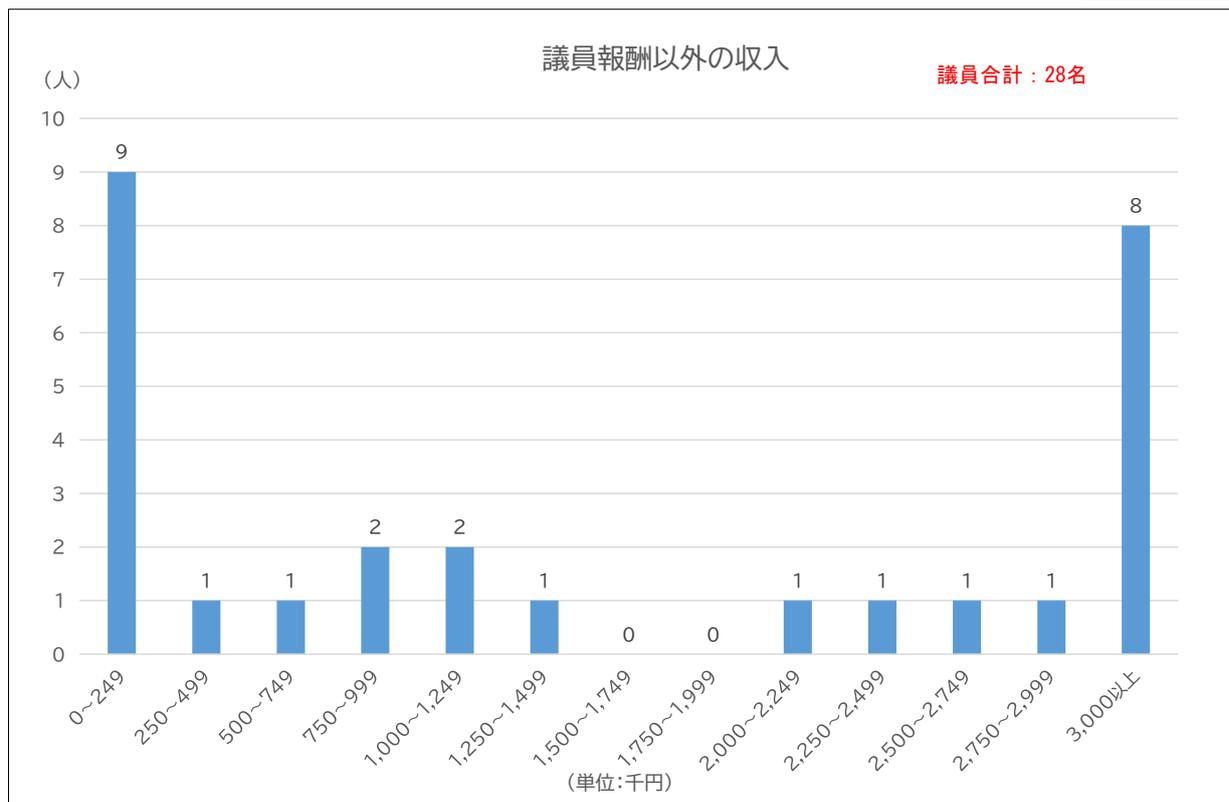
【請願事項】

1. 安心・安全な少人数学級をすみやかに実施すること。早急に30人学級、その後すみやかに20人程度の学級への移行を実現すること。

そのために国は、標準法を改正し教職員定数改善計画を立てること。

議員の兼業収入分布(令和3年資産公開より)

資料9



市税収入実績、見込み(増減率、増減額)

資料10

市税 決算額推移 (百万円)

	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
決算額	45,309	46,718	46,744
増減率		3.11%	0.06%

※R2年度は、「つくば市の財政事情(令和2年度令和3年3月末)」より

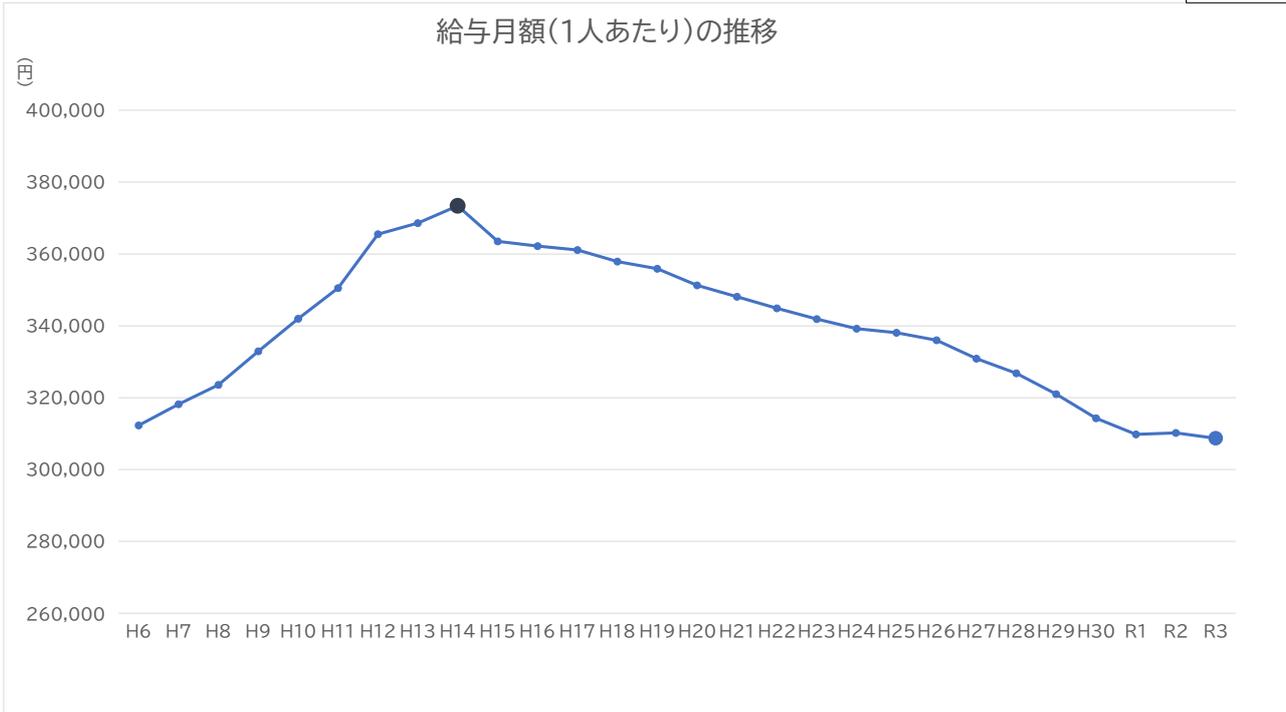
市税 当初予算推移 (百万円)

	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)	R7年度 (推計)
予算額	44,590	45,848	46,961	45,944	42,279	47,879	48,389	49,072
増減率		2.82%	2.43%	-2.17%	-7.98%	13.25%	1.07%	1.41%

※R4年度以降は「つくば市中長期財政見通し」より

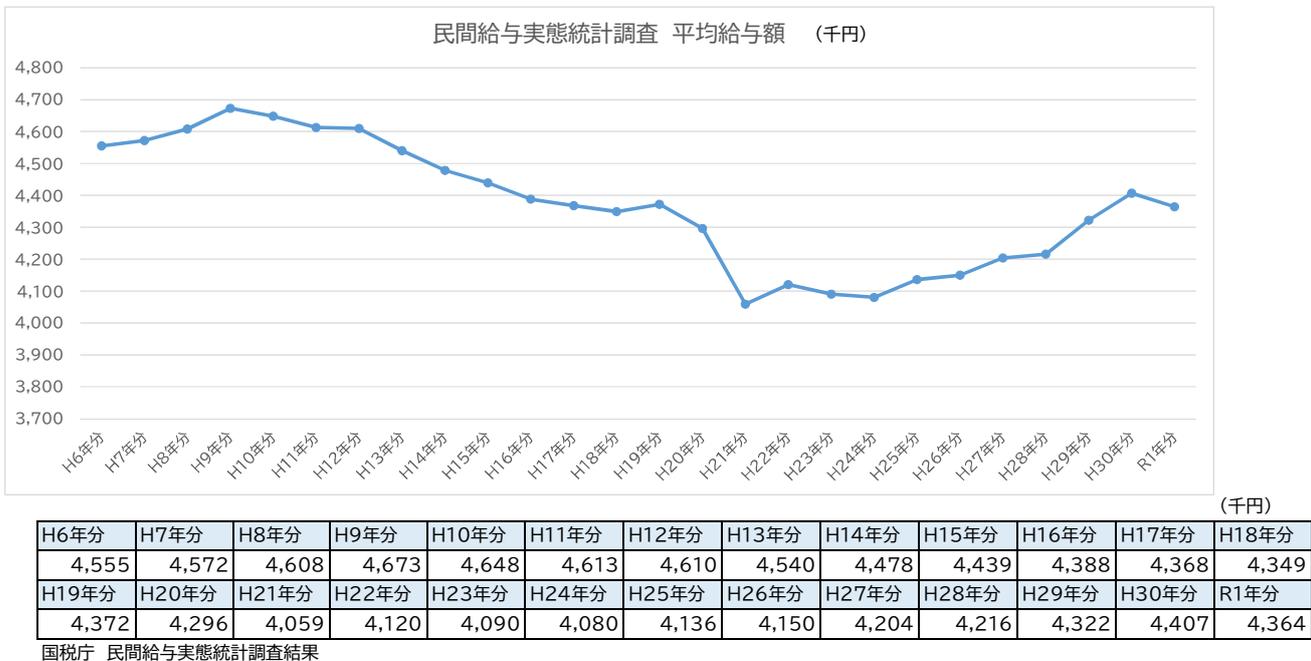
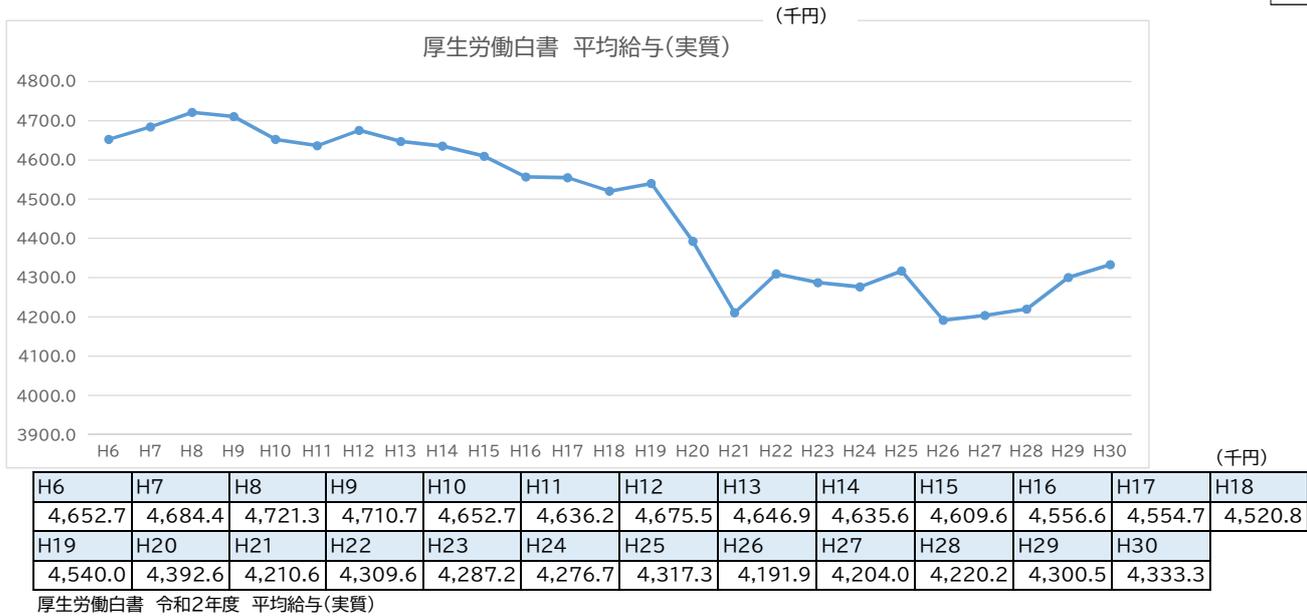
行政職給与月額推移

資料11



年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
給与月額/人	312,300	318,200	323,600	332,900	342,000	350,500	365,500	368,600	373,400	363,500	362,200	361,100	357,900	355,900
増減率(対前年度比)		1.9%	1.7%	2.9%	2.7%	2.5%	4.3%	0.8%	1.3%	-2.7%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-0.6%
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
給与月額/人	351,300	348,100	344,900	341,900	339,200	338,100	336,000	330,900	326,800	321,000	314,300	309,800	310,200	308,700
増減率(対前年度比)	-1.3%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.3%	-0.6%	-1.5%	-1.2%	-1.8%	-2.1%	-1.4%	0.1%	-0.5%

つくば市の給与実態調査より



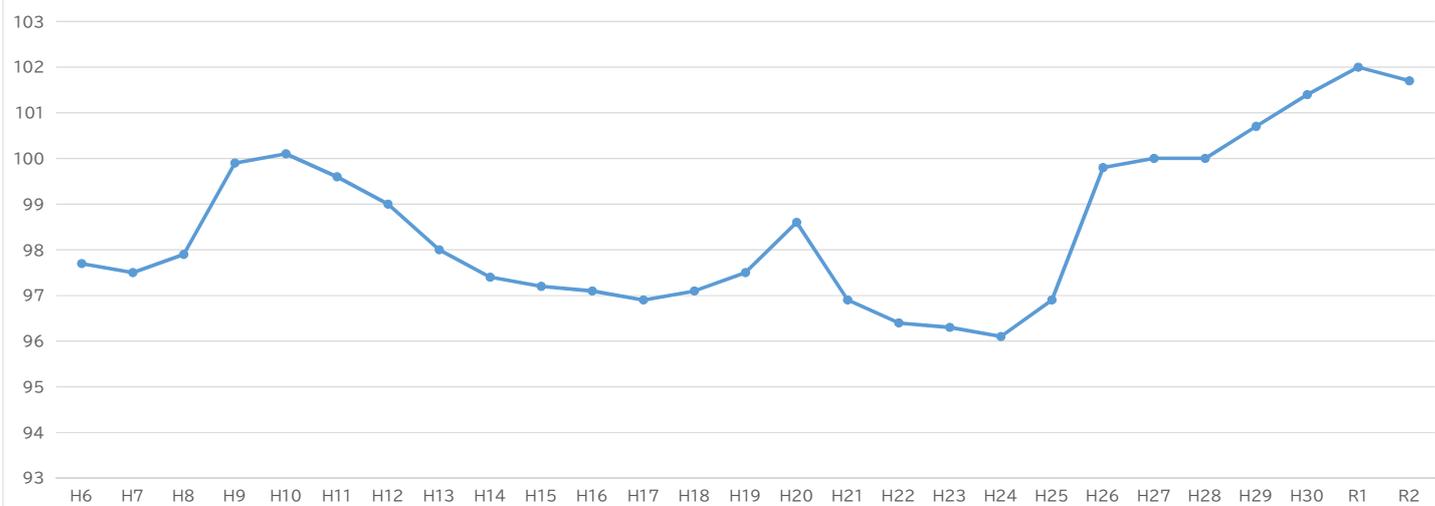
★ 平均給与について参考(つくば市内の状況)

令和2年度市税概況によると、給与所得の総計が387,635,190千円(…①)、納税義務者102,579(…②)であり、その平均給与所得は3,778.9…千円 →給与収入に直すと 5,512.7千円となる。

令和2年度市民税の課税データより給与所得の中央値は資料12-2のとおり

統計つくば2020によると、市民所得(茨城県民経済計算より引用)は3,964千円(茨城県:3,327千円)

政府統計:消費者物價指數(類・品目:総合)



H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		
97.7	97.5	97.9	99.9	100.1	99.6	99	98	97.4	97.2	97.1	96.9	97.1		
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
97.5	98.6	96.9	96.4	96.3	96.1	96.9	99.8	100	100	100.7	101.4	102	101.7	

政府統計:消費者物價指數(2015年基準)

令和2年市民税課税データより市民所得の中央値

- ①給与支払報告書や確定申告等から給与収入がある者で、給与収入額が高い順で抽出
※給与収入が1,000円という人も含んでいる。

136,213人中、68,106人目の人

給与収入 3,391,298円 給与所得 2,291,600円

- ②給与支払報告書や確定申告等から給与収入がある者で、均等割額(6,000円)以上課税されている者の給与収入額が高い順で抽出

111,585人中、55,792人目の人

給与収入 4,141,047円 給与所得 2,872,000円

- ③給与支払報告書や確定申告等から給与収入がある者で、給与収入額1,900,000円
給与所得1,250,000円以上の者
※障害者、寡婦、未成年者が給与所得1,250,000円以下の場合は、非課税。

92,782人中、46,391人目の人

給与収入 4,780,766円 給与所得 3,384,000円

議員の業務量の変化

資料13

①議案等件数比較

	議案	報告	承認	認定	請願・陳情	諮問	意見書
平成5年	95	9	7	11	21	8	8
平成6年	110	6	8	9	28	-	5
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
平成15年	100	28	5	19	27	2	10
平成16年	104	24	5	9	31	1	18
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
令和2年	118	18	13	7	4	10	6

②委員会等開催日数比較

常任委員会等

	総務	文教福祉	市民経済	都市建設	予算決算	全員協議会
平成5年	4	4	5	4	1	8
平成6年	4	4	5	4	1	8
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
平成15年	4	8	6	5	4	6
平成16年	6	8	6	6	3	10
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・
令和2年	6	9	6	7	8	9

特別委員会

平成5年

- ・常磐新線及び圏央道対策特別委員会:4回
- ・観光開発推進特別委員会:3回

平成6年

- ・観光開発推進特別委員会:2回

平成15年

- ・つくば市6号バイパス及びそのアクセス道路整備促進特別委員会:2回
- ・入札制度改革特別委員会:4回
- ・常磐新線及び圏央道対策特別委員会:2回

平成16年

- ・常磐新線及び圏央道対策特別委員会:3回
- ・環境保全特別委員会:2回
- ・決算特別委員会:3回
- ・入札制度改革特別委員会:1回

令和2年

- ・ジオパーク推進特別委員会:1回
- ・つくば中心市街地まちづくり調査特別委員会:6回(勉強会2回、現地視察1回含む)
- ・高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会:3回



令和3年3月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 宇 佐 見 香 代



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額等について（報告）

令和2年11月27日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【月例給の額について】

- ・ コロナ禍により経済・税収への影響が顕在化する中、益々、本市の財政状況が厳しくなると認識している。また、新型コロナウイルス感染症の収束の道筋は未だついておらず、経済の先行きが不透明なことから、今後の住民生活に深刻な影響を及ぼしかねないと懸念している。
現下の社会経済・雇用情勢、他団体の改定状況、市民感情等を総合的に勘案し、現時点では据え置くことが適当と考える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の広がりによる市内の厳しい経済的・財政的状況に鑑みれば、月例給の引下げも十分に考えられるが、他市との比較において、本市の職務内容や主にコロナ対策に関する活動状況を考慮すれば、月例給については据え置くことが適当と考える。
- ・ 議員については他の政令指定都市と比べやや下位に属するため将来的には引上げが必要であると考えられるものの、一般職職員が今年度据置きで

あることやコロナ禍により飲食業・観光業を中心とした民間の多くの事業者において収入が減少していることを踏まえると、現時点での引上げは市民の感情を逆撫ですることになるのではないかと考え、据え置くことが適当と考える。

- ・ 月例給の額改定については、一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行われてきたところであるが、現在のところ、この考えを見直すべき理由は見当たらない。

本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、特別職の月例給についても、現時点では改定を要する状況には至っていないものと考え、据え置くことが適当と考える。

- ・ 関係各位の皆様のお陰で、住みたい街ランキングの上位に入ったことや市のイメージアップに成功している事などを評価している。

市民としては嬉しいものであり、月例給の引上げも視野に入れたいところだが、一方でコロナ禍でもあり、全国の政令指定都市の中では、本市は中間くらいに位置していることなどから、今回は据え置くことが適当と考える。

- ・ コロナ対策等ご苦勞の多いことは承知しているが、市民感情や世の中の状況を踏まえ、本市の財政状況を勘案すると今回は引下げの改定を行うことが適当と考える。

- ・ 民間給与の状況やこれまで月例給については一般職職員の改定率の累計値を考慮して判断してきたこと等を総合的に勘案し、月例給は据え置くことが適当と考える。

- ・ コロナ禍において市民の命と健康を守るため、新型コロナ収束に向け、感染拡大防止策に日夜果敢に取り組んでいることに感謝している。

政令指定都市中、市長、副市長は中位であり、議員は平均よりやや下位に位置していること等を踏まえると、政令指定都市の規模、活動等を総合的に考えて、据え置くことが適当と考える。

- ・ 政令指定都市の中でも、本市議会の本会議及び委員会の開催日数は平均を大きく上回り、議案などの審議件数の減少もほとんどない状況であり、コロナ禍においても、本市議会においては、活発な議会活動が維持されているところが見受けられる。しかし、一般職職員の月例給は据置きとなり、社会的状況に鑑みると今後の財政逼迫の懸念もあることから、据え置くことが適当と考える。

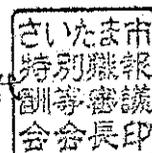
本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、月例給は『据え置くことが適当』との結論に達しました。



令和2年11月4日

さいたま市長
清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 宇 佐 見 香 代



さいたま市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について (答申)

令和2年10月21日に諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書

さいたま市特別職報酬等審議会

《はじめに》

本審議会は、市長から意見を求められた「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等」について、社会経済情勢、本市の財政状況、他の政令指定都市との均衡等を総合的に勘案し、「特別給（期末手当）」は『国における指定職職員の支給月数改定の方向性を踏まえ、改定を行うべき』との報告を行った。

本審議会は、令和2年10月21日に、さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数及びその改定期期について市長から諮問を受け、次のとおり審議を行い、その答申を行うこととなった。

《審議内容》

- (1) 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数については、国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、改定してきた経緯がある。
- (2) 本年の人事院勧告は、指定職職員の期末手当等の支給月数を引き下げるよう求めており、勧告に従って改定が行われた場合、3.40月から3.35月となることから、市長及び副市長の期末手当の支給月数については、現行の3.40月を0.05月分引き下げて3.35月とし、市議会議員の期末手当の支給月数については、令和3年度以降の3.40月を0.05月分引き下げて3.35月とするのが妥当である。
- (3) 改定の時期については、市長及び副市長については令和2年12月1日、市議会議員については令和3年4月1日とするのが妥当である。

本審議会としては、これらの審議内容を踏まえ、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、次のとおり引下げの改定を行うべきであると判断する。

答 申

1 市議会議員について

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 期末手当の年間支給月数 | 3. 35月 |
| (2) 改定時期 | 令和3年4月1日 |

2 市長及び副市長について

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 期末手当の年間支給月数 | 3. 35月 |
| (2) 改定時期 | 令和2年12月1日 |



令和2年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 宇 佐 見 香 代



さいたま市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等について（報告）

令和2年10月19日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【特別給の支給月数について】

- ・ コロナ禍に直面する現下の社会経済情勢に鑑みれば引下げ改定が妥当であり、人事院勧告の内容を踏まえた支給月数の引下げはやむを得ないものとする。

ただし、市議会議員分については、議会の意思で昨年の答申に沿った改定の時期が延期され、市長・副市長よりも少ない支給月数で期末手当が支給されてきたことを考慮し、今回は改定を見送ることが適当と考える。

- ・ 判断に迷うところだが、コロナ禍に直面する現下の社会経済情勢を踏まえれば、市民の理解を得るためにも引下げ改定が適当と考える。

- ・ 「住みたい街ランキング」等で上位に位置する本市の都市としての格を考えると、特別給の水準は他の政令指定都市と比較してももう少し高いものであっても良いように感じるが、コロナ禍で多くの市民が苦しんでいる現状を踏まえれば、今回は引下げ改定が適当と考える。

- ・ このような社会経済情勢であるからこそ、皆さん本当に一生懸命に仕事をされていることとは思うが、市民感情を考えれば引下げ改定が適当と考える。

- ・ 既に特別職の給料・期末手当については減額（独自カット）されているところであるが、先行きの見えない現下の厳しい社会経済情勢を考慮すると、国における指定職職員の支給月数改定の方向性を踏まえた引下げ改定が適当と考える。

- ・ 関係の皆さんが新型コロナウイルス感染症対策など大変なご苦勞をされていることは承知しているが、市内の経済や財政の状況などを勘案すると、今回は、国における改定の方向性を踏まえた改定となるのはやむを得ないものとする。

- ・ 現下の民間企業の状況を踏まえると大胆に引き下げることも選択肢の一つだが、改定に係る判断基準はある程度継続し、一貫したものであることが求められることから、これまでの改定経緯を尊重すべきと判断する。

厳しい社会経済情勢を即座に反映すべきという意見もあろうかと思うが、「勸告制度下にある職員に準ずることにより間接的に社会経済情勢を反映する」という考え方を採る以上、一定のタイムラグが生じることはやむを得ないものとする。

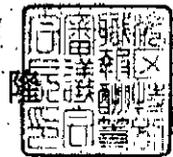
本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の額等について、特別給（期末手当）は『国における指定職職員の支給月数改定の方向性を踏まえ、改定を行うべき』との結論に達しました。



令和3年2月12日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会
会長 山本



区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び
教育委員会教育長の給料の額について（答申）

令和2年7月8日付2港総総第931号により、本審議会に対し
諮問を受けた事項のうち、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、
副区長及び教育委員会教育長の給料の額について、別紙のとおり審
議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和3年（2021年）2月12日

1 はじめに

本審議会は、令和2年7月8日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

令和2年10月23日の特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）で、職員と民間従業員との給与の比較結果に伴い、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）のうち期末手当の支給月数の引下げが示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等について審議した。

各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、闊達な議論と慎重な審議を重ねた結果、令和2年11月20日に「コロナ禍における厳しい社会経済情勢や国民全員で痛みを分かち合うという観点から、特別区人事委員会勧告に準じて、区議会議員及び特別職の期末手当をそれぞれ引き下げることが妥当である」と答申した。

また、月例給については、特別区人事委員会勧告において「別途必要な報告・勧告を予定」とされたことから、月例給についての報告・勧告が出され次第、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額の適否等について審議することとした。

区は、当該答申を受け、答申どおりの内容で、区議会議員及び特別職の期末手当の額について決定し、関係する条例の一部改正案を区議会に提出した。当該条例の一部改正案は、令和2年11月27日に区議会で可決され、令和2年12月支給分の期末手当から0.05月の引下げが適用されている。

その後、令和2年12月3日に特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告（以下「特別区人事委員会報告」という。）が出され、職員と民間従業員との給与の比較結果に伴い、職員の月例給については、改定を行わないことが示されたことを受け、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額の適否等について審議した。

また、区議会事務局から、区議会議員が区議会の会議等を連続して欠席した場合における議員報酬等の減額支給について規定した「港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を区議会が自ら制定したことについての報告も受けた。

本審議会の各委員は、区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等の審議に引き続き、区民の代表としての自覚と責任のもと、現下の社会経済情勢、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与えている影響を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

2 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の現状

現在の区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額は、次のとおりとなっている。

(1) 区議会議員の議員報酬

区分	月額
議長	902,600円
副議長	780,200円
委員長	649,800円
副委員長	622,700円
議員	610,700円

(2) 特別職の給料

区分	月額
区長	1,249,500円
副区長	1,004,800円
教育委員会教育長	933,600円

3 特別区人事委員会報告について

令和2年12月3日の特別区人事委員会報告の主な内容と職員の給与改定の状況

特別区人事委員会報告は、「職員の給与が民間従業員の給与を157円(0.04%)上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当」という内容であった。

区は、この報告を踏まえ、令和2年12月9日に職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会報告どおりの内容で妥結し、職員の月例給の改定を行わないこととしている。

4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、特別区人事委員会報告及び令和2年10月28日の人事院の月例給に関する報告を参考としながら、同年11月20日に答申をした区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等の審議に引き続き、慎重に審議を行った。

区議会議員及び特別職の新型コロナウイルス感染症対策への取組により区民生活が守られていること、職員と民間従業員の給与較差が僅少であること、区議会において、区議会議員が区議会の会議等を連続して欠席した場合の議員報酬等の減額支給について、自ら条例を制定していることを踏まえると、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料はいずれも特別区人事委員会報告のとおり据置きが適当であるという意見が多数あった。

その一方で、コロナ禍において、特に商店を営む区民や事業者は、本当に苦しく、融資を受けながらしのいでいる状況がある。そして、閉店してしまう店舗もあり、その従業員も職を失い、収入がなくなるという実態がある。こうした状況を考慮すると、特別区人事委員会報告のとおり据置きとすることが果たして本当にいいのであろうかという意見もあった。

これらの審議を踏まえ、コロナ禍において、商店を中心に区民や事業者は依然として厳しい状況に置かれているが、職員の給料について、職員と民間従業員の給与の較差が僅少であり、職員団体との交渉で特別区人事委員会報告どおりの内容で妥結しているという観点から、特別区人事委員会報告に準じて、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料はそれぞれ据置き、改定を行わないことが適当であるとの結論に至った。

(1) 区議会議員の議員報酬について
据置きとする。

(2) 特別職の給料について
据置きとする。

5 その他

令和2年12月14日の本審議会において、区議会事務局から、「港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を区議会が自ら制定したことについての報告を受けた。

当該条例の制定の背景及び趣旨として、区議会は、地方公共団体の最高意思決定機関であり、その構成員である区議会議員は、選挙で選ばれた区民の代表としての自覚を持ち、区民福祉の向上のため政策形成過程や実施過程に多面的に参画し、区民の負託に応える責務を担っている。その責務を果たすために、議会活動の土台となる区議会の会議等へ招集に応じ出席すべきことが法律上定められ、正当な理由がなく欠席することはできない。一方、近年の区議会は、若年層議員の増加などにより年齢構成も幅広くなり、議員を取り巻く生活環境も多様化し、出産や疾病等によりやむを得ず会議等を欠席しなければならない場合も生じており、区民の信頼に応える区議会議員の責務を考慮しつつも、こうした区議会の状況の変化を踏まえ、やむを得ない場合を除き自己都合により区議会の会議等を連続して欠席した時は、議員報酬等を減額することを規定したとのことであった。

本審議会は、当該条例を区議会が自ら制定したことについて評価するとともに、今後も引き続き、区民の信頼に応えるため、区議会自ら社会情勢に合わせた検証等を積極的に進められることを期待する。

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 山 本 隆

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員 白 井 浩 之

委 員 木 村 暖 子

委 員 郡 司 知 志

委 員 関 喜和子

委 員 寺 西 伸 政

委 員 南 かほる

委 員 宮 城 昭一郎

委 員 吉 野 茂



令和2年11月20日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会
会長 山本



区議会議員の期末手当の額並びに区長、副区長及び
教育委員会教育長の期末手当の額について（答申）

令和2年7月8日付2港総総第931号により、本審議会に対し
諮問を受けた事項のうち、区議会議員の期末手当の額並びに区長、
副区長及び教育委員会教育長の期末手当の額について、別紙のとおり
審議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和2年（2020年）11月20日

1 はじめに

本審議会は、令和2年7月8日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

今般、令和2年10月23日の特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）で、民間従業員との給与の比較結果に伴い、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）のうち期末手当の支給月数の引下げが示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員及び特別職の期末手当の額の適否等について審議し、答申することとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、現下の社会経済情勢、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与えている影響を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

なお、今回の特別区人事委員会勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給についてのみ勧告が行われ、月例給については「別途必要な報告・勧告を予定」としている。

そのため、本審議会においても、月例給の報告・勧告が出され次第、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額の適否等について審議することとした。

2 区議会議員及び特別職の期末手当の現状

区議会議員及び特別職の期末手当の支給月数は、4.00月であり、各支給月の内訳は次のとおりとなっている。

支給月	6月	12月	3月	合計
支給月数	1.825月	1.925月	0.25月	4.00月

3 区議会議員及び特別職の報酬等を取り巻く諸状況

(1) 社会経済動向について

景気動向に関し、内閣府月例経済報告によると、令和2年2月には「輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。」とされていたが、3月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」とされている。その後、7月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされ、10月には「新型コロナウイルス感染症の影響に

より、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

(2) 特別区人事委員会勧告について

令和2年10月23日の特別区人事委員会勧告の主な内容と職員の改定の状況

特別区人事委員会勧告の内容は、公民比較の結果を踏まえ、職員の特別給が民間従業員特別給を上回っていた0.05月の較差を解消するため、職員の年間の支給月数を0.05月引き下げ、期末手当から差し引くこととする、いうものであった。

なお、月例給については「別途必要な報告・勧告を予定」としている。

区は、この勧告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会勧告どおりの内容で職員の特別給（期末手当）の支給月数を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

(3) 港区の状況について

区の人口は、令和2年11月1日現在、約25万9,500人で、前年と比較して約1,000人減少している。平成8年以降継続して増加してきた人口は、令和2年5月から新型コロナウイルス感染症に起因すると思われる減少傾向が続いている。

区の歳入の根幹を成す特別区税は、令和元年度決算においては、人口の増加、雇用・所得環境の改善等による特別区民税の増加等により、前年度比78億円、9.9%増の862億円となっている。

地方公共団体の財政の弾力性を示す総合的な指標であり、財政の自由度や弾力性を示す経常収支比率は、特別区税等の経常的な一般財源の増加により、令和元年度は前年度比2.2%減の70.1%となっている。一般的に適正な水準といわれている70%から80%の水準に位置し、特別区全体の平均値である79.1%と比較しても低い数値であることから、区の財政は他区と比較して弾力的であるといえる。また、地方公共団体の財政力を判断する指標であり、数値が大きいほど財源に余裕があることを示す財政力指数は、1.27となっている。特別区全体の平均値である0.54と比較しても高い数値であることから、区の財源は他区と比較して余裕があるといえ、経常収支比率、財政力指数ともに、高い財政力が示されているといえる。

しかしながら、今後の歳入の見通しについては、新型コロナウイルス感染症に起因すると思われる人口減少を含め、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹を

成す特別区税の大半を占める特別区民税が大幅に減収すると見込んでいる。区は、平成20年のリーマン・ショックに伴う景気後退時には3年連続となる総額約180億円、最大で対前年度比72億円、約12%の税収減を経験しており、今回もこのような減収局面が複数年続くと想定している。

その一方で、産業振興センター及び芝浜小学校の整備、赤坂中学校等の改築など、令和3年度及び令和4年度の2年間で450億円を超える施設整備を予定している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区民生活及び地域経済の回復や、オンライン、キャッシュレス決済の拡充などの新たな時代に対応した行政サービスへ転換するとしている。

さらに、区は、令和2年10月に政令指定を受けて児童相談所設置市となり、令和3年4月に児童相談所を開設する。児童相談所設置市事務として、里親認定、保育園の認可、知的障害の有無や程度の判定などの役割を担い、子どもに関わる様々な問題に対して、切れ目のない一貫した支援に全庁を挙げて取り組むこととしている。

このように、区政を取り巻く情勢が激変する中、区は安定した質の高い行政サービスを提供し続けるため、経常的経費の節減や国、東京都の補助金の活用等、あらゆる手法で財源を確保し、区民生活や地域経済を支援するために必要な施策に重点的かつ効果的に活用することで、令和3年度からの新たな基本計画における、区民とともに描いた港区の未来の姿である目指すべきまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持つまち・港区」の実現に向けて取り組むとしている。

(4) 職責の重要性について

新型コロナウイルス感染症により、人々の日常生活の行動変容が求められ、区民生活や地域経済に極めて深刻な影響を及ぼしている。

これに対して区は、最も身近な自治体として、区民生活や地域経済を守るため、新型コロナウイルス感染症対策の拠点である保健所において、早い段階で多様な選択肢の中から速やかにPCR検査を実施できる体制の構築や精神的な不安等を相談できる新型コロナこころのサポートダイヤルの開設、感染症専門アドバイザーの配置を行った。

また、国の特別定額給付金に加えて、区独自の緊急対策として、中小企業者への特別融資あっせん、総額10億円のプレミアム付区内共通商品券の発行、高齢者買い物支援、妊産婦等へのマスクの提供、ひとり親支援家庭へのエンジョイ・ディナー事業、町会等関係団体応援金など、合計で約416億円の補正予算を組み、迅速かつ積極的に取り組んでいる。

区財政の厳しい状況が見込まれる中、区は、いかなる状況下にあっても、あらゆる手法で財源を確保し、また、業務効率化の徹底などにより、区民サービスの質を下げるこ

となく提供するとともに、行政手続等のオンライン、キャッシュレス化等、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新しい生活様式の実践等、社会変化を的確にとらえ、迅速かつ積極的・戦略的な政策の立案、実施を行う必要がある。

そのため、行政運営と執行機関の最高責任者としての区長をはじめとした特別職は、より一層高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要性を増している。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通して執行機関のチェック機能を果たすとともに、新型コロナウイルス感染症がもたらした不安からくる区民要望への対応など、住民福祉の向上に向けて担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、特別区人事委員会、東京都人事委員会及び人事院の勧告を参考としながら、これまでの職員の給与改定と区議会議員及び特別職の報酬等の改定の推移、他区の区議会議員及び特別職の報酬等の支給状況、区の財政状況、区議会議員及び特別職の職責の重要性などを踏まえ、慎重に審議を行った。

コロナ禍において区の業務は増加し、区民生活や地域経済を支援するために奮闘していることを鑑みると、心情的に今回は据置きとし、答申せずに引き続き審議してもよいのではないかとの意見があった。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本全体が厳しい状況にあり、港区においても、景気悪化に伴う区民、商店、医療機関等の収入減など、区民の生活に深刻な影響が出ていることを踏まえ、勧告どおり引き下げるべきという意見が多数あった。

これらの審議を踏まえ、コロナ禍における厳しい社会経済情勢や国民全員で痛みを分かち合うという観点から、特別区人事委員会勧告に準じて、区議会議員及び特別職の期末手当をそれぞれ引き下げるのが妥当であるとの結論に至った。

(1) 区議会議員の期末手当について

ア 改定額

期末手当を0.05月引き下げる。

イ 実施時期

条例の公布の日

(2) 特別職の期末手当について

ア 改定額

期末手当を0.05月引き下げる。

イ 実施時期

条例の公布の日

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 山 本 隆

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員 白 井 浩 之

委 員 木 村 暖 子

委 員 郡 司 知 志

委 員 関 喜和子

委 員 寺 西 伸 政

委 員 南 かほる

委 員 宮 城 昭一郎

委 員 吉 野 茂

議員報酬等を議論するに当たっての視点

1 考察に当たっての視点

- ① 地方議会議員の地位に関する歴史的背景と議員報酬の性格
- ② 本市議会議員の活動実態
- ③ 類似団体との比較
- ④ 必要とされる議員像

※この資料では、上記4つの視点のうち、①についての資料です。

議員報酬等について議論するに当たっては、地方議会議員の地位について、その歴史的背景も視野に考察することが必要と考えます。

明治の時代にあつては、地方議会議員は「名誉職」とされ、いわゆる地元の名士がその地位についてきました。しかし、戦後、1946年（昭和21年）に市制及び町村制、府県制が改正され、名誉職が廃止され、地方議会議員に対しても報酬を支給することができることとされました。現在の地方自治法では、地方議会議員に対しては報酬を支給しなければならないこととされています。

名誉職とされてきた時代から普通選挙による公選となった現代における地方議会議員の地位は大きく変化しています。それとともに求められる役割も複雑多岐になり、より専門性が求められています。

他自治体における特別職報酬審議会における議論では、類似団体との比較による比較検討方式で議論が展開されますが、これに加えて、現代社会における地方議会議員の地位に関する考察や、その活動実態、そして、自治体議会が担う役割について、行政のチェック機能だけではなく、二元代表制の一翼として、政策提案機能の充実を図る機関として昇華することの重要性の視点も重要な論点になるものと思われまます。

小さなまちだからこそ、幅広い年齢層が市政に参画できる道を開くことが将来の米原市の発展につながるものと考えられます。

2 議員報酬をめぐる歴史的な展開

(1) 地方議会議員と報酬の沿革

議員報酬の在り方について考察する場合、その議論をめぐる歴史的な背景を俯瞰し、議員報酬の性格が時代とともにどう変化してきたのか、また、現代社会において地方議会議員を取り巻く環境はどう変化してきたのかを知ることは重要な視点です。

地方議会議員の沿革について、1888年（明治21年）「市制及び町村制」¹第8条²で、地方議会議員は名誉職として位置づけられていました。この名誉職としての地位は無給とされ、特例的に職務のために要する実費弁償分（旅費）については、支給することができる旨の規定が設けられていました。

1929年の市制及び町村制、府県制の改正により、市長、助役等については勤務に相当する報酬を受けられるように改められましたが、地方議会議員については、費用弁償以外認められませんでした。

戦後、1946年（昭和21年）に市制及び町村制、府県制が改正され、地方議会議員を名誉職としてきた規定が削除され、また、地方議会議員についても報酬を給することができることとされました。1947年（昭和22年）地方自治法が制定され、地方議会議員の報酬についても任意規定（支給することができる。）から義務規定（支給しなければならない。）に改められました。既に普通選挙の実現³や、地方自治法の制定により、これまでの名誉職としての、いわゆる地元の名士による支配ではなく、住民の意思を議会に反映させることができる制度が形作られてきました。

なお、1947年（昭和22年）に新たに施行された地方自治法における地方議会議員の性格は、「非常勤の特別職」という位置づけであり、「報酬」に対する性格も常勤の職員の勤務に対する反対給付としての「給与」とは区別した「報酬」⁴とされました。

2008年（平成20年）には、地方自治法が改正されました。この改正により、地方議会議員の報酬については、その他の委員会の委員等の報酬に係る規定とは分離され、地方自治法第203条により独立した規定となりました。⁵

地方議会議員の性格は、名誉職から普通選挙による公選へ、さらには、その他の委員会の委員と同じ区分であった「非常勤の職員」の概念からも独立してきましたが、それぞれの改正時期において、その法的性格について議論されることがないままに、1888年（明治21年）に創設された「市制及び町村制」下における「名誉職」としての位置づけの色合いを強く残したまま今日に至っているように思われます。

（2）地方議会議員の議員報酬引き上げと自治省との争い

地方議会議員の報酬引き上げに関する背景に詳しい論述を下記に抜粋、記述します。

「1960年代前半の日本は高度経済成長期の最中にあつた。人事院勧告は1960年代には一貫して8%前後の高い水準で昇給を勧告し、これに伴い地方公務員の給与も上昇していた。こうした中、1960年、首相をはじめ国会議員などの大幅な給与の引き上げが行われたことに呼応して、各地方議会がいわゆる「お手盛り」で議員報酬を引き上げようとする動きが出たため、多くの新聞が批判を展開し、自民党政調会地方行政部会も決議をもってこの問題を批判するという事件があつた。自治省はこれを受け、地方6団体を通じ議員報酬引き上げの自粛を促すことになった。自治省としては、以後こうした「不名誉な」事態を未然に防止する必要性を感じていた。」⁶

当時の自治省としては、地方議会議員の議員報酬が各議会において任意に定められていることを問題視しており、自治体の首長等および地方議会議員の報酬等の改定は住民代表者による第三者機関で審議したあとで改定を行うという地方自治法の改正案を提出する予定でした。これに対し、全国3議長会⁷のうち、都道府県議長会が猛反発しました。

ときの政治的な背景もあり、最終的に特別職の報酬の改定については、第三者委員会による審議を経る手法が採用され、今日の特別職の報酬等審議会へとつながっています。

当時の自治省は、議員の位置づけや報酬について、同じ特別職である常勤職としての首長等については、一般職の給与改定のような仕組みを肯定し、地方議会議員の受ける報酬については、いわゆる生活給としての概念を否定する考え方を確立させてきました。

戦後、高度経済成長期に起こった議員報酬増額をめぐる都道府県議会議長会と当時の自治省との論争は、その改定に当たり、今日における特別職の報酬等審議会による手法を確立させましたが、2008年

(平成 20 年) の地方自治法の改正を経ても、議員や議員報酬の法的な位置づけについての整理がなされないまま今日の状況があるといえます。

3 学識者の見解

前述の議員報酬をめぐる歴史的な展開でも記述してきましたが、地方議会議員の法的な性格と議員報酬の関係について、論点の整理がなされないまま今日に至っているものと考えられます。そのような背景の中、1960 年(昭和 35 年) 7 月、東京都議会は、識者に対し地方議会議員の性格と議員報酬の関係について意見を求めています。その共通する認識は、「地方議会議員の地位は、名誉職的な地位と常勤職員との中間に位置する。」というものです。また、議員報酬について、生活給としての性質に言及した意見もありましたが、これを完全に肯定するものではありませんでした。⁸

4 自治体議会の今日的な課題

地方議会、特に村議会においては、議員のなり手不足が問題となってきています。その要因のひとつとして、議員報酬の低さがいわれています。

全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会からは、地方議会議員の法的な位置づけの明確化を図るための法整備の必要性や地方議会議員の厚生年金への加入のための法整備や若い世代からの議会への参画を支援するための支援策等の要望があがっています。

一方、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会の答申では、議員の法的な位置づけについては、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ引き続き検討することが必要としています。

地方議会議員の性格は、これまで見てきたように、制度が誕生した当初は、地元の名士が無償で就く名誉職としての位置づけでした。しかし、戦後は、名誉職から普通選挙による公選となり、報酬についても法的な権利として位置づけされてきました。また、2000 年から始まった地方分権の流れは、これまでの機関委任事務が廃止され、法定受託事務以外は全て自治事務となり、自治体の担う役割は大きく変化してきています。これとともに、地方議会が担う役割も重要なものとなってきています。

全国の自治体議会では、議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会を目指してはいますが、自治体間で温度差もあり、全国一律に自治体議会の存在意義の認識が向上しているとは言い難い現状です。

議会が執行当局と並ぶ二元代表制の一翼という名目を発揮するためには、議会を構成する議員一人ひとりの弛まぬ自己研鑽と努力が基礎となることは言うまでもありません。

市民にとって真に必要な施策を立案する、あるいは、執行当局の施策に対してその観点を持って審査するためには、議会の会議に出席するだけでは到底その域には到達することはできません。議会の会議以外の場において、現場を知り、事実を確認し、市民の声を聴かなければなりません。また、自治体規模や財政力、他自治体の先進施策や国の動向等、自己研鑽への努力は必要不可欠な要素であり、専門的な視野を持った人財の養成が必須となりつつあります。そういった要素を備えた人の集団が議会を形成し、二元代表制の一翼として機能することが、将来の米原市の行く末を左右するのです。

現代において、地方議会議員は、単なる名誉職的な地位ではなく、まちの将来をも左右する専門的な

知見を有する集団でなくてはならないようになってきています。また、多様な世代のニーズや意見を取り入れ、市の進むべき羅針盤を見極めるには、若い世代や女性など、多様な構成が必要となってきました。地方議会議員の法的な位置づけを定めるには、国による法整備が必要ですが、将来の米原市の発展のために、多様な人財がチャレンジできるような方策は時代に合わせた検討をしていかなければならないと考えます。

(注記)

- ¹ 1888年(明治21年)市制及び町村制が交付されました。その後、1947年の地方自治法施行までこの制度が継続されてきました。
 - ² 「市公民は、市の選挙に参与し、市の名誉職に選挙される権利あり。また、その名誉職を担任するのは、市公民の義務である。理由(疾病等)がなければ、名誉職を拒否し、または任期中退職することを得ず。(意識)」
 - ³ 1926年(大正15年)市制及び町村制、府県制の改正により市町村会議員、道府県会議員について普通選挙制が導入されました。
 - ⁴ 議員報酬の報酬とは、一定の役務の対価として与えられる反対給付とされています。
 - ⁵ この改正をめぐる背景としては、かねてから全国3議長会からの強い要望があったことによるものです。その内容は、改正前の規定では、議会の議員も他の委員会の委員同様に「非常勤の職員」という扱いがされていることについて、地方議会議員の位置づけとして適切ではないという主張でした。
 - ⁶ 引用元「自治総研通巻456号(2016年10月号)「自治体議員報酬の史的展開」堀内 匠氏著」
 - ⁷ 都道府県議会議長会・市議会議長会・町村議会議長会
 - ⁸ 下記引用元「議員、職員のための議会運営の実際1(榎自治日報 野村稔氏著)一部番号等は変更
- 1 田中二郎教授 「戦後の地方議会は、戦前に比べ権限が大幅に拡大した結果、議員も①当該団体のあらゆる階層を代表し、②高い識見と専門的、技術的知識経験を要求され、③地方議会の機能の拡大に伴い、これに対処できる時間的・肉体的余裕がなければならぬとし、議員は、戦前のような名誉職的なものではなく、専門職的なものに近いと考えるのが正当である。また、④議員の職務内容から、他に職業を持つといっても種類、範囲が著しく限定される。⑤議員の職務内容として、議会活動と議会外での住民の苦情処理等のための活動がある。後者は職務内容に入らないが、全く無視はできない。どこまでを職務内容に考えるかは社会通念で判断するしかない。⑥都道府県議員の職務内容はかなり距離があるとはいえ、国会議員に類似した実体を持つようになっている。⑦議員報酬の本質は、実費弁償的なものではなく、議員の実質的職務に対する対価と考えるべきである。⑧報酬の妥当な額について、客観的基準を設定することはすこぶる困難だが、議員の実質的職務内容、住民の所得状況、当該団体の財政状況、地方公務員の給与の実態を総合的に考慮して妥当な額を算出する。⑨報酬やその他の待遇を決定するに当たっては、特別の審議会をつくり、専門家の意見や住民の意見を反映させる。」
 - 2 杉村章三郎教授(東大) 「①戦後、国会議員の地位向上に伴い地方議員の地位も向上した。②地方議員の法的地位は、名誉職的地位と常勤職員の間にある、最近では常勤に近い職務内容を持ち、議員職とでもいうべき特殊な法的地位を形成している。③報酬の内容は、完全な生活給とはいえないので、一般常勤職のペアに合わせて上昇させる必要はないが、現実の給与額から言えば、生活給の意味を多く包含している。④報酬を定めるに当たって、選挙費を考慮することは適当ではない。⑤引上げに当たっては、公聴会の開催、参考人から意見を聞くようにすべきである。⑥自治省が地方財政その他の見地から、科学的に報酬額の標準を定めるのも一案である。」
 - 3 吉村正教授(早稲田) 「地方議員は、名誉職ではないが専門職的常勤者ではなく、非専門的非常勤者であることを本質とする。②その地方で生活し、何らかの職業に従事し行政を一般市民の立場

から判断する能力を持っていけばよい。③行政の専門家は行政職員であり、議員が専門家になったのでは、議員としての意味を失う。④報酬は、現行どおりでよいが、東京と他府県、市町村の報酬の間に適当な差があるべきだ。④報酬は、全国である程度の基準を設定し、アンバランスの起こらないように工夫すべきである。」

4 田上穰治教授（一橋） 「①地方議員は名誉職ではないが、専門的なものでもなく、必ずしも常勤に近いものではない。②地方議会の会期は比較的短く、当該団体内に議員の住所があるので、生活保障的給与を支給する必要がない。③報酬は、おおむね執行部三役の給料額に達しない額とすることは、報酬の性格（生活保障的給与の性格を持たない）と矛盾する。」

5 辻清明教授（東大） 「議員の性格について、①普通選挙権の普及に伴い恒産なき階層の人々も議員に選出されるので、適当の報酬がなければ十分職務が尽くせない。②議員は、名誉職の性格から漸次常勤化、有給職に近い姿をとりつつある。③地方議員の性格は、資格要件としては名誉職より有給職といってよいが、行動倫理としては依然、名誉職的色彩を帯びている。④報酬について、地方議員の職務内容に適したものを与えることが妥当である。⑤地域住民の意思を尊重するため、住民代表に学識経験者を加えた第三者的機関の設置、または住民投票等により報酬を決定すべきだ。⑥報酬額を一挙に引き上げず、世論の了解する程度の水準にとどめ、あとは、実働量に従って超過手当を支給する。」

○品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成 26 年 10 月 27 日

条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、品川区議会議員(以下「議員」という。)の職責および品川区議会(以下「区議会」という。)への区民の信頼の確保に鑑み、議員が、区議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬および期末手当の支給について、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 27 年品川区条例第 10 号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区議会の会議等 区議会の定例会および臨時会の本会議ならびに品川区議会委員会条例(昭和 53 年品川区条例第 40 号)に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害 特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号)に基づき認定された公務上の災害をいう。

(議員報酬の減額)

第 3 条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、区議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額の割合
90 日を超え 180 日以下であるとき	100 分の 20
180 日を超え 365 日以下であるとき	100 分の 30
365 日を超えるとき	100 分の 50

2 前項の規定は、欠席期間が 90 日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、区議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第 4 条 3 月 1 日、6 月 1 日および 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)の前 3 カ月以内の期間(基準日が 12 月 1 日であるときは、同日前 6 カ月以内の期間。次項において同じ。)において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第 1 項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前 3 カ月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。

(適用除外)

第 5 条 次に掲げる事由により区議会の会議等を長期間欠席したときは、前 2 条の規定は、適用しない。

(1) 公務上の災害

(2) 出産、個人の責によらない事故その他議員が区議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと品川区議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの

(減額の効力)

第 6 条 この条例の規定により前任期中に議員報酬を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額の効力は及ばないものとする。

(疑義がある場合の措置)

第 7 条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長は議会運営委員会に諮り、これを決定する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

会 議 録

会議の名称		令和3年度第3回つくば市特別職報酬等審議会		
開催日時		令和4年(2022年)1月26日 開会9:00 閉会10:00		
開催場所		つくば市役所6階 第1委員会室		
事務局(担当課)		総務部人事課		
出席者	委員	白井 哲哉委員(会長)、飯田 哲雄委員、内田 智宏委員、大久保 京子委員、松信 利彦委員、山田 昌典委員(会長職務代理者)、山本 さゆり委員、湯澤 夏樹委員		
	その他			
	事務局	総務部次長 中泉 繁美、人事課長 松本 光由、人事課係長 平野 亮、人事課主査 菊地 由紀、議会事務局議会総務課長補佐 大坪 哲也		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市の議員報酬等の見直しについて		
会議録署名人			確定年月日	令和4年 月 日
会議次第	1 開会 2 議事 (1) つくば市の議員報酬等の見直しについて(答申) 3 その他 4 閉会			

〈 1 開会〉

白井会長： はい。今日は会場に5人、私を含めて6人それからオンラインで、お二方御参加ですが、山田委員さん、松信委員さん聞こえますか。

松信委員： 聞こえます。

白井会長： はい、ありがとうございます。前回から今回までの間に、第2回の議論を踏まえた、本日これから検討する答申案を作ってきた、というところであります。

まず、本審議会はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づいて公開で行うことになっております。事務局にお伺いします。傍聴の希望はございますか。

事務局： 今のところございません。

白井会長： はい、わかりました。では、「傍聴者なし」ということでここから先の議論を進めていきます。また、委員の過半数の出席がごございますので、特別職報酬等審議会条例の第5条第2項に基づき、これで会議は成立しておりますので、改めて進めて参りたいと思います。

〈 2 議事〉

白井会長： 先ほども少し言いかけてましたが、前回の議論を踏まえて、事務局の方でこの答申案をまとめてくださったところであります。答申案につきましては、既に年内に委員の皆様方に送付されて、それを御検討いただき、いくつかの御意見をいただいたところあります。委員の皆様からお寄せいただいた意見を基にして、修正が加えられたものが、今日皆様のお手元に配られている答申案ということになります。

では、この議事の(1)になりますが、つくば市の議員報酬等の

見直しについて答申案、ということでこれから議事を進めていきますが、この資料につきまして事務局から、一言お願いいたします。

事務局： はい。事務局より説明させていただきます。

〈資料1の説明〉

白井会長： はい。ありがとうございました。

それでは、改めて修正された答申案を検討していくこととなりますが、皆様は一度御覧になっているとは思いますが、改めて文言、文面等を確認するという意味を込めまして、この後、少し時間を取って私の方で読み上げて参ります。大体そのスピードで御覧いただければ、いろいろとお気づきの点もあるかと思しますので、ぜひ御検討をいただきたいと思えます。

今、事務局から説明があったとおり、大きく言うと2つ、細かく言うと3つのパートで出来ていまして、お手元の資料1を御覧いただきたいのですが、まず案とついているもの、これがいわゆる鑑というやつでありまして、つくば市長あてに、この審議会の会長から出されるものとして、「つくば市議会議員の報酬及び政務活動費の額について、令和3年6月21日に諮問のありましたことこのことについて別紙のとおりします。」という、これは特に問題ないかと思えます。

1枚めくっていただきまして、この別紙から読み上げていきますので、ぜひ文言、そしてその内容等について委員の皆様にご確認いただきたいと思えます。では始めます。

〈資料1の答申部分を読み上げ〉

白井会長：答申案は以上であります。

改めて皆様方に今確認いただいたところですが、委員の皆様方からは、ぜひ全員から何らかの形で御発言いただきまして、この答申で良いかどうかということと、それから改めて答申案を御確認いただく上でのコメントについて、簡単でも結構ですので御発言いただきたいと思います。

特に、別紙のところでは、第2回を中心に、第1回及び第2回で、委員の皆様方が御発言なさった趣旨をできるだけ盛り込んであるはずでございますので、その辺の御確認も含めて、ぜひ御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員の皆様からぜひ、御発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。どなたからでも結構です。はい、飯田委員さんお願いします。

飯田委員：改めましておはようございます。私も、この案でよろしいかと結論的には思います。それで文中にもありましたけれども、やっぱり13年間、据え置かれたとか、我々自身も議員報酬とか、それから政務活動費についての基礎的知識がない中で、いろいろ議論させていただきました。難しい点もあったのですが、やはり議員さんとのつき合いの中でも、こういうことをあんまり言っていないことですが、議員さん相互で活動の内容とか、会派による活動の内容とか、そういったことをいい意味で比較しながら自分たちの活動について、どういうところが優っている、どういうところが足りないのかという、そういう客観的な議員活動の内容についても学んでいただきたいと、ちょっとおこがましいですが、そ

ういう方向になっていただきたいなと思います。そういう観点から言いますと、2年単位で報酬とか政務活動費の見直しをするというような基準ができたということは、素晴らしいことになるのではないかなと思います。これを実践することによって議員さんたちの注意喚起にもなるし、あるいは委員含め一般市民の方の関心、理解も深まっていくのかなというふうに思います。私としては先ほど申しましたように、この答申案で、異存ございません。

まだまだ勉強が足りないという実感を、強くいたしまして、この辺について我々市民の義務としても、もっともっと注意を払って学んでいくことが必要なのかなというふうに感じました。どうもありがとうございます。

白井会長： 飯田委員さんが今お話いただいたように、具体的な額を考えるについても、私達に知識も、それから参考にするデータもなかなか難しかったということはあるかと。また、考え方についても、大変難しいところがあったというところは、飯田委員さんが今おっしゃったとおりだと思います。

他の委員さんぜひ御発言いただきたいのですが、では、湯澤委員さん、お願いいたします。

湯澤委員： 先ほど飯田委員さんのお話に出た、議員報酬のあり方について、やっぱりわからないことが多いので、そういう意味では次回審議の前に、一人ひとり議員さんにヒアリングをおこなって、増加してほしいという意見が多いのであれば、なぜ増加してほしいのかというのを、明確に直接の声を聞くべきではないかと思いますので、次回の開催の前にはそのためのヒアリングを実施してほしいなと思いました。

白井会長： そもそもこの審議会は、市議会議長さんからの申し入れというの

で始まっていますよね。実際の、一人ひとりの議員さんの声というのをちゃんと確認する必要があるだろう、ということですよ。

湯澤委員：あまり増加して欲しいと思っている意見が少ないのであったら、そもそも上げる必要がない。その内容もしっかり聞いて、どうしてかっていうところも。

白井会長：なるほど。そういう議員さんの皆さんの活動の中からそういう声があがっているかどうかということも一つ確認すべきであると。

湯澤委員：その内容もしっかりと。

白井会長：どうしてかということもということですね。

湯澤委員：じゃないと僕らが知らない部分で、こういうのにお金を使っているのだからというのが、より明確になると思うので必要なことかなと思います。

白井会長：はい。では、大久保委員さんお願いします。

大久保委員：先ほど飯田委員さんもおっしゃっていましたが、この答申案に賛成です。この審議会をやったことがとても勉強になりました。とてもよかったと思います。2年以内にやるということも本当に大事だと思います。以上です。

白井会長：ありがとうございました。湯澤委員さん、ちょっと確認するのを忘れました。この修正された答申案については、このままでよろしいとか、何か御意見はございますか。

湯澤委員：足してほしい文言っていう意味では、議員報酬の3つ目のところの「他の特例市や近隣市町村と比べてやや下位にある。」という部分ですけど、これは間違いないと。

白井会長：ちょっと待ってください。別紙の議員報酬についての3番目で、黒ポチ3つ目ですね

湯澤委員：「議員報酬は他の特例市や近隣市町村と比べてやや下位にある。」

とあると思うのですが。

白井会長： これの3ページ目ですか。議員報酬について3つ目ですね、他の特例市や、近隣市町村と比べやや下位にあると。

湯澤委員： これは事実ですけど、2回目参加できなかったもので、その時に伝えなかった意見も含めてですが、下位にはあるのですが、人口の増減比っていうのを個人的に気になっていろいろ調べていたのですが、他の市と比べると、つくば市は増加傾向にずっとあります。2020年のデータからいっても、全国で第2位の都市だったっていうデータがあって、これを考えると個人の意見としては、今回もそうですが、報酬は増加して欲しかったっていう意見です。他の都市と比べて人口がどんどん増えていっているというのがその理由です。やや下位にあるけど人口が増加傾向にあるっていう部分から、増加についての意見をもうちょっと強調してほしいなっていう意見です。

白井会長： そうしますと、これは現状認識としてあろうかと思いますが、湯澤委員さんの御提案は、議員報酬は、他の特例市や近隣市町村と比べやや下位にあると。やや下位にあるが、人口は増加傾向にある。

湯澤委員： その現状をやっぱり入れてほしいなと。

白井会長： その、人口増加の現状認識の文言が入るのが望ましいと。

湯澤委員： 議員1人に対する人口割合っていうのが増加していると、茨城県内でも水戸市に次ぐぐらいの数になっていて、このまま増加傾向にあると、水戸市の人口を抜くのは4～5年ぐらいになる。ただ水戸市とつくば市の議員報酬の差額が10万円近くあると考えると、その議員1人当たりの人口の割に合わないかなと。こういったことを記載すれば、次回以降、増額も検討する流れになるので

はないかと。

白井会長：ありがとうございます。事務局にお伺いしますが、こういう軽微な文言の変更というのは、大丈夫ですか。

事務局：大丈夫です。この回で皆様了解をしていただいて、細かい文面については、後ほど説明する予定でしたが、もう一度皆様にお送りして、それでOKが出たら確定というような形を考えておりますので、この回での変更は大丈夫です。

白井会長：では今の点は、一字一句そのとおりは別にして、今申し上げたような文言を議員報酬の、このポチ3つ目の最後の部分に付け加えるということの御提案を、今、湯澤委員さんからいただいたということで、もう少し委員の皆さんから御発言いただいた後で、その分も含めて、改めて審議したいと思います。ありがとうございます。

他の委員さん、御発言お願いできますでしょうか。はい。山本委員さんお願いします。

山本委員：私はこちらの案の方にまず賛成です。やはり自分も勉強不足なところが大変恐縮ですけれども、大変今回勉強になりました。20年間も人口は増え続けても、変わらずにいてっていうところに驚きました。やはりぜひ、この2年以内の次回の開催は望ましいなと思いました。以上になります。ありがとうございます。

白井会長：はい。ほかの委員さんの御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。松信委員さんお願いします。

松信委員：この答申につきまして、やはり前回は21年前ということでありまして、なかなか資料的なものも事務局の方でも大変だったかなと思っております。私も湯澤委員さんと同じくですね、増額でもいいのではないかと意見を伺わせていただいたと思うのです。

が、こちらの答申が妥当なのかなと今は感じております。会長の方から先ほど、後程の御意見ということで、お話のあった人口増加の件ですが、永久的につくば市も増加するわけではなく、ある程度の期間が達すると、減少になるのではないかなと思えます。お尋ねしたいのですが、議員報酬政務活動費を減額したという事例も、確か以前資料で見たと思うのですが、この増加するのは、いろいろな状況、当時の経済状況とかいろいろ考えればOKかなと思えますが、将来減額となった場合の理由づけがなかなか難しいのではないかなと思えます。ですから、ただ人口増加だけでの増額っていうのは、もう少し検討が必要なかなと感じました。やはり2年ごとの経済状況の把握、税収の状況なども含めて、審議会を開催するっていうのは、本当にすばらしい付帯条件かなと思っております。また思いついたら発言させてください。以上です。

白井会長：ありがとうございます。先ほどの湯澤委員さんからの御提案についてのさらなるコメントということだったと思いますが、これを湯澤委員さんに確認する必要があるかな。

湯澤委員：そうですね。今回は、これで賛成です。

白井会長：はい。いずれにしてもそういう、今の人口増加についてのコメントということで、今、松信委員さんのお話があったということで、御質問があったので、これは事務局の方で簡単にお答えいただきたいと思えます。前回、第2回だったか過去の会議でも、議員報酬等の減額に関する答申が他の自治体で出ていたという話はあったかと思えますが、その実例の確認ということでの御質問だったので、これを事務局の方からお話いただけますでしょうか。

事務局：説明させていただきます。増額あるいは減額、両方の改定という

のは、どの自治体でも行われています。減額の方が多い時期的なものやはり、リーマンショックの後ですとか、税収と比べて或いは市民の収入と比べてというところが多かったかなと思います。ですので、減額理由は、経済状況とかによるものが大半のかなというふうに感じております。以上です。

白井会長：ありがとうございます。松信委員さん、今の事務局のお話でよろしいでしょうか。

松信委員：はい。ありがとうございます。

白井会長：山田委員さん、御発言をお願いします。

山田委員：はい。私も答申案こちらで賛成です。先ほど少し人口関係の話があったと思いますが、人口が増加傾向にあるという話の要素と、それからその議員1人当たりの人口数、という要素の二つがあるのではないかと思います。直接的には人口が増加傾向にあるということ自体が判断要素になるのではなくて、増加していった結果、議員1人当たりの受け持ち人口数が多くなるので、その分議員報酬を増やしてもいいのではないかというような意見だと、私なりに理解しました。そうすると議員報酬のあり方の基準の一つとして、そういった議員1人当たりの人口割合というものも一つ指標として見てはいいのではないかというお話だと思います。ただ、その基準一つだけで決めるわけではなくて、先ほどお話にあった税収の状況であるとか、市民の所得の状況であるとか、それらも勘案しながら、総合判断をするということが落ち着けどころなのかと思います。以上です。

白井会長：はい。ありがとうございます。山田委員さんが今の話をまとめてくださいましたが、確かに、湯澤委員さん、議員1人当たりの人口比という問題をおっしゃってしまして、そこが真意というところ

ろですね。

湯澤委員：つくば市の議会基本条例が、つくば市のホームページにもありますが、つくば市の議員の仕事は、多くの市民の意見をたくさん聞いて、と書いてあったので、市民の数が増える以上、議員さんの負担が、タイムコスト的な部分でも負担が今後多くなるのではないかと個人的には思っているのですが、そういう部分の考慮をこの報酬審議会でも、当然入れるべきと考えます。

白井会長：はい。ありがとうございます。論点が明確になったかと思えます。湯澤委員さん、山田委員さんありがとうございます。内田さんいかがでしょうか。

内田委員：こちらの方に賛成で、補足等もございません。

白井会長：はい。わかりました。ありがとうございます。今日は委員の皆様全員御出席ですので、委員の全員から、サイン及びコメントもいただきました。そして、先ほどから少し議論になっております件は一つあって、別紙の2ページ目になりますけれども、議員報酬についての黒ポチ3つ目、「議員報酬は、他の特例市や近隣市町村と比べ、やや下位にある」という言葉で終わっているのですが、この後に、つくば市の人口が増加し、議員1人当たりの人口割、これは文言等を調整するとして、それが増加傾向にあるという趣旨の文言を付け加えるということについて、御提案があり、いくつかのサインをいただいているところです。他の委員さんいかがでしょうか。皆様よろしいでしょうか、付け加えるということについては。

他の委員さんからもサインをいただけたかと思えます。では、この部分について、事務局にお願いしたいのですが、今の趣旨の文言を、議員報酬についての黒ポチ3つ目の後ろに、どういうふう

になるかちょっとわかりませんが、この趣旨の文言を付け加えて、この答申案を確定するというのに、この審議会ではしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局： はい。承知いたしました。1点だけ皆様に確認で、人口増加傾向であることとか、人口割合であることは、やはり次の審議会においても一つの報酬を決めるというか、増加するのか減額するのかっていうところの基準になりうるというところまで、記載した方がよろしいでしょうか。

白井会長： これはちょっと、御意見ある方に御発言いただきたいと思います。最初は現状認識として書いておくということで話は始めましたが、確かにその意図としては、おそらく湯澤委員さんも山田委員さんも松信委員さんも、その他の委員の方々も、その辺が多少念頭にあるのではないかというふうにいたしました。この辺いかがでしょうか。もう少し御発言をいただきたいのですが。これはつまり文言の中に、今後これを勘案すべきである、する必要があるというように、さらに付け加えるか否かという、そういう事務局からの御質問です。

事務局： そうですね。今回資料として御提示できていない部分になるので、次回以降、資料として提示すべきか、という事務局側としての確認でした。

白井会長： 御意見でも結構ですが。湯澤委員さん自身はいかがでしょう。先ほど最初に御発言いただいた時は、現状認識として私は話をしてしまいましたが、そこまでもう一步踏み込むか否かについては。

湯澤委員： 僕は上げて欲しいと思っているので、大いに賛成です。それを勘案して。

白井会長： 勘案すべきであるというような、次回以降はそれを勘案すべき

であるというような話、文言としてはちょっと別として。山田委員さんいかがでしょう。

山田委員： はい。次のような意見が出されましたという枠内での記載なので、委員会全体としての意見の一致を見たというところまでは必要ないのではないかと思います。そういった意味で、今、委員の1人がそのような意見を述べられたということなので、こういう意見があったということでここに載せると、つまり増加を判断する上の要素の一つとするべきであるというような御意見いただいたということで、載せるというのは正しいやり方なのかなと思います。

ここから先ちょっと本筋と離れますが、それ一つで決めるわけではなくて他の要素も総合勘案するというのは、当然、そういうことだと思いますが、次回の審議会の時に、事務局がそういう資料を用意するっていう意味では、そういう意見が出たということは、大事な増加の要素として一つ考えるべきであるという意見が出たということは書いておいた方がいいのかなというふうに思います。以上です。

白井会長： はい。ありがとうございます。では、湯澤委員さんの先ほどの御発言を踏まえて、これは山田委員さんおっしゃるとおり、次のような意見が出されましたので、今の湯澤委員さんの御発言をいかす形で、つくば市が他の自治体と比べて人口増加の傾向にあって議員1人当たりの人口比が増加傾向にあるので、次回以降の議員報酬の見直しについてはこの点を考慮するべきであるという趣旨のことを、ここに付け加えていくということになるかと思いますが、湯澤委員さんはじめ、他の委員の皆さんいかがでしょうか。文言を修正して、委員からの意見として明記して残しておくとい

うことを、会長として提案いたしますが、よろしゅうございますか。

白井会長： はい。松信委員さんよろしいでしょうか。

松信委員： はい。先ほど事務局の方から減額という発言があったので、それはどのような扱いとなるのでしょうか。人口の割合を今後の参考に止めておいてもいいのかなど。

白井会長： 今後の改定の見直しで人口割合を考慮すべきであるということで、それは増加に限らないだろうというそういう話ですね。松信委員さん。

松信委員： そうですね。

白井会長： 湯澤委員さん、今の松信委員さんの趣旨は、今は増加だけど、今後増加になるとは限らないという、長期的な展望でお話をされているのですが、この黒ポチの部分は変えるとして、現在は増加傾向にあるという話で、それを次回は踏まえるべきだということと、減額の際も、長期的な見直しの際も、この増減の人口の増減の動向を踏まえるべきであるっていう。

松信委員： 申し訳ありません。今後、付帯事項として2年ごとの改正という文面もありますので、その10年先20年先という、人口割合の減額という件については、意見は取り下げます。先ほど、皆さんのおっしゃったような形でよろしいかと思えます。

白井会長： わかりました。短期的な話として、今回はこの別紙の議員報酬この黒ポチ3のところ、次回の見直しに関しての人口の増加傾向について委員の意見として付け加えるのが一つですけれども、松信委員さんのおっしゃったことは、意見の最後にある付帯意見として、長期的な話が込められているので、そちらに意を含むということで理解をしてくださるとそういうことですね。はい。わか

りました。

では話をちょっと少し前に戻して、次回の見直しの際に、人口の増加とそれから議員 1 人当たりの人口比が増加していることを踏まえるべきであるという意見を、付け加えるというその修正をここで行うということで、この答申案の検討の結果としたいのですが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。では 1ヶ所だけ、文になるか文言なるかちょっとわかりませんが、付け加えるということで、事務局には最終案を速やかにお作りいただき、後日、委員に提示していただいて、そして全員の了解が取れたところでこれを確定するというようにしたいと思います。

はい。皆様ありがとうございました。議事はこれ 1 つなのですけれども、次ですが、3 にその他というのがあります。

〈3 その他〉

白井会長：一つ、情報提供のような形になりますが、答申の中でも既にあった話ですけれども、前回の議員報酬の審議会が 20 数年前の平成 13 年度であって、当時のこともよくわからなかった。ですので、見直しにあたって議員の報酬のあり方とか、いろんな基準がない。これらの要因で検討が難しかったという話は先ほども出たとおりです。これについて、先ほども次回の見直しに向けての文言修正を行ったわけですが、それにも関わるのですが、この議員の報酬のあり方や基準を議論する際の資料が何かないのかということ、実は事務局の方をお願いをしました。それについて、今日お出しいただいたのが、資料 2 であります。これは、今回の審議会の第 3 回の審議会の資料としてつけて、これを申し送りようにで

きるかもしれないと思い、一つの資料提供として用意してもらったものなのですが、この資料2について、事務局から説明お願いいたします。

事務局：はい。簡単にですが、説明させていただきます。先ほど会長から御説明のありましたとおり、他自治体でどのような基準で、どのように報酬を見直しているのだろうかという疑問が出てきたわけですので、他の自治体の答申等を見ていたのですけれども、その中で、全国町村議会議長会が「町村議会議員の議員報酬等のあり方」というのを検討した経緯があります。その最終報告の概要が資料2になるのですが、これ本審議会が議論してきた流れと似通っており、割とうまく整理されている資料だと思ひまして提供させていただきます。

メインは報酬額のところになりますが、この資料の7ページ、第4章、先駆議会5町の報酬額の算定方式のところであります。いろいろ議員報酬を考える中で、こんな方式で他の自治体は考えています、あるいは、こういう考え方の余地があるのではないかと、いうところの提言的なものにもなります。それが、原価方式というものと、比較方式、それから収益方式というものです。割と多くの団体、我々も最初の資料で、類団比較と言われるもの、類似団体の特例市、近隣自治体等で比較方式の資料を最初提示したわけでございますけれども、その比較方式は参考とはなりますが、根拠としては弱い。確かにそのような議論もこの審議会で行われたかなと思います。収益成果的なものはどうなのだろうというところで、議案数、請願とか、そういったものを量れないだろうかという議論も多少あったと思います。それについては、どれだけが成果なのかという客観的評価がやはり難しい。もう一つが、冒

頭出ていますけども、原価方式です。その原価方式についての詳しい内容というのが、この報告の中では取り上げられていますけれども、活動量に応じてというものです。実はこれに関しても、山本委員さん、山田委員さんからの御意見だったと記憶していますが、実際にどれだけ議員活動をしているか、時間単位で抽出し、資料を作った経緯があります。原価方式では、活動量をベースに、首長、副首長、教育長などと比較してどうなのだろうか、というような考え方になります。この報告によると、原価方式、比較方式、収益方式の中では、原価方式というのは先駆的な考え方なのではないかということで、報告がされているところです。その際、この報告書には原則の記載がありますが、原則2ですとか、原則3のあたりが、大事なのかなと思っております。「グレーゾーン」という書き方をしていますが、要はそのオフィシャルでない活動ですとか、イレギュラーなものをどういうふうに考えていくか、あるいはどういうふうに把握していくかというところが、キーになってくるのかなと、これを読んでいて思いました。今回の審議会では、ここまで突っ込んだ話はできなかったわけでありまして。その理由としては、我々事務局もそうなのですが、適当な資料、データをお示しすることができなかったというところあると思います。そういった、次回に対しての積み残し、今回結論がなかなか出しづらかったところを少しでも払拭した状態で次回臨むために、こういうやり方があるのではないかとか、こういう方法で準備を進めていったらいいのではないかっていうのを、この場では意見交換にはなりますが、していただければなというところです。説明としては以上になります。

白井会長： はい。ありがとうございました。今、この資料2の7ページにあ

る、その報酬額の算定方式のところを中心に説明をしていただきましたが、こういう考え方を全国町村議会議長会が出していたということでこの資料提供をお願いしたところでもあります。これにつきまして、原価方式というものが今のところベター、ベストではなくベターなやり方だということで、ただし、問題がいくつかあるのだという話がありましたが、これについて委員の皆様から、今後のこの審議会に関わるのであろう方々のお勉強の材料ということも兼ねて、皆様の方から今の御説明を受けたものについての御質問とか、御意見、御感想などをいくつかお出しただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。これはもう感想とかそういうことで、感じたことでここが問題だとかってということだけでも結構ですので、ぜひ幾つかお出しただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。山田委員さんお願いします。

山田委員：他の委員さんから、最初に出た意見とも重なるかと思うのですが、議員個人がどういうふうに考えていて、なぜ報酬を上げて欲しいのかとか、そういったことを示してもらった上で我々が議論したい、というお話があったかと思うのですが、それに若干関連するかと思っています。この原価方式をとった場合に、こういうふうな活動が、これだけコストがかかっているから上げてほしいというような活動量の見える化みたいなものを図った上で、あげてほしいというふうに言われると、こちらも評価しやすいという意味です。その話と、この原価方式というのは共通する部分があるのかなど。また、議員個人によって違いとかもあると思うので、そのあたりをどういうふうに定量化していくのか個人個人の差異とかも含めて、どういうふうに我々が資料として目にするのかというところは、次回検討する時の、事務局がどういうふ

うな資料を議員側をお願いするなどして出してもらおうということに関わるのかなというふうには思いました。比較方式にせよ、原価方式にせよ、収益方式にせよ、いろんな基準を最終的に総合的に考慮して、判断するという事なので一つの方式が唯一の指標じゃないという前提に立ちながらいろんな指標を見ていくというのは重要なことなのかなと思います。以上です。

白井会長： ありがとうございます。ここの審議会での議論にも引きつけて、今コメントを山田委員さんからいただいたところです。最初から出ているようにどういう活動を議員さんはされているのかっていうところから、確か第1回でもあって、ここでいうその「グリーゾーン」はつまり、議場に出席するという話だけじゃなくて、当然のことながら、その日常の議員活動があるはずで、それを量るということはどういうことだろう、それがグリーゾーンということの内情の一つだというふうに私も理解をしているので、そこをどう見るかっていう話が課題になっているだろうと、個人的には思っています。

他にいかがでしょうか。もう一方、二方、感想でも結構ですので、御意見があればお出しいただきたいです。飯田委員さんお願いします。

飯田委員： なかなか議員さんの活動っていうのは、会派の報告書とか、そういうのは出してあると思いますが、それをどこまで客観的に見たときに、評価できるものなのかというようなことですね。その辺のところはもう少し議会での議員さんの活動というものを市民に伝わるような方法を考えていただけないかなと思います。傍聴にもやっぱり限りがありますよね。ですので、個人的なお付き合いする議員さんだったら、地元とこういうことを連携しながらやっ

てくれているとかわかりますが、やはりつくば市の広い中で、どんな議員さんが本当にどんな活動をなさっているのかっていう、どういう方法でとったらいいのかわかりませんが、何かうまくこう市民に伝わるようなことを議会事務局さんとかも含めて考えていただけないかなというふうに思いますね。身近な議員さんになるためには、いろんな所でそういった情報も必要になると思います。以上です。

白井会長： ありがとうございます。多分第1回から少しずつ出ていた、少しまとめた言い方をすると、個々の議員さんのそういう活動の見える化といいましょうか、可視化といいましょうか。そういうこともやっぱり求めたいというところでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

湯澤委員： 単純な個人的な興味になっちゃうますが。議員報酬って一律、一緒じゃないと駄目なのではないでしょうか。

白井会長： これは事務局から、もしお答えが可能であれば。

事務局： 基本的に報酬等に関して報酬、手当も含めてですけども、そういうものは条例主義で、条例に支出額の決定方法だとかっていうのを明記しなきゃいけないことになっています。そうした場合には、今、議員さんは幾らという形が条例で決まって、整理がつくのですけども、これが仮に実績等を踏まえて査定方式にするみたいな形だと、条例上でどうなるのか想像はつかないのですが、一応そういうことも条例、もしそういう手法をとるのであれば、その辺を条例化して、きちんと議会の議決をとってということで、決定するというプロセスが必要になってくるという形になります。

湯澤委員： 民間出身なので、その一律である必要性の疑問と、あと、最近同一労働同一賃金っていう形でやっていますが、じゃあ果たして

その同一労働を全議員が同じように、同じように働いているかっていうのは、やっぱり見えないので、その辺ちょっとどうなのかなという、個人的な興味でした。

白井会長： よろしいかと思えます。そういう質疑応答も、素朴な疑問が出るということ自体を、やはり記録に残して、申し送っておけるのはよろしいかと思えますし、今の御発言は、先ほどの飯田委員さんのおっしゃったことと同じことだと思いますので。はい。ありがとうございました。

他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。では、いくつかこの資料についても御意見をいただいたので、その御意見自体を記録にとどめて、次の2年以内に開かれるであろう審議会への申し送りというようなことにしたいと思います。

あとその他で、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局： はい。先ほども少しお話いたしましたけれども、本日いただきました意見、答申の意見というところの修正とか、付け加えを盛り込みまして、また委員皆様にそのデータをお送りさせていただきます。それを御確認いただいてOKが出た段階で、その答申が確定するわけでございますけれども、最終的には市長に答申をさせていただく形になります。そこは、代表として会長から市長に答申をする形を考えています。今のところ2月の末の日程で行おうと進めているところでございます。

皆様の御意見、修正等ありましたら、そこは何回か往復させていただく形になるかと思えますけれども御協力いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

白井会長： ありがとうございました。この後、もう一度この答申案の最終案のやりとりを委員の皆様方といたしますが、それで確定したもの

は、来月末あたりに私が五十嵐市長に答申を渡しに行くということになりますので、御了解いただきたいと思います。

もうこれで、最後となりますが、何か委員の皆様から、もうちょっともう一言、言っておきたいというのがあれば、ここでお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではコロナ禍の感染対策などで日程もいろいろ変更し、また天候の不順なところで続けて参りましたが、この第3回、最後の審議会を終えるところに参りました。これをもちまして、つくば市特別職報酬等審議会を閉会といたします。委員の皆様本当にありがとうございました。

ありがとうございました。

以上

令和3年度第3回つくば市特別職報酬等審議会

日時：令和4年1月26日

午前9時～

場所：つくば市役所第1委員会室

次 第

1 開会

2 議事

(1) つくば市の議員報酬等の見直しについて（答申案）

3 その他

4 閉会



資料 1

令和4年 月 日

つくば市長 五十嵐立青様

つくば市特別職等報酬等審議会
会長 白井哲哉

つくば市議会議員の報酬及び政務活動費の額について

令和3年6月21日に諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申
します。

【別紙】

本審議会は、つくば市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長より本審議会に対して、つくば市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について、市長から諮問がありました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【議員報酬について】

- ・議員の活動量を定量的な指標で評価することは難しいが、経年比較や他自治体との比較でみると、ここ数年は突出しているものではなく、落ち着いている印象である。
- ・議員の成り手がいないのであれば、その報酬を増額するなどして魅力的なものにすることも検討すべきであるが、他の自治体と比べつくば市は議員定数に対する候補者数が多く、倍率も高いため、成り手不足というわけではない。
- ・議員報酬は、他の特例市や近隣市町村と比べ、やや下位にある。
- ・つくば市は先進的な取組み、新たな課題への取組みを積極的に進める自治体であり、議員にはそれ相応の活動を行ってほしい。この期待も込めて、将来的には、増額について検討すべきである。
- ・前回の開催が平成13年度であり、その当時の記録もさほど残っておらず、今回見直すに当たっての「議員報酬のあり方」や基準がない中、適正な額について審議を行うのは難しい。まずは、「議員報酬のあり方」や基準を議論すべきである。
- ・コロナ禍により経済・税収への影響が顕在化する中、本市の財政状況が厳しい状況である。中長期財政見通しでは、税収が回復する見通しであるが、現時点では経済の先行きが不透明な状況であり、将来推計はどうかかわからない。また、現在の社会経済・雇用情勢、市民感情等を総合的に勘案し、現時点では据え置くことが適当と考える。
- ・今回、額については据置きが妥当と考えるが、額の見直しの機会を定期的に設ける必要がある。経済状況の変化を見込むと、次回開催は2年以内

とすることが適当である。

- ・額の議論とはずれるが、議員が自己都合、疾病その他の事由により、長期欠席した場合でも報酬が支払われ続けることは、そういう事象が起こらないだろうという性善説にたっている。現に他の自治体でそういった議員がいる以上、つくば市においても起こり得ることである。議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合は、一定の基準により報酬を減じた額とする制度を整備することが望まれる。

【政務活動費について】

- ・政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めていただくとともに、政務活動の実態を審議会でよく把握する必要がある。
- ・政務活動費を返還する会派、満額支出する会派、どちらが政務活動をより行っているかの評価は難しく、経費計上することに慎重である、実際にはより多くの額を支出しているが交付額分しか経費計上してない、などのことが推測される。
- ・増額、あるいは減額を検討する際には、多く支出している会派と、返還をしている会派とで、政務活動に必要な支出とは何か、支出範囲はどうか、額は適正か等、政務活動の実情を議論、把握してから、その適正額を審議すべきであろう。

本審議会としましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の報酬（議長、副議長、議員）及び政務活動費の額は、『据置きとする』との結論に達しました。

また、付帯意見として、『(1) 本審議会を定期開催とすること。(2) 社会情勢の変化等を踏まえ、次回の審議会を2年以内に開催し、市議会議員報酬の額及び政務活動費の額について検証すること。(3) 政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めること。(4) 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額について、なんらかの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること。』を申し添えます。

答 申

1 市議会議員報酬の額について

- (1) 議長 据置きとする。 (547,000円)
- (2) 副議長 据置きとする。 (480,000円)
- (3) 議員 据置きとする。 (447,000円)

2 政務活動費の額について

据置きとする。 (会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額)

3 付帯意見

- (1) 本審議会を定期開催とすること。
- (2) 社会情勢の変化等を踏まえ、次回の審議会を2年以内に開催し、市議会議員報酬の額及び政務活動費の額について検証すること。
- (3) 政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めること。
- (4) 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額について、なんらかの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること。

全国町村議会議長会

町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告（概要）

はじめに—争点となった議員報酬・定数—

町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会では、最近の議員報酬等の動向を確認するとともに、今後の報酬等をめぐる議論の考え方を提示することを目的として設置された。「議員報酬等」とは、報酬のほか定数を想定している。もちろん、それらだけではなく、政務活動費などについても検討の対象にする。

今日、2つの意味で、議員報酬・定数が問われている。1つは、議会が住民に見えず、「議会不要論」の立場からその削減が主張される。追認機関化した議会や、政務活動費を不正受給する議員の存在などによって加速化される。もう1つは、「住民自治の根幹」としての議会を作動させるべく、その条件として報酬・定数を考え、時には増加させるものである。

簡単ではないことを承知の上で、後者を作動させることが前者の発想、つまり報酬・定数の削減の発想を克服する正攻法であり、そのことが住民自治を進化させると考えている。

長期的な制度改革を踏まえた議論も可能ではある。とはいえ、それでは現実の悩みには答えられない。将来の大幅改革を視野に入れながらも、現状での改革提案、住民自治を進化させる議会の報酬・定数を考えたい。そうだとすると、これらには、さまざまな変数（留意点）がある。さまざまな留意点を考慮しながら議論してベターな選択をせざるを得ない。報酬・定数は、自然科学ではなく政治（決断）であり政策である。だからこそ、説明責任を伴う。

今日、議員のなり手不足問題が広がっている。その原因の1つが議員報酬の低さにもある。また、定数の減少により当選ラインが上昇することも議員のなり手不足の原因の1つでもある。

第1章 最近の町村議会の動向と報酬や定数をめぐる基本的な考え方を確認する。

第2章 町村議会の議員報酬・定数の実際をアンケートに基づいて詳細に分析するとともに報酬となり手不足問題が密接に関係していることを明らかにする。

第3章 町村議会の議員報酬をめぐる最近の動向を紹介する。

第4章 議員報酬をめぐる今日の到達点を確認し議員報酬の算定の手法（仮）を提示している。

第5章 議員報酬を考える際の留意点（委員長報酬、政務活動費など）の意義を検討している。

第6章 議員定数の歴史の変遷（定数減の理由）や議員定数の条例改正提出者などについて検討している。

第7章 議員定数をめぐる状況とその論点を指摘している（人口とは異なる討議できる人数を基礎とする）。

むすび まとめとして報酬や定数の論理の確認と、それらの審議の手法、さらに育児手当などの可能性も探っている。

第1章 最近の町村議会の動向と報酬等の課題

議員が議員活動を行うにあたって議員報酬は低いと感じていることとともに、それより約20年前の議員意識調査とは異なり「ボランティア」では活動できない議員が圧倒的になっている。

この変化も確認したい。無報酬や実費弁償支給程度に直結するボランティア議員について、ほとんどの議員は否定的である。「ボランティアと同じでよいとは思わない」80.8%となっている。議員活動を行うにあたって、ボランティアでは無理だという現場からの評価である。

議員報酬及び定数を考える原則を確認したい。

①答えのないテーマであり、自治体はそのポリシーを示す。議員定数は、それぞれの自治体が自らの責任で決めることになった。また、そもそも報酬は（一般的には特別職報酬等審議会の答申を経て）条例で定めることになっている。したがって、それぞれの自治体、とりわけ議会がそのポリシーを示さなければならない。

②議員報酬と定数は別の論理。報酬と定数は、それぞれを独自の論理で説明しなければならない。

③行政改革の論理とはまったく異なる議会改革の論理。行政改革は削減を優先させ、効率性を重視する。それに対して、議会改革は地域民主主義の実現である。住民自治をどのように創り出すかということから出発しなければならない。議員報酬・定数を考える場合も、住民自治を充実させるための条件として議論しなければならない。また、この議会改革が執行機関の行政改革を促進することを再認識すべきである。

④持続的な地域民主主義の条件として考える。議員報酬・定数を考えることは、新しい議会を創り出すために必要である。同時に、これは現在の議会のためだけではなく、多くの多様な住民が将来議員になりやすく、また活動しやすくする条件である。

⑤増加できないあるいは削減の場合は、住民による支援が不可欠。財政的問題から本来議員報酬・定数を考えるべきではないが、どうしても危機的状況から考えなければならないこともある。増加させたくともできない、あるいは削減せざるを得ない場合もないわけではない。この場合には、議会力をダウンさせないために、議会事務局の充実や、住民と議員とが一緒になって地域課題について調査研究するなど（長野県飯綱町など）、住民による政策提言・監視の支援を制度化すべきである。

⑥住民と考える議員報酬・定数。これが必要なのは、住民からの批判が多いテーマへの説明責任という意味がある。それ以上に重要なことは、議員報酬・定数は新しい議会運営の条件であり、さらにその議会運営は住民自治に不可欠なものである。

⑦特別職報酬等審議会委員の委嘱にあたって、議会を熟知している者を要請する。一度も議会を傍聴したことの無い者では十分な審議ができない。また、審議会が動き始めたら委員と議会は懇談をすることも重要である。議会の現状を知ってもらう良い機会である。

⑧「後出し」ではなく周知する十分な期間が必要。選挙の2年前、遅くとも1年前には周知できるように準備を進めるべきである。

第2章 議員報酬・定数等に関する調査結果の分析

(1) 議員報酬の状況と「無投票議会」

直近の一般選挙で無投票当選となった「無投票議会」と「非無投票議会」の間では議員報酬月額（一般議員）の平均値で21,951円の差があった（「非無投票議会」>「無投票議会」）。月額17.6万円未満の場合では、「非無投票議会」の2倍以上の割合で無投票当選が発生している。今後の議員報酬のあり方を考えるに当たり、無投票当選となることを避けるならば、“これ以下の金額には下げない”、という「下限値」の要素も考慮する必要を示すと言える。

(2) 議員報酬改定を巡る動向（アンケート調査分析）

平成23年4月から平成29年7月の間において、全国の約4割の町村議会で議員報酬見直しの検討を実施したか、または実施中であった。直近の議員報酬条例改正の内容では、条例で定める報酬額を増額した議会と減額条例が期限を迎えたため報酬額を元に戻した議会とを合算した“増額”の議会が29.0%、逆に条例改正で“減額”した議会が6.9%であった。“増額議会”が“減額議会”のおよそ4倍となっている。

次に議員報酬検討過程における住民参加について、対象期間内で報酬改正の検討が終了した議会に限定してみると、その約3割において、検討過程での住民参加手続きが実施されていた。その理由として約半数の議会が「議会活性化・改革の一環」、約3割が「議会基本条例による定め」を挙げ、「前回の選挙で無投票当選」であったという“危機感”を示した議会も1割ほど存在した。

そして、現職議長に対する意識調査では、三分の二以上の議長が議員報酬が「議員のなり手不足に影響している」とし、約半数の議長が各種手当制度（若者手当等）導入や、学校教育における地方議会の啓発の実施に課題解決への効果を期待していた。これに対し、休日・夜間議会の開催については7割を超える議長がその効果へ懐疑的な見方を示した。こうした意識は、“直近の一般選挙で「無投票議会」であったか否か”、そして、“議員報酬検討過程に住民参加手続きを実施したか否か”のいずれの場合においても統計的に有意な差は観測されず、一般的なものであることが確認された。

(3) 無投票当選発生議会の社会経済的特徴

直近の一般議員選挙で無投票であった「無投票議会」と「非無投票議会」との間で、自治体の社会経済状況、並びに当該議会の制度設計の状況を示す項目を比較した結果、「議員報酬月額」に加え、「国勢調査人口（平成27年）」「第1次産業従事者比率（同）」「財政力指数（同年度）」、そして、「議員定数」において統計的に有意な差が観測された。「無投票議会」は相対的に、“人口規模が小さく”“第1次産業の比率が高く”“財政力が低く”“議員定数が小さい”ことが特徴となる。

(4) 無投票当選発生と報酬検討過程への住民参加からみた議員報酬・議員定数の変化

議員報酬検討過程への住民参加の内容を“一般選挙の前か後か”の実施時期に区分して実施方策をスコア化した変数を人口等の社会経済変数並びに議会の制度設計変数とともに説明変数に設定し、従属変数に議員報酬条例の改正状況を「増額／減額条例が期限を迎え報酬額が元に戻ったことでの実質的増額／維持／減額」の4分類で見る「議員報酬変化（パターン）」、議員の多様性

を示す「女性議員比率」、そして、測定期間内での議員定数の「変化率」（増減率）を設定したモデルに対して統計解析を実施した。

前回選挙で無投票当選であったことを報酬検討過程への住民参加実施の理由とした議会は約1割存在する〔(2)項参照〕が、解析結果では「無投票当選（直近一般選挙）」は「議員報酬変化（パターン）」に有意な作用を持っていなかった（5%有意水準）。「議員報酬変化（パターン）」へ直接プラスに貢献しているのは「報酬検討過程への住民参加手続き（一般選挙前）」の充実度（スコアの高さ）であり、マイナスに働いているのは「国勢調査人口」の大きさであった。これは人口規模が大きい町村で報酬削減に向かう“減量型改革”が行われ、逆に人口が少ない町村が報酬増額に取り組んでいることを示すものである。

加えて、報酬検討手続きのスコアの高さが報酬増額に結び付いていることは、参加手続きの充実による住民からの理解、換言すれば、正当性調達が行われ、それが一定程度成功していることを示すと言えよう。しかも、人口が少ない町村で報酬増額の取り組みが行われていることを踏まえると、人口規模の少ない小規模町村で、そうした住民参加の丁寧な取り組みが行われ、“減量型改革”とは異なる方向性での議会の基盤を支える改革が行われようとしているといえる。

一方、議員定数の変化（率）へは議員定数の大きさが先ずもってマイナスの効果を与えていた。定数が大きい議会で定数削減の“減量型改革”が行われている。同時に議員報酬の変化（パターン）も弱いながら定数変化（率）にマイナスの効果を持っていた。報酬を増やす代わりに定数を削減する選択が為されている状況を示すと言える。

また、議会の制度設計変数（報酬と定数）の大きさは無投票当選であることにマイナスに作用していた。“議員報酬が低いほど”“議員定数が少ないほど”“無投票当選であること”につながるものである。

最後に、女性議員比率の高さに対して報酬金額の高さは直接の効果はなかった。議員定数の大きさが最も大きい作用を持っていた。女性議員を増やすという政策目標を重視するのであれば定数削減は避けるべきといえる。

（5）まとめ

本章分析の知見の第一は、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながるのであり、無投票当選の発生を避けるのであれば、議員報酬と議員定数を一定の水準に保たなければならない、ということになる。

そして、第二は、全体の動向として、議員報酬検討過程における住民参加手続きの充実は「議員報酬増額」にプラスの作用を与えており、中でも人口が少ない町村で報酬増額の取り組みが行われる状況が出現していることである。財政制約が強く作用すると一般的には思われる小規模町村で“減量型改革”からの反転が為されようとしている。これは町村議会を取り巻く自治体民主主義に構造変容が生じようとしている可能性を示唆するものである。

上記で示された構造変容（仮説）の妥当性については、より長期にわたる定点観測調査によって分析されることが求められよう。

第3章 議員報酬をめぐる現状と町村議会の取り組み

1. 町村議会をとりまく環境

(1) 地方分権と町村議会の課題

地方分権改革による自治体の権限拡大は、自治体議会の行政チェックや政策立案の役割と意義を増大させている。とくに機関委任事務の廃止により、自治体議会の守備範囲は拡大し、条例制定権も広く認められることとなった。しかし、自治体議会の活動量の増大にも関わらず、町村議会の議員報酬は低水準にあり、「なり手不足」を誘発している。

(2) 町村議会議員の「なり手不足」

議員報酬の低さにより、専業で町村議会議員の仕事を担当することが難しい現状にある。若年の勤労世代が町村議会議員になりにくく、広範な民意反映に支障をきたしている。

2. 町村における議員報酬

(1) 町村議会の議員報酬

全国の町村の現議員数は議員定数を下回っている。また、町村における専業議員の割合は市議会を下回っており、兼業が多い。町村議会の女性議員の専業率は高いのも特徴である。

現行の町村議会議員の報酬は、人口規模に応じて大きな開きがある。また、議員の高齢化が進んでいる一方で報酬は低い現状があり、専業で若い世代が議員になるにはハードルが高い。

(2) 議員報酬のあり方

町村議会議員の報酬が低いことで、議会活動を行うことに多くの課題が生じているが、議員報酬を上げることについては、住民、マスコミ等から厳しい批判がある。議員報酬の検討に際しては住民の理解が必要だが、議会を活性化させるにしても報酬や予算が少なく、活動が沈滞することで報酬への批判が高まるという「負のスパイラル」がある。これを脱し、二元的代表制の下では、首長と競い合う議会の力量を拡大せねばならず、そのためには議員報酬や必要な予算を確保していく必要がある。

3. 町村議会における「なり手不足」への対応

(1) 町村議会議員報酬についての検討

意欲的に議員報酬のあり方について調査・検討を行ってきた町村議会の取り組みは高く評価できるものである。これらは、議員の活動量を調査し、それに応じた報酬のあり方を検討しており、客観的な基準を住民に示そうと試みている。それらをふまえると、議員報酬のあり方を検討し、「なり手不足」解消のためには、議会活動を活性化し、議員の活動量を増大させる必要がある。

住民の議会活動への理解を促進させるために、議会報告会や住民との討論の場の設定など、住民の意見を自治体行政に反映させるための活動が求められる。

(2) 「なり手不足」解消に向けた町村議会の取り組み

議会を住民に身近なものにするための町村議会の取り組みが進められている。具体的には休日夜間議会など、住民が参加しやすい環境をつくる一方、報酬額を算定する根拠を示す中で議会についての理解を促進し、議員の「なり手不足」を解消する取り組みが見られる。議会が行政監視や政策立案といった機能を拡大し、それを住民に説明することで議員報酬の増額への理解を求める試みも進んでいる。議会活性化への取り組み自体が議会への関心を喚起し、議員の「なり手不足」を解消することにもつながる効果をもち、地方自治の活性化にもつながることになる。

4. 議員報酬の今後と町村議会

自治体議会は、地域デモクラシーを確保する上でも不可欠な存在である。自治体議会における「なり手不足」や無投票当選の増加は、地方自治のあり方に関わる大きな問題であることを認識すべきである。低い議員報酬や定数減による議員への「なりにくさ」があることも確認しておきたい。

議員報酬の問題は、住民が自らの町村議会をどうするのかという根本的問題である。議会についての住民の理解を促進し、議員活動を担っていただけるだけの報酬のあり方を検討する必要がある。

今後は、議員の役割と活動に重点をおいた報酬のあり方を、各町村の状況に応じて具体的に検討することが求められる。「なり手不足」の解消に向けて議員報酬の再検討を進める上で前提となるのは、議会の活性化を図り、住民に身近な議会を構築することであることを再度確認しておきたい。

第4章 先駆議会（5町）の報酬額の算定方式

議員報酬を考える場合、原価方式、比較方式（類似団体比較）、収益方式（成果重視）が想定できる。比較方式は、参考にはなるが根拠としては弱い。収益は重要であるが、その算定方法は確立しておらず、それと報酬とを関連づけることは困難である。もちろん自己評価であれ議会としての収益を住民に発信することは必要である。

原価方式は、たとえば議会活動（A領域）、議員活動（B領域）、議会活動・議員活動に付随した活動（質問や議案に関する調査等）（C領域）、それ以外の議員活動（議員としてかかわる住民活動等）（X領域）を中心にそれぞれ時間数を抽出する。選挙・政党活動（政党助成金の対象）はこの限りではない。そこで算定された時間数（正確には1日8時間でカウントした日数）を、首長（それだけではなく副首長、教育長の平均を採用している自治体もある）の活動日数と比較する。その割合に基づき、首長の給与から議員の報酬を割り出すというものである。

原価方式を採用する際の原則を確認しておこう。

<原価方式を採用する際の原則>

原則1：新たな議会を創り出す上で、議員活動の現状把握とさらなるバージョンアップを考える素材として活用。公式的な議会への参加の活動に限定しない。

原則2：グレイゾーンがあるので、この原価方式は今後の議会・議員活動を考える素材であって、報酬額に直結しない。つまり、新たな議会を創り出す上での議員が活動すべき水準、あるいは期待値である。

原則3：検証可能だけを考慮した厳格な原価方式を踏まえて報酬額を考える場合、グレイゾーンを排除するために明確な活動、したがって公式な会議への参加だけといったように議員活動を狭めることになる。同時に、事後的に報酬が確定するという極めて煩雑な作業が議会事務局に課せられる。したがって、新たな議会を創り出す上では、現時点では検証可能だけを考慮した厳格な原価方式を報酬額に直結させる手法は馴染まない。グレイゾーンを含み込んだ原価方式がのぞましい。

*補足：活動日数が多くなれば、当然生活給的な額が必要になるという論理も内包している。

つまり、議員活動には、グレイゾーンがあること、少なくともこの程度は活動してほしいという現状および期待を込めた活動を念頭に置いた、議会・議員活動の時間を便宜的に提示している。

報酬の基準を確認した。いくつかの留意すべき事項がある。①時間給ではない—常勤的に活動することが求められるが職業ではない—②変化する報酬額③夜間議会は慎重に④期末手当⑤報酬を区分する発想は問題、といった留意点も確認しよう。

第5章 議員報酬を検討する上での留意点

— 議会力をアップさせる議長報酬等、政務活動費、期末手当、費用弁償 —

現行自治法では、議員報酬とともに期末手当、費用弁償（以上自治法 203②③）、政務活動費（自治法 100⑭～⑯）が支給できる。議会力アップにとって必要である。

議員報酬はすでに検討したように個人別の格差を想定しているわけではないし、そうした発想から報酬額を算定すれば、会議等の表（おもて）に現れる活動のみが算定基準となる。

個人別報酬の発想とはまったく異なり、議会のリーダーに特別の報酬とすることは必要である。役割の相違による報酬額の差違も必要である。機関としての議会を作動させるには、議長のリーダーシップがいままで以上に重要となっているし、議会運営では実質的に委員会が重要な役割を果たさなければならず、その際委員長はいままで以上の活動が期待される。また、議長、委員長はそれぞれ副議長や副委員長とともに活動する。そこで、議長、委員長、さらに副議長や副委員長の役割を考慮して報酬額も確定する必要がある。

同時に、条例に基づき議員報酬だけではなく費用弁償、期末手当も支給できる。これらの検討は必要である。また、政務活動費の支給も条例に基づき可能となった。

議会力アップの視点から、議員報酬とともに政務活動費、期末手当、費用弁償は必要である。

なお、これ以外の支給は法定されていない。したがって、若者手当、育児手当等の要望は議会・議員から聞かれるが、現行法上支給は困難である（自治法 204②）。若者手当、育児手当という項目が法律上ない以前に、自治法による手当規定では議員は対象外となっている。これらの趣旨を活かすには、自治法等の改正の検討も必要である（所得損失手当、世話手当（育児・介護にかかる費用補償））。

第6章 町村における議員定数をめぐる現状と課題

1. 議員定数をめぐる状況

自治体議員の各自治体における定数の推移については、市町村の規模にかかわらず、概ね減少傾向にあり、とくに町村においては際だって減少しているといえる。町村議会議員数は、暫時減員が続いてきていたが、「平成の大合併」の期間、大幅な減少を見た。こうした定数削減の傾向は、議会の存在価値にかかわる重要な問題であると同時に、近年の自治体議会に対する住民の厳しい目線の反映でもある。「平成の大合併」による影響を除いてみても、市区、町村共に、じりじりと定数を削減している状況が見られ、このことがもつ意味や影響について考えてみる必要がある。

2. 町村における議員定数条例の状況

(1) 議員定数条例を改正した自治体数

全国町村議会議長会がまとめた「議員報酬・定数に関する調査」では、全町村数 927 のうち、条例改正を実施した町村は 287 町村(全町村の 31.0%)あり、沖縄県与那国町の 1 件を除いては、99.7%の町村で減員の条例となっている。いわば、町村議会議員の数を減らすことが当たり前のこととなっており、こうした減員によって、住民の意思を政治・行政に反映すべき議会の役割を果たすことができるのかどうか検討すべきである。

(2) 議員定数の増減員数と分布

減員数を見ると、2 減が最も多く、182 町村と減員した町村のうち全体の 63.4%を占めている。1 減の 66 町村 (23.0%) と合わせると全体の 86.4%を占めており、6 年間で 1~2 の議員数を減員している町村が多くを占める。4 人減も 23 町村 (8.0%) と 1 割近くあり、3 人減の 12 町村 (4.2%) と合わせると 12.2%を占める。減員を行った町村では、合併等の個別事情もあるものと思われるが、定数削減を行ったいずれの町村においても、定数削減の住民圧力が存在したことが推測できる。

定数の削減理由に財政的な負担の軽減があげられると同時に、議員のなり手不足を防ぐためには現行の報酬を維持または引き上げることが求められていることも、定数削減の理由に挙げられている点は注目すべきである。財政難と定数削減がリンクし、報酬問題から定数が議論される現状には課題があることを指摘したい。

3. なぜ、議員定数減なのか

(1) 議員定数減条例制定の理由

議員定数減の理由として最も多くあげられたのは①「財政の悪化(行財政改革の一環)」で、107 町村と全体の 37.4%をしめ、次いで②「人口減少・将来人口の動向」が 104 町村で 36.4%となっている。いずれも全体の 4 割に迫るものとなっており、町村を直撃している財政難に加え、地方創生で語られる将来人口の減少についての危機感が定数減につながっている現状がある。次いで多いのが、74 町村 (25.9%) の回答に記載された③「住民からの批判・意見」である。他に、「他自治体(近隣自治体・類似団体)との比較」、「減員しても議会活動に支障をきたすことはない、

「直近の選挙が無投票」、「欠員の状況でも運営に支障が出ていない」などが見られる。

(2) 議員定数改正条例の提案者

議員定数改正条例の提案者は、ほとんどが議員提案による。このように、議員定数の決定について、議会が主体的に取り組み、住民の声をふまえながら決定することは好ましいことであろう。

4. 町村の議員定数をめぐる法的沿革

自治体議会議員の定数は、地方自治制度の法的沿革の中で決められてきた。これまでの経過を見ると集権化が進められると議員定数が減じられ、地方自治の発展した時期には、議員定数は増員される傾向があった点に留意すべきである。

5. 議員定数はどうあるべきか

ここまでの考察をふまえると行政改革と同様に財政的な理由のみで、ジリジリと議員の定数減が繰り返される現状は好ましいものではない。定数削減や報酬削減によって議会活動への関心の低下や「議員のなり手不足」が深刻化している現状にも留意しなくてはならない。

定数の問題と報酬問題が関連して議論される傾向が見られるが、地方自治と民主主義の観点から考えると、両者は本来、別々な問題として議論されるべきである。議員の定数は、民意の反映に必要なさまざまな集団、階層、職業、性別などからの代表選出可能性に関わるものであり、多様な民意を的確に反映するために必要な定数を確保することが求められる。定数削減ありきではなく、本来の自治体議会の機能を維持することが可能な定数について、ここで示したような論点をふまえ、慎重な議論を重ねていく必要がある。

第7章 議員定数をめぐる論点

議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近い。定数議論は慎重に、より正確に言えば新たな議会を創出するための定数議論をすべきである。

新しい議会像から定数の基準を探ることが必要である。住民参加を豊富化し、それを踏まえて首長等と政策競争する。このためには機関として議会が作動する必要がある。それには議員間討議が不可欠である。新しい議会に適合する定数は、討議できる人数を基本として、その討議を豊富化させるために住民が議会運営にかかわる手法を想定している。

一般に、定数について両極からの議論がある。一方では、多様性を重視する議論＝住民代表性と直結する議論がある（増加・維持重視）。しかし、多様性の範囲が確定できないとともに、議会への住民参加の充実はその代表性の意義を減少させている。他方で、機動的に動ける人数という議論もある（削減重視）。しかし、機動性は執行機関に求められる。議員定数を考える場合、第一義的にはこの議論は採用すべきではない。また、削減の理由として、少数精鋭にするためといわれることがあるが、少数ではあっても精鋭になる保障はない。

そこで、定数の原則を確認しよう。討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）。これに委員会数を乗ずる数が定数となる。

なぜ、討議できる人数がこれか。科学的な根拠があるわけではない。委員長（および副委員長）がいて、両脇に3人ずつ委員が配置されることで積極的な討議ができるという経験知である。この提案の理由の1つは、自由な討議する公共空間を創り出すことである。人数の少なさは自由な討議を可能にするが、少数意見を出しにくいという課題もある。少数ではあろうとも、それに賛同する意見が出て討議は展開する。

以上のように、定数の基準は討議できる人数を提示してきた。それに加味する要素も考えたい。多様性である。この多様性は、住民参加の充実があれば、議会の中で再生され、討議できる人数の基準でも可能である。しかし、議員が均一化すれば、その多様な住民の声は議会の場では開花しない。少数派が多数派になれることが民主主義である。そのためには、少数派が一人ではなくそれに同意するものが少なくとももう一人いることが必要である。たとえば、中山間地域出身議員は、いなくなるか少数になっている。そこで、少なくとも1常任委員会に2、3人は配置されるように、面積要件なども考慮してよい。常任委員会数自体は変えず、1常任委員会の定数7、8人を超えて配置するものである。討議できる人数という基準の修正というより加味する要素である。

こうした基準より少ない議会も少なくない。増員も考えたい。現状では困難な自治体も少なくない。こうした現状に対処するために、住民参加や委員会設置も考える必要がある。

むすび — 現状とさらなる改革の留意点

報酬や定数をめぐる今日の動向は次の通りである。

- ① 議員報酬を増額する自治体も広がってきた。住民参加と報酬増額とは親和的である。
- ② 定数は、すでに減少傾向にあり、一度削減すれば戻せない。
- ③ 議員報酬等は、議会力アップの条件であり、慎重に議論する必要がある。同時に、議員のなり手不足にもその削減は影響を与えている。これらの議論には説明責任を伴い、住民と考えることが望ましい。

本報告書で確認してきた報酬等について再確認しておこう。

< 議員報酬の算定方式の再確認 >

議員報酬の現状、議員にとっては低い報酬という意識、報酬の低さが議員のなり手不足と連動していること、そして、議会の新たな試みについて検討してきた。

【議員報酬算定にあたっての手順】

【手順 1】 現行の活動か、あるいは期待値（空想ではない）を含めたものを確定する。

【手順 2】 1年間の議員活動日数を算定するために、全議員を対象とするか、抽出とするかを確定する。

【手順 3】 議会活動として活動する日数の算出については、基準を明確にする（表に現れる活動）。

【手順 4】 議案の精読、住民との接触等の個々の議員・会派で行う活動の範囲と算定にあたっての基準を明確にする（表に現れない活動）。

【手順 5】 議員活動日数と首長活動日数・給与との比較から議員報酬を算定する（首長、副首長及び教育長の平均を採用する自治体もある）。

< 定数の再確認 >

議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近いことを踏まえて、定数議論は慎重に、より正確に言えば新たな議会を創出するための定数議論をすべきである。

【原則 1】 討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも 7、8 人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）。これに委員会数を乗ずる数が定数となる。

【原則 2】 いくつかの留意点を確認する。委員会数の確定、常任委員会の複数所属は慎重に、面積要件の加味を、定数が少ない議会では住民参加によって議会力の充実、議長のカウンターの仕方、といった論点について議論する必要がある。

こうした状況を念頭におき、議会力アップのための報酬等を検討してきた。ぜひそれぞれの自治体で本報告書が提起する報酬等の基準を参考に再検討していただきたい。その上で、①報酬・定数の審議の作法、②議会力アップが行財政改革を進める視点を、③恒常的な夜間・休日議会の限界、といった留意点も確認する必要がある。